

国民体育大会における実施競技について（対比表）

2017/03/02

現行	改定案
<p>I. 実施競技の区分 ～省略～</p> <p>II. 各大会の実施競技</p> <p>1. 第70回大会（平成27年）～第73回大会（平成30年）【第1期実施競技選定】 ～省略～</p> <p>2. 第74回大会（平成31年）～第77回大会（平成34年）【第2期実施競技選定】</p> <p>(1) 選定基準 ～省略～</p> <p>(2) 評価結果（実施競技の区分）</p> <p>1) 正式競技 : 計41競技</p> <p>(A) 毎年実施競技 : 計39競技</p> <p>[本大会] 計36競技</p> <p>陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン</p> <p>～省略～</p>	<p>I. 実施競技の区分 ～省略～</p> <p>II. 各大会の実施競技</p> <p>1. 第70回大会（平成27年）～第73回大会（平成30年）【第1期実施競技選定】 ～省略～</p> <p>2. 第74回大会（平成31年）～第77回大会（平成34年）【第2期実施競技選定】</p> <p>(1) 選定基準 ～省略～</p> <p>(2) 評価結果（実施競技の区分）</p> <p>1) 正式競技 : 計41競技</p> <p>(A) 毎年実施競技 : 計39競技</p> <p>[本大会] 計36競技</p> <p>陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン</p> <p>～省略～</p>

国民体育大会開催基準要項細則（対比表）

現行	改定案												
<p>2 本則第7項第4号の2(施設基準)</p> <p>大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(国民体育大会施設基準:39 頁参照)</p> <p>※別紙「国民体育大会施設基準」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">競技</th> <th style="width: 40%;">基準</th> <th style="width: 50%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山岳</td> <td><u>日本山岳協会</u>が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設</td> <td>高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m²のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	競技	基準	摘要	山岳	<u>日本山岳協会</u> が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m ² のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施	<p>※別紙「国民体育大会施設基準」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">競技</th> <th style="width: 40%;">基準</th> <th style="width: 50%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山岳</td> <td><u>日本山岳・スポーツクライミング協会</u>が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設</td> <td>高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m²のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	競技	基準	摘要	山岳	<u>日本山岳・スポーツクライミング協会</u> が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m ² のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施
競技	基準	摘要											
山岳	<u>日本山岳協会</u> が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m ² のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施											
競技	基準	摘要											
山岳	<u>日本山岳・スポーツクライミング協会</u> が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m ² のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施											

4 本則第 10 項第 3 号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第 70 回大会から第 73 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレ射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、

<p>アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン [冬季大会] スキー、スケート、アイスホッケー ② 隔年実施競技(2 競技) [本大会] 銃剣道、クレール射撃 2) 公開競技(5 競技) [本大会] 綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ 3) デモンストレーションスポーツ 開催県が希望する競技 4) 特別競技 [本大会] 高等学校野球 (3) 正式競技及び特別競技の参加人員は 43 頁に示すとおり。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p>アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン [冬季大会] スキー、スケート、アイスホッケー ② 隔年実施競技(2 競技) [本大会] 銃剣道、クレール射撃 2) 公開競技(5 競技) [本大会] 綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ 3) デモンストレーションスポーツ 開催県が希望する競技 4) 特別競技 [本大会] 高等学校野球 (3) 正式競技及び特別競技の参加人員は 43 頁に示すとおり。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>
---	---

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すこととする。

I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

<今後の国民体育大会の目的、性格について>

■「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革2003～」(概要版)

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記Ⅱ-1-(1)及びⅡ-2-(1)に記載の「選定基準」（16頁、18頁）に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技

2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」（21頁）により実施することができる。

- (1) 日体協加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」（21頁）に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. デモンストラレーションスポーツ

開催都道府県体育協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストラレーションスポーツ実施基準」（22頁）により実施することができる。

4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

II. 各大会の実施競技

1. 第70回大会（平成27年）～第73回大会（平成30年）【第1期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する競技であること。

ア. オリンピック競技大会の実施競技・種目であること。

国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会で実施する競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

本項目に該当する競技については、国際的な普及として、次の条件のうち4つ以上を満たしていること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード [旧 GAISF (国際競技団体連合)] に加盟している団体の競技であること。

e) アジア競技大会で実施されている競技であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分 [「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」] を決定する。

① ※国内外における競技の位置付け

競技の位置付け	配点
ア. オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定されている競技。	300点
イ. わが国古来の伝統的な競技（武道）。	100点
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技。	100点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300点	—	300点
項目2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200点	—	200点

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目 3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。	100点	—	100点
項目 4	特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	100点	200点	300点
項目 5	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展について協力姿勢が認められること。	50点	100点	150点
項目 6	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の安定的な運営について協力姿勢が認められること。	50点	100点	150点
項目 7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	50点	100点	150点
項目 8	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	50点	100点	150点
小 計		900点	600点	1,500点

(2) 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 : 計41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計37 競技

[本大会] 計34 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会] 計3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計4 競技

[本大会] 計4 競技

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

[冬季大会] 該当競技なし

(C) 開催地選択競技

上記 (B) の競技のうち、当該年に隔年実施の対象外となった2 競技の中から開催都道府県が1 競技を選択して実施する。

2) 公開競技 : 計4 競技

[本大会] 計4 競技

綱引、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（22 頁）に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1 競技

[本大会] 計1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

2. 第74回大会（平成31年）～第77回大会（平成34年）【第2期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織(IF)へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織(IF)が、半世紀(50年)以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード[旧GAISF(国際競技団体連合)]に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。なお、本項に該当する日体協加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技*】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

※ 柔道は項目ア-(A)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

空手道は項目ア-(B)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査(書面調査)」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育(スポーツ)協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」(毎年実施競技、隔年実施競技)、「公開競技」、「デモンストラーションスポーツ」】を決定する。

① ※基礎的な配点

競技の位置付け		配点
ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技 (次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技)		300点
(A) オリンピック競技大会での実施が決定している競技		
(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技 a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。 b) IFへ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50以上であること。 c) IFが半世紀(50年)以上の歴史を有していること。 d) スポーツアコード(旧GAISF)に加盟している団体の競技であること。 e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。		200点
イ. わが国古来の伝統的な競技(武道)		100点
ウ. 上記ア及びイのいずれにも該当しない競技		100点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目1	各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300点	—	300点
項目2	各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200点	—	200点
項目3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位または近隣地域で、予選会(都道府県予選及びブロック予選)が行える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	100点	—	100点
項目4	特にジュニア層の競技者を中心として、国体を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	150点	150点	300点
項目5	当該競技団体が、日体協と連携して国体の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて協力姿勢が認められること。	100点	100点	200点
項目6	日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	50点	50点	100点
項目7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	75点	75点	150点
項目8	競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	75点	75点	150点
項目9	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	75点	75点	150点
項目10	当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。	75点	75点	150点
小 計		1,200点	600点	1,800点

(2) 評価結果(実施競技の区分)

1) 正式競技 : 計41競技

(A) 毎年実施競技 : 計39競技

[本大会] 計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計2競技

[本大会] 計2競技

銃剣道、クレール射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計5競技

[本大会] 計5競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（22頁）に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

国民体育大会施設基準

【国民体育大会冬季大会】

競技	基準	摘要
スキー	ジャンプ台ヒルサイズは 80m 以上 1、 クロスカントリーコース男子 15km(周回 でもよい)、 女子 5km 各 1、ジャイアントスラローム コース 1 又は 2	原則として 2 会場とし、開催地の都合で 3 会場 に分かれてもよい。 ジャンプ台について、ヒルサイズが 80m に満た ない場合は全日本スキー連盟において協議す る。L 点角度については、ヒルサイズ 85m 以上は 31 度以上とし、ヒルサイズ 85m 未満の場合は全 日本スキー連盟において協議する。
スケート	スピードスケートリンク 1 周 400m1、 屋内フィギュアスケートリンク 1 面	2 会場地に分かれてもよい。
アイスホッケー	アイスホッケーリンク 3 面 (うち屋内 2 面、豪雪対策用 1 面)	2 会場地以上に分かれてもよい。 開催地で対応できない場合は近接県又はブロッ ク内の施設で行うことができる。

【国民体育大会】

競技	基準	摘要
総合開・閉会式	式典会場は、観覧席が仮設スタンドを含み、約 3 万 人を収容できる施設 屋外の式典会場の場合は、雨天対策用として体育館 1	
陸上競技	日本陸上競技連盟公認の 1 種競技場 1	1 周 400m のサブトラック 1、投てき 練習場 1
水泳	日本水泳連盟公認のプール 1. 競泳用 50m プール 1(隣接して 25m 補助プール 1) 2. 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1(飛 込用として 10m の固定台と 3m の飛板を備えてい ること。) 3. 水球用プール 1	左記 1、2、3 は、至近距離にある異な った会場であることが望ましい。
サッカー	規定の競技場芝生 7 面以上	2 会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全 3 面まで JFA 公認人工芝ピッチの使用を可能 とする。
テニス	規定のコート 20 面	2 会場地に分かれる際は 24 面と する。
ボート	1,000m の 5 コースを有する水路 1、艇庫 1(仮設でもよ い。) 回漕用として 1 コース程度を付設する水路	
ホッケー	規定の競技場 2 面	
ボクシング	規定のリング 2 面を設置することができる体育館 1 (床面積：縦 40m 以上×横 35m 以上) 検診、計量会場、医療室、グローブング室、選手練習場 などの付帯施設	
バレーボール	規定の屋内コート 8 面	2 会場地以上に分かれてもよい。体 育館の天井の高さは 10m 以上が望 ましいが、7m 以上あればよい。
体操	規定の各器具を設置することができる体育館 1	2 会場地に分かれてもよい。

競 技	基 準	摘 要
バスケットボール	規定の屋内コート 10 面	近接であれば 2 会場地以上に分かれてもよい。
レスリング	規定のマット 4 面を設置することができる体育館 1	2 会場地に分かれてもよい。
セーリング	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1 (2 海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟 (仮設でもよい)	
ウエイトリフティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技会場は下記のいずれかとする。 ① 規定のプラットホーム 1 面を設置することができる施設 1 ② 規定のプラットホーム 2 面を設置することができる施設 1 ③ 規定のプラットホーム 1 面を設置することができる施設 2 ・ ウォーミングアップ場を各施設に 1 (8 セット以上のバーベルとプラットホーム) ・ 練習会場 1 (10 セット以上のバーベルと練習用プラットホーム) 	③ の場合は両施設が近接していることが望ましい。 競技日程は、競技会場が① の場合は 5 日間、② あるいは③ の場合は 3 日間とする。
ハンドボール	規定の屋内競技場 6 面	2 会場地に分かれてもよい。体育館の天井の高さは 10m 以上が望ましいが、7m 以上あればよい。
自転車	規定の競技場 1、 規定のロードレースコース (1 週の周長が少なくとも 10 km 以上であり、10~15 km を原則とする周回ロードコース)	
ソフトテニス	規定のコート 16 面	2 会場地に分かれてもよい。
卓球	規定のコート 12 面 (予備コート 2 面を含む) を設置することができる体育館 1	2 会場地に分離して開催する場合は、各体育館に規定のコート 8 面を設置する。
軟式野球	規定の野球場 5 面	2 会場地以上に分かれていてもよい。 2 会場地以上に分かれる場合は 6 面とする。
相撲	規定の競技場 1	
馬術	障害馬術競技場 1 面 70m×50m (楕円形でも可)、別途ダートコースを隣接する。 障害練習場 2 面 (うち 1 面は競技場隣接) 馬場馬術競技場 1 面 90m×50m 馬場馬術練習場 2 面 (うち 1 面は隣接) 厩舎 227 馬房 (1 馬房 3m×3m) 隔離厩舎 2 馬房 (1 馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎 47 名収容 (各県 1 名男女別)	各施設は仮設並びにリースでもよい。
フェンシング	規定のピスト 8 面を設置することができる体育館 1	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
柔道	規定の競技場 3 面を有する柔道場又は体育館 1 試合会場に隣接した練習場 1 (150 畳程度)	試合場は原則として床面に直接畳を設置する。ただし、床面が固く、弾力が無い場合はかさ上げをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
ソフトボール	規定の競技場 8 面	2 会場地以上に分かれてもよい。

競 技	基 準	摘 要
バドミントン	規定のコート 8 面を有する体育館 1	2 会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは 12m 以上あればよい。
弓道	規定の弓道場 1、遠的競技場 1(仮設でもよい。)	
ライフル射撃	規定のライフル射撃場(エア・ライフル 26 射座 1、スモールボア・ライフル 24 射座 1、ピストル 18 射座 1、光線銃 13 射座の体育館 1)	2 会場地以上に分かれてもよい。 エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
剣道	規定の競技場 2 面を有する剣道場又は体育館 1	
ラグビーフットボール	規定の競技場 3 面(うち芝生の競技場 2 面)	2 会場地に分かれてもよい。
山岳 ※第 74 回大会から「スポーツクライミング」に変更	日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m ² のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施
カヌー	1. カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅 101m 以上を有する 500m 以上のコース 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。) 2. カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。)	2 会場地以上に分かれてもよい。
アーチェリー	70m の射程距離を有する施設 1	
空手道	規定の競技場 4 面を有する空手道場又は体育館 1	
銃剣道	規定の競技場 2 面を有する体育館 1	
クレー射撃	規定の射場トラップ 1 面、スキート 1 面	
なぎなた	規定のコート 2 面を有する体育館又は武道館 1	
ボウリング	JBC 公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 ・1 会場で 40 以上のレーンを有する場合は、競技日数は 5 日間以内とする。 ・1 会場で 34~38 のレーンを有する場合は、競技日数は 6 日間以内とする。 ・2 会場で、それぞれ 32 以下のレーンを有する場合は、競技日数は 5 日間以内とする。	2 会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC 認証ピンであること。
ゴルフ	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた 54ホール(3コース)の施設を有する競技場	2 会場地以上に分かれてもよい。
トライアスロン	規定のコース(スイム 1.5km、バイク 40km、ラン 10km)	スプリントディスタンス(スイム 0.75 km、バイク 20 km、ラン 5 km)でも可能とする。

【特別競技】

競 技	基 準	摘 要
高等学校野球	規定の野球場 3 面	2 会場地に分かれてもよい。

【「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技】

競 技	基 準	摘 要
水泳 (オープンウォーター スイミング)	規定のコース (5 km)	
バレーボール (ビーチバレー)	規定のコート4面、練習コート1面 (男女共有)	2会場に分かれてもよい。 プレイゾーン上空は、ネットの上端 から10m以内に障害物がないこ と。
体操 (トランポリン)	規定のトランポリン器具や安全マットなどが設置で きる体育館1	天井高は10m以上が望ましい。 トランポリン器具周辺の安全マッ トの厚さの基準は20cmとする。

(注) 1. 「規定」とは、各競技団体の定める規定をいう。

国民体育大会開催基準要項細則

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日体協の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:39頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

- (i) 成年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - [注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iii) ふるさと選手(47 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
 - [注] 49 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
 - (ii) 少年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - iii) 一家転住に係る者(48 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
 - [注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(49 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
 - ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
 - ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
 - ⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(50 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(51 頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
 - (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
 - ⑧ 上記のほか、監督については日体協公認スポーツ指導者制度に基づく、当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県
- 選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。
- ただし、日体協が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳(中学 3 年生)とする。
- ① 成年種別
 - 大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。
 - (i) 居住地を示す現住所
 - (ii) 勤務地
 - (iii) ふるさと(47 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
 - [注] 49 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(49頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(51頁)の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(48頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(51頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日体協及び当該競技団体が調査審議の上、日体協がその可否を決定する。

4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41競技)

① 毎年実施競技(37競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、

ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ
[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、
体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、
ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、
フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、
ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、
なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(3) 正式競技及び特別競技の参加人員は 43 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。

3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	———	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(78頁)

参加得点は10点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(80頁)によるものとする。

6 本則第13項第3号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 要 望 書				
公益財団法人 日本体育協会会長 殿				
文 部 科 学 大 臣 殿				
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会]を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。				
年	月	日	都道府県体育協会会長名	印
			都道府県知事名	印
			都道府県教育委員会名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日体協及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 申 請 書			
公益財団法人 日本体育協会会長 殿			
文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会]を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。			
年	月	日	都道府県体育協会会長名 印
			都 道 府 県 知 事 名 印
			都道府県教育委員会名 印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日体協及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m²(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与

- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法
- ⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法
- ⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日体協加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

(2) 各競技別実施要項

1) 期日

2) 会場

3) 種別(種目)及び参加人員

4) 競技上の規程及び方法

5) 予選方法

6) 参加資格等

7) 成績採点方法

8) 表彰の方法

9) 参加申込方法

10) 参加上の注意

11) その他

10 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 大会役員

3) 天皇杯・皇后杯授与規程

4) 参加人員一覧表

5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表

6) 各競技の日程及び組合せ

7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば

- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員
- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

11 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日体協に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日体協が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日体協が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に参加するなどの対応をとること。

〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 3-(1) ①オ(ア)
 - 3-(1) ②ウ“大学を除く”
 - 5-(1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 4、7-(1)(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
 - 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
 - 6-(2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
 - 11-(1) (国民スポーツ振興事業)

- (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
第 3 項(1)②のエ()書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。
第 4 項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。
同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。
第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。
- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。
第 4 項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。
第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。
第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。
第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。
第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。
第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員

会にて決定)

- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
- 第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。
 - 第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。
- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。
- (34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行する。
- (35) 本細則第 3 項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (37) 本細則第 3 項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改定し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。
- ・「第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - ・「第 10 項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、第 62 回大会より施行する。
- (40) 本細則第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「国体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第 60 回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第 63 回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。
 - ・ バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。
- (41) 本細則第 2 項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第 63 回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、

セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、
フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技

- (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。
- (47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
- (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25 日)、施行する。
- (55) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③-(ii)-(iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成 20 年 4 月 25 日改定し、施行する。
- (56) 本細則第 4 項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足 4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。
- (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
- (58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、

- 第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 1 日)より施行する。
- (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
- (60) 本細則第 3 項第 1 号-1)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③及び同 2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (62) 本細則第 4 項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成 21 年 12 月 16 日新設し、第 70 回大会より施行する。
第 2 項及び第 4 項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65 回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。
- (65) 本細則第 4 項(各季大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定(「国民体育大会における実施競技について〈平成 20 年 8 月 27 日制定〉」)し、第 70 回大会より施行する。
- (66) 本細則第 1 項第 1 号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成 22 年 6 月 18 日改定し、第 66 回大会より適用する。
- (67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (68) 本細則第 2 項のサッカー競技施設基準については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (69) 本細則第 4 項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
- (71) 本細則第 3 項第 1 号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第 3 項第 1 号-2)-[注]、本細則第 3 項第 2 号-1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号-1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。
- (72) 本細則第 2 項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (73) 本細則第 4 項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。
- (75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。

- (79) 本細則第4項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成24年12月20日改定し、第68回大会より施行する。
- (80) 本細則第4項の体操競技参加人員(内訳)については、平成25年3月7日改定し、第69回大会より施行する。
- (81) 本細則第4項のセーリング競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、第70回大会より施行する。
- (82) 本細則第2項の自転車競技施設基準については、平成25年6月21日改定し、第69回大会より施行する。
- (83) 本細則第4項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成25年6月21日改定し、第74回大会より施行する。
- (84) 本細則第2項の柔道競技施設基準については、平成25年12月12日改定し、第69回大会より施行する。
- (85) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成25年12月12日改定し、第70回大会より施行する。
- (86) 本細則第2項のトライアスロン競技施設基準については、平成26年3月13日改定し、第71回大会より施行する。
- (87) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成26年3月13日改定し、第69回大会及び第70回大会より施行する。
- (88) 本細則第4項の第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第74回大会より施行する。
- (89) 本細則第2項のスキー競技施設基準については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (90) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (91) 本細則第3項(1)1)③及び④については、平成27年3月12日に改定し、第70回本大会より施行する。
- (92) 本細則第5項第3号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日版)の発効に伴い、平成27年3月12日改定し、施行する。
- (93) 本細則第4項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成27年6月11日改定し、第72回大会より施行する。
- (94) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成27年12月10日改定し、第71回大会より施行する。
- (95) 本細則第6項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成27年12月10日に新設し、施行する。
- (96) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、平成29年4月3日改定し、施行する。
- (97) 本細則第4項(2)第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成29年4月3日改定し、施行する。

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

- (1) 中央競技役員
競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。
- (2) 県内競技役員
開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。
- (3) 近県競技役員
上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本体育協会と開催県が協議し、決定する。

- (1) 交通費
原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。
算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
- (2) 宿泊料金
各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。
期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。
- (3) 諸費
競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本体育協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。
期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和 53 年 11 月 7 日	制定
昭和 59 年	第 1 次改定
平成 24 年 6 月 1 日	第 2 次改定
平成 27 年 6 月 11 日	第 3 次改定
平成 29 年 3 月 2 日	第 4 次改定

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。
各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

<現行>

(10) 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<競技>				
競技統括	16	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部长、総務	6	
審判部	78	上級審判員、審判長、 男子審判員、女子審判員	44	
競技部	15	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係		
進行部	15	部長、進行係長、放送係、 時間係、音楽係		
記録部	30	部長、副部长、 本部記録係長、本部記録係、 会場記録係長、会場記録係、 速報係長、速報係、 公式掲示係、記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係		
会場部	20	部長、副部长、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係、 練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	14	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	18	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		
<新体操>				
競技統括	14	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部长、総務	4	
審判部	26	上級審判員、審判長、 女子審判員	10	
競技部	15	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係、手具点検係		
進行部	10	部長、進行係長、放送係、 時間係、音楽係		
記録部	26	部長、副部长、 本部記録係長、本部記録係、 会場記録係長、会場記録係、 コンピュータ係、記録得点係、 集票送票係、得点掲示係、 速報係長、速報係、 公式掲示係、記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係		
会場部	25	部長、副部长、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係、 練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	14	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		
合計	356		64	

<改定案>

(10) 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<競技>				
競技統括	16	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部长、総務	6	
審判部	78	上級審判員、審判長、 男子審判員、女子審判員	44	
競技部	15	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係		
進行部	15	部長、進行係長、放送係、 時間係、音楽係		
記録部	30	部長、副部长、 本部記録係長、本部記録係、 会場記録係長、会場記録係、 速報係長、速報係、 公式掲示係、記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係		
会場部	20	部長、副部长、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係、 練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	14	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	18	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		
<新体操>				
競技統括	14	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部长、総務	4	
審判部	24	上級審判員、審判長、 女子審判員	10	
競技部	15	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係、手具点検係		
進行部	10	部長、進行係長、放送係、 時間係、音楽係		
記録部	26	部長、副部长、 本部記録係長、本部記録係、 会場記録係長、会場記録係、 コンピュータ係、記録得点係、 集票送票係、得点掲示係、 速報係長、速報係、 公式掲示係、記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係		
会場部	25	部長、副部长、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係、 練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	14	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		
合計	354		64	

2 総 則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

愛媛県で開催する第72回国民体育大会「愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体」は、「君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え」のスローガンのもと、県出身の手づくり選手が大活躍し、手づくりスタッフが支える「手づくりの国体」、県民のスポーツ活動（する、みる、支える）の活性化につながる「実になる国体」、既存の施設を最大限に活用するなど、簡素化に努める「身の丈にあった国体」、全国からの参加者と県民が民泊等により交流を深める「ふれあいの国体」、愛媛の自然や文化等の魅力を全国に発信する「愛媛らしさあふれる国体」という5つの理念のもと、県民すべての参加と協力を得て、県民がふるさと愛媛に誇りを持ち、愛媛の魅力を全国に発信する晴れやかな大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正 式 競 技	特別競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	高等学校野球

2 会期及び会場地

会 期	会 場 地	会場地数
平成 29 年 9 月 30 日（土） ～10 月 10 日（火） 〔11 日間〕	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町、兵庫県三木市、高知県芸西村	12 市 8 町 1 村
※ 水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、弓道、カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）競技会は下記日程内で実施 平成 29 年 9 月 9 日（土） ～9 月 17 日（日） 〔9 日間〕	松山市、伊予市、高知県高知市、高知県本山町	3 市 1 町

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第72回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込み方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第70回又は第71回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第70回又は第71回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
[注]a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
[注]aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成29年4月30日以前から本大会終了時（平成29年10月10日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成11年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成29年4月1日を基準とする。

イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
- なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
- なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
- ア 親の転勤による一家の転居
- イ 親の結婚、離婚による一家の転居
- ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
- ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
- イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
- (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
- イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
- ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
- (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要

項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者

(2) 平成29年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC アスリートプログラム強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大

会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成 29 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 29 年 10 月 10 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成 29 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 29 年 10 月 10 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記 5 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 29 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 70 回及び第 71 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 29 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 72 回大会に参加した者が、第 73 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下の

いずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—————	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込み方法

- (1) 都道府県の体育協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
① 平成 29 年 8 月 24 日（木）	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、レスリング、セーリング、自転車、相撲、弓道、カヌー、ボウリング、ゴルフ
② 平成 29 年 9 月 6 日（水）	陸上競技、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。
 - ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局
 - イ 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会事務局
 - ウ 愛顔つなぐえひめ国体各競技会場地市町実行委員会事務局
 なお、日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	1, 5 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	2, 0 0 0 円

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成 29 年 9 月 6 日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込

大会参加者は、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 30 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、福井県 100 名以内、茨城県及び鹿児島県 60 名以内、三重県及び栃木県 40 名以内とする。

(7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、平成 29 年 9 月 6 日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

(2) 大会参加記念章

公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者

※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

(3) 視察員章

視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本体育協会、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体各競技会場地市町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運營業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・

配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、愛媛県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本体育協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

18 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

平成 29 年 3 月 2 日現在

文化プログラム事業名	会場地
愛媛県美術館 所蔵品展	松山市
コスモシアター プラネタリウム番組	
松山市考古館 (常設展)	
おはなし会	
第 1 1 回企画展テーマ展示「好古・真之・子規—明治 2 0 年代初頭」(仮称)	
えひめを元気にするカルチャー 『ひめぶん文化祭』	
松山春まつり (お城まつり)	
(仮称) パステルアート作品展	
名嘉睦稔展 風の伝言(イアイ)を彫る	
若沖、琳派、かざりと雅 京都・細見美術館名品展	
庚申庵 ふじまつり	
第 6 3 回特別企画展	
発掘へんろ展「四国の埴輪」(仮)	
愛顔 (えがお) 感動ものがたり受賞作品巡回展	
庚申庵 開園記念イベント	
ふれあいフェスティバル開催事業	
第 2 6 回二之丸薪能	
二之丸大茶会	
春の生活文化部展示会	
伊予の木工芸 ～出土木製品から見る木工の過去と現在～	
第 1 6 回えひめスポーツ俳句大賞	
愛顔 (えがお) つなぐフォト (絵画) コンテスト (仮称)	
ウェールズ美術館所蔵 ターナーからモネへ	
大連古代蓮の育成と写真展	
子規・漱石生誕 1 5 0 年記念 第 2 0 回俳句甲子園	
第 4 0 回記念愛媛女流書家連盟展	
愛媛の探検家・冒険家たち～未知への挑戦と開拓～ (仮)	
第 2 4 回市民ミュージカル (演目未定)	
「古代いよ発掘まつり」掘ったぞな松山 2 0 1 7	
「古事記」—國産み—	
近代日本画の精華 培広庵コレクション展	
権利擁護市民セミナー	
カブトムシツインドーム	
夏季子規塾	
松山港まつり三津浜花火大会	

文化プログラム事業名	会場地
古代体験まつり	松山市
第52回松山まつり	
ふれあい将棋大会	
福祉サポートフェスタ	
タイムスリップ！64年前の国体@堀之内	
安倍能成を知る	
全国スポーツ写真展	
安倍能成～学習院中興の祖と称された偉人～	
紫舟作品展	
侍の美（仮）	
国体・スポーツ関連図書企画展示	
第52回子規顕彰全国俳句大会	
糸瓜忌	
福祉のつどい開催事業	
休日県庁見学デー（県庁本館竣工88周年記念事業）	
庚申庵 湯豆腐忌	
松山市民文化祭 第36回美術展	
えひめ愛顔（えがお）の子ども芸術祭2017	
愛媛県民総合文化祭	
庚申庵観月会	
のぼさんとあそぼ秋祭り	
野外活動センターまつり	
第35回子規顕彰全国短歌大会	
松山市民文化祭 第36回芸術祭	
レオナルド・ダ・ヴィンチと「アンギアーリの戦い」展	
「古代いよ発掘まつり」いにしへのえひめ2017	
障がい者ふれあいスポーツ大会	
秋の生活文化部展示会	
若草福祉まつり	
愛媛人物博物館冬季企画展「生誕150周年記念～柳原極堂 所蔵品展」（仮）	
北条社会福祉センターまつり	
愛顔ひろがる えひめの障がい者アート展	
ふれあいの祭典	
Dance Battle in Matsuyama vol. 5	
ビブリオバトル	
「星の音楽会」幼児と楽しむクラシックコンサート	
島四国へんろ市	今治市
いまばり緑化フェア2017	

文化プログラム事業名	会場地
半島四国八十八ヶ所めぐり	今治市
今治地方春祭り	
バラ祭りよしうみ2017	
三島水軍鶴姫まつり	
水軍レース大会	
今治市民のまつり「おんまく」	
今治ジャズタウン	
今治市美術展覧会（市展）	
第17回瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ	
菊間祭り（お供馬の走り込み）	
今治文化芸術祭	
大山祇神社抜穂祭	
2017桜井・湯ノ浦温泉まつり	
県展今治移動展	
国指定重要文化財 宇和島城天守	
名勝 天赦園	
重要文化的景観 遊子水荷浦の段畑	
畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館	
吉田ふれあい国安の郷	
宇和島市立歴史資料館	
宇和島市立城山郷土館	
日本庭園 南楽園	
定期闘牛大会	
いのちの写真展～僕たちは ここにいる～	
宇和島市立伊達博物館 春期特別展	
天赦園 春の呈茶会	
伊達なうわじまお城まつり	
仙台フィルメンバーによる名曲の夕べ	
吉田町夏祭り	
和霊大祭・うわじま牛鬼まつり	
コスモス名曲コンサート2017	
茨城県立大洗高校マーチングバンド演奏会宇和島公演	
第50回三間町納涼大会	
つしま夏祭り	
宇和島市立伊達博物館 秋期特別展	
第7回オープンスペースきゃっち写真展	
吉田町芸能祭	
第59回宇和島市民文化祭	

文化プログラム事業名	会場地
吉田の産業祭り「きはなはいや吉田三万石2017」	宇和島市
第13回美沼の里産業文化まつり	
吉田町文化祭	
第44回津島町文化祭	
吉田秋祭り（吉田おねり行列）	
第30回みま町コスモスまつり	
第7回オープンスペースきゃっち写真展	
第28回宇和島市産業まつり	
真穴の座敷雛	八幡浜市
川名津柱松神事	
国指定重要文化財 梅之堂三尊仏一般公開	
中津川百矢祭	
第42回二宮忠八翁飛行記念大会	
やわたはまみなと夏祭り 第30回てやてやウェーブ	
五反田柱祭り	
第47回八幡浜みなと花火大会	
保内秋祭り・三島神社秋季大祭	
公立美術館共同巡回展「日本画山脈 再生と革新～逆襲の最前線」	
第14回唐獅子・五ツ鹿共演大会	
八幡浜みなと祭り	
二宮敬作ウォーク	
あかがねミュージアム新居浜文化展示	
地衣類・コケだけどコケじゃない藻類？菌類？-	
100均☆自然史グッズ巡回展	
東洋のマチュピチュ「東平」バスツアー	
第50回にいはま春の市民文化祭美術の部	
第50回にいはま春の市民文化祭芸能の部	
カハクンの大宇宙旅行展	
わくわくミュージアム	
春は子ども天国	
ゆらぎの森パーゴラ藤祭り	
しゃく薬まつり	
喜光地夜市・稲荷市	
第8回マリン村	
特別展「カハクンのえひめスポーツ科学（サイエンス）」	
第60回にいはま納涼花火大会	
かはくプレゼンテーション大会	
第37回にいはま夏まつり	

文化プログラム事業名	会場地	
夏だ！おもしろ実験まつり	新居浜市	
鹿の子百合まつり		
サマーフェスティバル i n マイントピア別子		
障がい者文化芸術祭		
新居のいもだき		
東予産業遺産（仮）		
新居浜太鼓祭り		
太陽のふしぎ		
ウォーキング事業		
第10回郷土芸能発表会		
イルミネーションライトアップ		
第67回新居浜市美術展覧会		
ゆらぎの森もみじ祭り		
第62回秋の芸術祭		
マイントピア別子冬の桜まつり物産展		
「新居浜美術の新時代と住友」展		
にぎわい商店街ライトアップ		
エネルギー体験ラボ（仮）		
第41回にいはま農業まつり		
産業文化フェスティバル	西条市	
西条アートフェスティバル		
小松町ふるさと祭り		
丹原七夕夏まつり		
夏彩祭		
西条まつり ・飯積神社祭礼・嘉母神社祭礼・石岡神社祭礼・伊曾乃神社祭礼・小松秋まつり ・東予秋まつり・丹原秋まつり・綾延神社社殿中奴・磐根神社毛槍投げ奴		
カプトガニフェスティバル		
東予地区米まつり・魚まつり		
西条市産業祭		
西条地域秋季市民芸術文化祭		
丹原町産業まつり		
スノーカーニバル i n 石鎚		
赤橋自遊空間		大洲市
ポコペン横丁		
長高水族館		
花木展		
しゃくなげ俳句大会		

文化プログラム事業名	会場地
うかい	大洲市
春の鹿野川湖フォトコンテスト	
ながはま赤橋夏まつり	
山鳥坂夜神楽	
かわべふるさと祭り	
えひめYOSAKOI祭り	
いもたき	
わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道	
河辺ふれあいフェスタ2017	
大洲まつり	
五色浜夜桜まつり	
谷上山さくらまつり	
いよし花まつり	
伊予市市民文化講演会	
「ほたるの里ふたみ」ほたるまつり	
伊予中山ホテルまつり	
なかやま夏まつり	
双海の夏祭り	
伊予彩まつり	
伊予市トライアスロン大会inふたみ	
夕焼けプラットホームコンサート	
なかやま栗まつり	
いよ市民総合文化祭&ふるさとフェスティバル	
上灘公民館まつり	
下灘公民館まつり・双海芸能発表会	
なかやま芸能発表会	
鱧祭り	
フォトコンテスト	
紙のまち資料館	四国中央市
紙産業に関する展示と水引体験コーナー	
三島公園桜まつり	
城山公園桜まつり	
すすきヶ原入野公園花祭り	
向山公園桜まつり	
お茶祭り	
2017しこちゅ〜スポーツフォトコンテスト	
新宮あじさい祭り	
かわのえ夏まつり花火大会	

文化プログラム事業名	会場地
みなと祭踊り大会	四国中央市
みなと祭花火大会	
第40回四国中央紙まつり	
第10回書道パフォーマンス甲子園	
土居夏まつり	
シルク博物館（常設展）	西予市
姉妹館提携30周年記念事業	
城川地質館（常設展）	
愛媛県歴史文化博物館 常設展示	
新常設展示「密●空と海一内海清美展」	
テーマ展「久万高原町発掘50年の足跡」	
末光家一般公開	
特別展「迷路絵本 香川元太郎のフシギな世界」	
第41回宇和れんげまつり	
どろんこ祭り	
第23回かまぼこ板の絵展覧会	
特別展「トリックアート 大江戸物語」	
障がい者文化芸術祭	
かっぱMATURIサマーin明浜2017	
第35回奥地の海のかーにばる	
第13回奥伊予盆踊り花火大会	
野村納涼花火大会	
特別展「高虎と嘉明-転換期の伊予と両雄-」	
テーマ展「相撲の歴史と民俗-館蔵品を中心に」	
西予市総合文化祭	
第166回乙亥大相撲	
あけはまシーサイドイルミネーション2017	
朝霧ロードイルミネーション	
坊っちゃん劇場	東温市
源太桜まつり	
東温市商工会産業まつり	
除ケの堰堤こいのぼり架け渡し	
スイーツマラソン・とうおんファミリーフェスティバル（仮称）	
上林水の元そうめん流し	
横河原土曜夜市	
さくら市場納涼祭	
観月祭	
どてかぼちゃカーニバル	

文化プログラム事業名	会場地	
白猪の滝まつり	東温市	
とうおんゆったりサイクリング		
第32回かみじまふるさと夜市	上島町	
魚島秋祭り		
久司浦秋祭り		
佐島秋祭り		
生名秋祭り		
岩城秋祭り		
下弓削秋祭り		
上弓削秋祭り		
引野・明神秋祭り		
上島町文化公演会		
創作こけしの世界（仮称）		久万高原町
春の企画展「石鎚山の高山性植物」		
久万美コレクション展Ⅰ		
石鎚天狗太鼓		
三島神社夏祭り（久万山五神太鼓）		
特別展「巨大昆虫・微小昆虫」（仮称）		
久万納涼まつり		
ペルセウス座流星群を見よう		
みかわ納涼まつり		
自主企画展「Crossover-秩序と混沌」		
やなだに産業まつり		
中秋観月会（仮称）		
秋の企画展「面河溪 きのご写真展」		
久万林業まつり（久万文化祭）		
面河ふるさとまつり		
愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・大会松前町手作りパネル展	松前町	
義農祭		
松前港祭り		
2017 明るい人権のまちづくり大会		
まさき町夏祭り		
障がい者文化芸術祭		
第5回まさき町産業祭り 「たわわ祭」		
2017 松前町第九演奏会		
砥部焼伝統産業会館 常設展	砥部町	
砥部陶街道五十三次スタンプラリー		
砥部焼体験（砥部焼陶芸館）		

文化プログラム事業名	会場地	
砥部焼体験（砥部焼観光センター炎の里）	砥部町	
砥部焼体験（砥部町陶芸創作館）		
とべ楽市		
砥部焼まつり		
ほたるまつり		
井部悠紀三絃演奏会		
「すべての人に真民詩を」展		
坪内家流しそうめん		
権現山流しそうめん		
広田七夕まつり		
第10回ピアノ分解教室『ピアノの中をのぞいてみよう！』		
第16回ピアノリレーコンサート		
ダンスパフォーマンス in 砥部 Vol. 3		
秋の砥部焼まつり		
砥部陶街道文化まつり		
自然薯（じねんじょ）まつり		
第11回チャリティフェスティバル		
川登川まつり・筏流し		内子町
いかざき大凧合戦		
第32回燈籠まつり		
第61回内子笹まつり		
寺村山の神火祭り		
尾首の池月を愛でる会		
八日市町並観月会		
ドイツフェスタ		
長田食の文化祭		
石畳水車まつり		
立川地区 文化産業祭		
小田の郷ふるさとまつり		
第37回五十崎文化祭		
大瀬農業祭柿まつり		
内子町伝統芸能まつり		
もお〜モオ〜フェスティバル	伊方町	
佐田岬灯台点灯100年祭 兼 佐田岬はなはな祭り		
海のつどい		
佐田岬ふるさとウォーク		
きららまつり		
きなはいや伊方まつり		

文化プログラム事業名	会場地
瀬戸の花嫁まつり	伊方町
サイクリング佐田岬	
風車まつり	
三崎地区秋祭り	
瀬戸地区秋祭り	
伊方地区秋祭り	
風のまつり	
佐田岬マラソン大会	
しあわせイルミネーション	
奥内の棚田及び農山村景観	
芝不器男記念館	
目黒ふるさと館	
河後森城史跡見学会	
第28回まつの桃源郷マラソン大会	
森の国の夏祭り2017	
松野四万十バイクレース2017	
森の国文化祭	
森の国戦国武者伝走	鬼北町
明星が丘施設常設展	
山岳信仰遺跡めぐりトレッキング	
穂田るの里の幻灯火	
成川溪谷ピザ祭り	
四万十・源流広見川上り駅伝大会	
ひよし星降るキャンドル・鬼の里の夜神楽	
等妙寺ウォーキング	
きほく作品展	
きほく芸能まつり	
宇和海展望タワー	愛南町
紫電改展示館	
ぎゅぎゅっと愛南！夏の陣～海と山を喰らう～	
愛南町城辺夏まつり	
久良の能山踊り	
愛南町御荘夏まつり	
はなとりおどり	
愛南町の秋祭り	
愛南町文化祭	
トレッキング・ザ・空海あいなん	
正木の花取り踊り	

19 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

公 開 競 技	会 場 地
綱引	四国中央市
ゲートボール	松山市
パワーリフティング	伊予市
グラウンド・ゴルフ	松山市

20 デモンストレーションスポーツ

デモンストレーションスポーツは、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく実施要項による。

デモンストレーションスポーツ	会 場 地
アームレスリング	今治市
合気道	今治市
インディアカ	砥部町
ウォーキング	上島町
エアロビック	四国中央市
カーリング	松山市
カヌーツーリング駅伝	大洲市
カローリング	八幡浜市・新居浜市
近代3種	松野町
クライミング	西条市
グラウンド・ゴルフ	久万高原町
ゲートボール	松野町
3B体操	松山市
スポーツチャンバラ	松山市
スポーツ吹矢	砥部町
ターゲット・バードゴルフ	伊方町
ダーツ	松山市
ダブルダッチ	今治市・宇和島市
ディスコン	松山市
トランポリン	鬼北町
日本拳法	今治市
ノルディック・ウォーク	西予市
パラグライダー	内子町
バウンドテニス	新居浜市
ビリヤード	松山市
ブラインドテニス	松山市
ペタンク	松山市
マリンスポーツ	愛南町

※会場地数は9市、8町

21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

〔1〕文化プログラム

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会に参加することで開催気運を盛り上げ、県民総参加の大会をめざすとともに、豊かな自然あふれる風土と古来遍路文化により培われた「お接待の心」を大切に、愛媛県民がこれまで育ててきた独自の文化や芸術等を来県者等とのふれあいを通じて伝え、「えひめの魅力」を全国に向け発信するため、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体・えひめ大会文化プログラム（以下「文化プログラム事業」という。）の実施に係る必要な事項を定める。

2 事業概要

(平成29年3月2日現在)

会場地	事業名	期 日	事業内容	
		会 場		
松山市	愛媛県美術館 所蔵品展	通年※休館日（月（毎月第1月曜日は閉館、翌日が休館））	江戸時代以降の郷土ゆかりの作家を中心に、海外作品や日本美術史上重要な作家の作品展示します。	
		愛媛県美術館		
	コスモシアター プラネタリウム番組	通年	松山市総合コミュニティセンター『コスモシアター』	幼児向けのプラネタリウム番組から大人の方でも楽しめる番組や生解説で楽しんでいただく「今夜の星空」があります。（各番組30分程度）
		松山市総合コミュニティセンター『コスモシアター』		
	松山市考古館（常設展）	通年	松山市考古館 常設展示室	展示品は松山平野で出土した旧石器時代（約2万年前）～平安時代（12世紀）の土器・木器・金属器・瓦など、約500点です。
		松山市考古館 常設展示室		
	おはなし会	年間を通じ定期開催	松山市立中央、三津浜、北条図書館	どなたも無料で利用できる施設、図書館では、様々な“おはなし会”に参加できます。開催日程はお問い合わせください。
		松山市立中央、三津浜、北条図書館		
	第11回企画展テーマ展示「好古・真之・子規—明治20年代初頭」（仮称）	2月28日（火）～平成30年2月18日（日）※休館日（月）（休日の場合は閉館）	坂の上の雲ミュージアム	明治20年代初頭の秋山好古・真之、正岡子規の動向を取り上げながら、その後の彼らの人生を展望します。
		坂の上の雲ミュージアム		
	えひめを元気にするカルチャー『ひめぶん文化祭』	4月1日（土）・2日（日）	『ひめぶん』（えひめ文化健康センター）	無料体験教室、ダンスや音楽の舞台発表、絵画・郷土工芸品の展示、焼きたてパン直売などお楽しみ満載で開催します。
		『ひめぶん』（えひめ文化健康センター）		
	松山春まつり（お城まつり）	4月1日（土）～4日（火）	松山城山公園周辺	桜の咲き誇る松山城やその周辺地区を中心に「大名武者行列」「野球拳全国大会」「伊予節全国大会」など、華やかな催し物が繰り広げられ、多くの市民や観光客で賑わいます。
		松山城山公園周辺		
	（仮称）パステルアート作品展	4月上旬	松山市総合福祉センター	自閉症や発達障害の理解を深めるため、シンボルカラーのブルーのパステルで描いたアートの作品展とライトアップを開催します。
松山市総合福祉センター				
名嘉睦絵展 風の伝言(アイイ)を彫る	4月8日（土）～5月7日（日）	愛媛県美術館	自然の尊さを躍動感あふれる彫りと色鮮やかな裏彩色で表現する沖縄出身の木版画家・名嘉睦絵の作品を紹介します。	
	愛媛県美術館			
若冲、琳派、かざりと雅 京都・細見美術館名品展	4月22日（土）～6月5日（月）	愛媛県美術館	京都・細見美術館のコレクションから、若冲、琳派をはじめ、仏教美術、茶の湯の美、蒔絵・七宝などの工芸品、古代から近世に至る絵画などの日本美術の名品を紹介します。	
	愛媛県美術館			
庚申庵 ふじまつり	4月22日（土）～30日（日）	松山市庚申庵史跡庭園	庚申庵にある樹齢二百年のノダ藤の見頃にあわせ、子供体験イベント、お茶会等を開催。季節の和菓子とお茶のセットを販売します。	
	松山市庚申庵史跡庭園			
第63回特別企画展	4月下旬～5月下旬（予定）	松山市立子規記念博物館	子規・漱石・極堂生誕150年を記念して、彼らが近代俳句の礎をどのように築いたかについて紹介します。	
	松山市立子規記念博物館			

会場 地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
松山市	発掘へんろ展「四国の埴輪」(仮)	4月下旬～7月上旬(予定) ※休館日(月、祝)	四国の埋蔵文化財センター5団体が合同で開催する、出土遺物の巡回展。今年度は、古墳にまつわる四国出土の家形埴輪など、約50点の埴輪を一堂にみるができます。
		松山市考古館 特別展示室	
	愛顔(えがお)感動ものがたり受賞作品巡回展	5月1日(月)～7月31日(月)(予定)	愛顔(えがお)あふれる感動の写真やエピソードの受賞作品の巡回展を行います。合わせて5月1日～7月31日まで作品を募集し、1月～2月には受賞作品の表彰式イベントを開催予定です。
		松山市ほか、東予・南予へ巡回予定	
	庚申庵 開園記念イベント	5月3日(水・祝)	5月3日の開園日に記念イベントを開催。箏のコンサート、お茶会、庚申庵よもやまばなし等を実施します。
		松山市庚申庵史跡庭園	
	ふれあいフェスティバル開催事業	5月上旬	子ども向け催し物や各種あそびコーナー等、子どもの日にちなんだ楽しいイベントで家族間あるいは世代間交流を図るため開催します。
		松山市総合福祉センター	
	第26回二之丸新能	5月10日(水)	旧幕藩時代から、城下の人々に親しまれてきた能楽を、ゆかりある松山城二之丸庭園で開催します。
		松山城二之丸史跡庭園	
	二之丸大茶会	5月13日(土)・14日(日)	風薫る時節に、市内各流派による、抹茶・煎茶のお手前を披露する茶会を開催します。
		松山城二之丸史跡庭園	
	春の生活文化部展示会	5月13日(土)・14日(日)	松山城二之丸史跡庭園の多聞櫓で、盆栽・さつき・洋らの展示会を開催します。
		松山城二之丸史跡庭園	
	伊予の木工芸 ～出土木製品から見る木工の過去と現在～	5月27日(土)～7月2日(日)	県内で出土した木製品を展示して木工技術のルーツを探るとともに、伝統工芸を紹介します。愛媛県の木工芸の過去と未来に想いを馳せませんか。
		愛媛県生涯学習センター内 愛媛人物博物館3階企画展示室	
	第16回えひめスポーツ俳句大賞	6月1日(木)～11月30日(木)(予定)	スポーツをテーマにした俳句及び俳句と写真を併せた作品を広く募り、顕彰しています。ふるってご応募ください。
		なし	
	愛顔(えがお)つなぐフォト(絵画)コンテスト(仮称)	6月～3月	愛顔(えがお)つなぐえひめ国体・えひめ大会での選手や応援者、ボランティアさんなどの写真をご応募ください。入賞作品を美術館にて展示します。
愛媛県美術館(予定)			
ウェールズ美術館所蔵 ターナーからモネへ	6月8日(木)～7月23日(日)	未定	
	愛媛県美術館		
大連古代蓮の育成と写真展	①古代蓮 開花時期 6月中旬～8月上旬 ②写真展 通年 ※休館日(月、祝)	中国大連市から出土した約1,000年前の種子を発芽させた蓮の種が松山市に贈呈され、毎年美しく趣のあるピンクの花を咲かせています。	
	①古代蓮 考古館玄関前 ②写真展 考古館ロビー		
子規・漱石生誕150年記念 第20回俳句甲子園	6月中旬(地方大会)、8月下旬(全国大会)	高校生による俳句の全国大会。5人1チームで俳句を作る力と鑑賞する力を競います。	
	大街道商店街・松山市総合コミュニティセンター		
第40回記念愛媛女流書家連盟展	7月12日(水)～17日(月・祝)	君は風いしづちを駆け瀬戸に舞え—えひめ国体によせて—をテーマとし、漢字・かな・近代詩・前衛書などの会員の書作品を展示します。	
	愛媛県美術館 新館2階		
愛媛の探検家・冒険家たち～未知への挑戦と開拓～(仮)	7月15日(日)～8月31日(木)	愛媛県出身の世界に名を遺した著名な冒険家・探検家について、未知への挑戦と開拓に果敢に挑んだ彼らの業績と生涯を紹介します。	
	愛媛県生涯学習センター内 愛媛人物博物館3階企画展示室		
第24回市民ミュージカル(演目未定)	7月16日(日)・17日(月・祝)	一般公募により出演者・スタッフを募り、みんなが一体となって制作する市民手作りのミュージカル作品です。	
	松山市総合コミュニティセンター『カメラアホール』		
「古代いよ発掘まつり」掘ったぞな松山2017	7月中旬～10月下旬(予定) ※休館日(月、祝)	松山市内で平成28年度に発掘された遺跡や刊行された報告書の成果について、出土品と共に解説パネル等を使い、わかりやすく古代の松山の暮らしを見ていただきます。	
	松山市考古館特別展示室・ロビー		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
松山市	「古事記」—國産み—	7月20日(木)・21日(金)	日本最古の物語りである古事記の世界を和太鼓・篠笛・能・バレエダンスの身体表現を駆使し、再現します。
		愛媛県生涯学習センター	
	近代日本画の精華 培広庵コレクション展	7月26日(水)～9月4日(月)	「美人画」を中心に形成された培広庵コレクション。東の鏘木清方、西の上村松園をはじめ、画家がそれぞれに追い求めた「美しさ」を、明治から昭和初期にかけて描かれた女性の姿を通してご紹介します。
		愛媛県美術館	
	権利擁護市民セミナー	7月下旬	市民を対象に誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために知っておくべき権利擁護に関する制度等についてのセミナーを開催します。
		権利擁護市民セミナー	
	カブトムシツインドーム	7月下旬から8月上旬	子どもたちが自然をより身近に感じられるように、カブトムシやチョウの姿を観察することのできる昆虫ハウス「カブトムシツインドーム」を開設します。
		未定	
	夏季子規塾	7月(未定)	有識者による子規や近代文学についての講演会を行います。
		未定	
	松山港まつり三津浜花火大会	8月上旬	中四国最大級の花火大会。海面いっぱい広がる8号玉、台船を使った海上からの打ち上げ花火、新作スターマイン、水中花火など多数の花火が打ち上げられる。また、開花直径420mにもなる超特大15号玉のダイナミックな花火が三津の夜空を彩ります。
		三津ふ頭	
	古代体験まつり	8月11日(金・祝)(予定)	普段見ることのできない、考古館のバックヤードを見学できる「たんけんツアー」をはじめ、火おこし体験や古代衣装体験など、「いにしえ」の暮らしを体験できる一日です。
		松山市考古館	
	第52回松山まつり	8月11日(金・祝)～13日(日)	松山の中心部にて各連・チームが野球拳おどり・野球サンバを披露します。個性豊かな衣装で繰り広げるパフォーマンスは圧巻です。
		大街道、千舟町、城山公園(堀之内)	
	ふれあい将棋大会	8月(予定)	日本将棋連盟のトッププロを招へいし、市民がプロ棋士から対局指導を受けて交流することにより、将棋の普及振興を図るため開催します。
		松山市総合コミュニティセンター	
	福祉サポートフェスタ	8月26日(土)・27日(日)	協賛企業と連携・協働して各種コーナーを設置し、企業の社会貢献活動の拡大と世代間交流を促進し、福祉力の向上を図ることを目的に開催します。
		松山市総合福祉センター	
タイムスリップ! 64年前の国体@堀之内	9月1日(金)～10月29日(日) ※休館日(9/4, 11, 19, 25, 29, 10/2, 10, 16, 23)	64年前の昭和28(1953)年に四国四県で合同開催となった第8回国民体育大会。愛媛県の主会場となった堀之内の当時の様子を、新聞記事や写真などで振り返ります。	
	愛媛県立図書館4階えひめ資料室内壁面展示ケース		
安倍能成を知る	9月1日(金)～10月29日(日) ※休館日(9/4, 11, 19, 25, 29, 10/2, 10, 16, 23)	愛媛県立図書館が所蔵する安倍能成の著作や安倍能成について書かれた図書を展示します。	
	愛媛県立図書館4階ロビー		
全国スポーツ写真展	9月6日(水)～11月6日(月) (予定)	「スポーツ」をテーマとして、毎年開催されている「全国スポーツ写真コンクール」の入賞作品を展示します。	
	愛媛県美術館2階ロビー		
安倍能成～学習院中興の祖と称された偉人～	9月6日(水)～11月6日(月) (予定)	県出身の哲学者、教育者であり、学習院中興の祖と呼ばれた安倍能成の企画展示を実施。時代を追ってその偉業を紹介するとともに、硬骨のリベラリストと称された能成の人間像に迫ります。	
	愛媛県美術館常設展示室2		
紫舟作品展	9月6日(水)～11月6日(月) (予定)	日本の伝統文化でもある「書」を現代アートで表現し、世界に向けて日本の文化と思想を発信。その中の一부를展示し、芸術の魅力を発信します。	
	愛媛県美術館常設展示室2		
侍の美(仮)	9月6日(水)～11月6日(月) (予定)	愛顔(えがお)つなぐえひめ国体・えひめ大会に合わせて愛媛県美術館の所蔵品をメインに、武者絵や刀剣、甲冑などを展示します。	
	愛媛県美術館常設展示室1		
国体・スポーツ関連図書企画展示	9月～10月(未定)	国体開催にあわせ、スポーツに親しめる本の展示・貸出を行います。	
	松山市立図書館		

会場 地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
松山市	第52回子規顕彰全国俳句大会	9月中旬(未定)	俳句を事前募集し、大会において表彰、講評を行います。当日句、記念講演も行います。
		松山市立子規記念博物館	
	糸瓜忌	9月19日(火)(予定)	子規の命日に、子規を偲ぶ追悼式や館長講演、記念茶会等を開催します。また展示室を無料開放します。
		松山市立子規記念博物館	
	福祉のつどい開催事業	9月下旬	市高齢者福祉施設連絡会と協働で開催し、子どもから高齢者まで世代間交流ができるイベントを開催します。
		松山市総合福祉センター	
	休日県庁見学デー(県庁本館竣工88周年記念事業)	9月30日(土)～10月29日(日)の土日祝	歴史的県庁舎の見学をしてみませんか。記念イベントも行います。
		愛媛県庁内	
	庚申庵 湯豆腐忌	9月30日(土)	庚申庵庵主、栗田禰堂が残した遺訓に習い、連句興行、お茶会、湯豆腐販売を行い禰堂を偲ぶイベントを行います。
		松山市庚申庵史跡庭園	
	松山市民文化祭 第36回美術展	9月30日(土)～10月4日(水)	市民美術の発表・鑑賞の場として無鑑査方式による美術展を開催します。
		松山市総合コミュニティセンター	
	えひめ愛顔(えがお)の子ども芸術祭2017	10月1日(日)～11月12日(日)	愛媛県内外の高校生以下の子どもたちが制作した作品を対象にしたアートイベントです。
		えひめこどもの城	
	愛媛県県民総合文化祭	10月～12月(予定)	芸術文化から産業文化まで幅広い分野のアマチュア文化の祭典を各地で行います。
		ひめぎんホールほか県内各地(予定)	
	庚申庵観月会	10月5日(木)	栗田禰堂が「月夜さうし」という俳文を残したのちなみ、十六夜に篠笛の演奏と喫茶を開催します。
		松山市庚申庵史跡庭園	
	のぼさんとあそぼ秋祭り	10月上旬(未定)	子規さんに扮したちびっこ“のぼさん”が坊っちゃん列車に乗って子規の誕生日をお祝いします。
		子規堂～道後温泉駅～子規記念博物館	
野外活動センターまつり	10月22日(日)	青少年団体や地元の団体等の協力を得て、野外活動センターの自然や施設を活かした大規模なイベントを実施することにより、多くの市民に野外活動の素晴らしさや楽しさを体感していただきます。	
	松山市野外活動センター		
第35回子規顕彰全国短歌大会	10月下旬(未定)	短歌を事前募集し、大会において表彰、歌評を行います。記念講演も行います。	
	松山市立子規記念博物館		
松山市民文化祭 第36回芸術祭	10月(未定)	松山市文化協会の会員による、洋楽・洋舞。邦楽・邦舞などの芸術活動の発表を行います。	
	松山市民会館		
レオナルド・ダ・ヴィンチと「アンギアーリの戦い」展	11月2日(木)～12月24日(日)	レオナルドがミケランジェロと競演し、フィレンツェを舞台に取り組んだ幻の大作《アンギアーリの戦い》。本展では、この未完の壁画の鍵を握る重要な板絵《タヴォラ・ドーリア》を中心に、この美術史上の伝説の背景をご紹介します。	
	愛媛県美術館		
「古代いよ発掘まつり」いにしへのえひめ2017	11月上旬～12月下旬(予定)※休館日(月、祝)	松山市内で28年度に発掘された遺跡や刊行された報告書の成果について、出土品と共に解説パネル等を使い、わかりやすく古代の松山の暮らしを見ていただきます。	
	松山市考古館特別展示室・ロビー		
障がい者ふれあいスポーツ大会	11月5日(日)	障がい者と地域住民がスポーツを通じて相互理解を深め、障がい者の社会参加と自律促進を図るため開催します。	
	愛媛県身体障害者福祉センターグラウンド		
秋の生活文化部展示会	11月(未定)	コミュニティプラザで、盆栽・椿・バラ・水石・帯結びの展示会を開催します。	
	松山市総合コミュニティセンター		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
松山市	若草福祉まつり	11月18日(土)・19日(日) 松山市総合福祉センター	福祉関係団体や企業、ボランティア等が連携・協働し、福祉活動への理解やボランティア活動への拡充を図るため開催します。
	愛媛人物博物館冬季企画展「生誕150周年記念～柳原極堂 所蔵品展」(仮)	12月2日(土)～3月11日(日) 愛媛県生涯学習センター内 愛媛人物博物館3階企画展示室	生誕150周年を記念し、愛媛県生涯学習センターで所蔵する柳原極堂に関する資料を一堂に公開し、俳人としての、また子規顕彰者としての極堂業績を中心に紹介します。
	北条社会福祉センターまつり	12月2日(土) (予定) 北条社会福祉センター	北条社会福祉センターを拠点として活動する各種団体の手作りのイベントによるふれあいと学びを通じてボランティアや福祉活動への参加促進を図ることを目的に開催します。
	愛顔ひろがる えひめの障がい者アート展	12月3日(日)～10日(日) (予定) 愛媛県美術館特別展示室	優れた作品・創作者の発掘のため、障がい者芸術作品のコンクールを開催し、県内の障がい者から応募のあった芸術作品を展示します。
	ふれあいの祭典	12月(未定) 松山市総合福祉センター	各障害者団体、ボランティアグループ等の活動発表を通じ、相互の理解を深めるため開催します。
	Dance Battle in Matsuyama vol. 5	12月～1月(予定) 松山市民会館	若者を中心に人気のストリートダンスをメインとした大会です。個人の技術を競うソロバトルや仲間とチームを組んで参加するコンテストなどを実施します。
	ビブリオバトル	未定 松山市総合コミュニティセンター	本を紹介しあい、ディスカッションと投票で「どれが一番読みたいか」を決めるイベントです。観覧者として参加できます。
	「星の音楽会」幼児と楽しむクラシックコンサート	年3回(未定) 松山市総合コミュニティセンター『コスモシアター』	未就学児を対象としたクラシック演奏者によるミニコンサートです。
今治市	島四国へんろ市	4月15日(土)～17日(月) 大島一円(宮窪町・吉海町)	文化4年(1807年)に開創、約200年の歴史があります。へんろ道は全長約63km。毎年大勢の巡礼者で賑わっています。
	いまばり緑化フェア2017	4月23日(日) しまなみアースランド(今治西部丘陵公園)	花や野菜苗の即売、生花・盆栽・ハーブなどの展示、植木まつり、体験学習のほか、野間馬乗馬体験やご当地グルメコーナーもあり、一日中楽しめます。
	半島四国八十八ヶ所めぐり	4月28日(金)～30日(日) 波方町一円	「信仰・観光・健康」をモットーに昭和32年に開場。瀬戸内の多島美や来島海峡大橋などを眺めながら、白装束のお遍路さんが大勢訪れています。
	今治地方春祭り	5月 今治市内各神社	今治地方の各地区の神社で継獅子の奉納が行われ、特に野間神社、吹揚神社に各地区の継獅子が集結し競演する様は圧巻です。
今治市	バラ祭りよしみ2017	5月中旬～下旬(予定) よしみバラ公園	各種イベントを実施するほか、公園内にはバラが満開で、見てよし・参加してよし、お子さまからお年寄りの方まで楽しめます。
	三島水軍鶴姫まつり	7月16日(日) (予定) 大山祇神社参道・宮浦港前広場	瀬戸内のジャンヌ・ダルクと呼ばれる「鶴姫」を偲ぶお祭りです。公募にて選ばれた鶴姫を先頭に行われる鶴姫行列や権伝馬競漕が行われます。
	水軍レース大会	7月30日(日) 宮窪町能島沖(村上水軍博物館前)	村上水軍の復元船である小早船でスピードを競うレースです。勇壮な漕ぎ比べの中に水軍の歴史・文化を感じることができます。
	今治市民のまつり「おんまく」	8月5日(土)・6日(日) 今治市中心市街地	継ぎ獅子やダンスバリサイ、しまなみ海道太鼓競演など、盛りだくさんのイベントが開催され、最終日には「おんまく花火」が打ち上げられ、夏の夜空を彩ります。
	今治ジャズタウン	8月26日(土)・27日(日) テクスポート今治ほか市内各所	「港町にはJAZZが似合う…」。今治市を舞台に市民が企画するジャズフェスティバル。国内トッププロによるステージ演奏が披露されます。

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
今治市	今治市美術展覧会(市展)	9月30日(土)～10月9日(月) 河野美術館	洋画・書道など全8部門の美術作品をアンデパンダン方式で募集し、多数の市民に参加・鑑賞してもらうことで、文化の向上に寄与します。
	第17回瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ	10月13日(金)～15日(日) 今治市周辺及びしまなみ海道沿線	世界に誇る多島美と先端技術の粋を集めた長大橋群が織りなす海の道「瀬戸内しまなみ海道」を舞台にしたウォーキング大会です。
	菊間祭り(お供馬の走り込み)	10月15日(日) 加茂神社	加茂神社で催される祭事で、正装した馬にえびぞめのたすきを十文字にかけた少年がまたがり、約300mの参道を美しく一気に駆け抜けます。
	今治文化芸術祭	10月22日(日)～11月12日(日)(予定) 中央公民館・河野美術館ほか	芸能祭、音楽祭の舞台発表やいけばな展、お茶会、文芸大会、囲碁大会などを開催します。
	大山祇神社抜穂祭	10月28日(土) 大山祇神社	抜穂祭は新穀祭とも呼ばれる収穫祭です。この大祭には一カ山が目に見えない稲の精霊と角力をとる一人角力(ひとりずもう)が奉納されます。
	2017桜井・湯ノ浦温泉まつり	11月11日(土)・12日(日)(予定) 湯ノ浦地区(桜井総合公園ほか)	ダンスコンテストの開催やご当地グルメなどの出店、湯ノ浦地区の施設の割引や無料開放など数多くのイベントを開催します。
	県展今治移動展	11月25日(土)～12月3日(日) 河野美術館	「秋季県展」入選作品のうち、今治市・上島町出品者の作品で「今治移動展」を開催します。
宇和島市	国指定重要文化財 宇和島城天守	通年(無休) 宇和島城	現存12天守の1つで藤堂高虎の創建。450種類の草木が生い茂る城山と苔むす石垣群が織り成す幽玄の美は一見の価値があります。
	名勝 天赦園	通年(12/11以降の毎月曜日、12/28～1/1) 名勝 天赦園	宇和島藩七代藩主伊達宗紀が隠居所として造営した大名庭園。池をまたぐアーチ状の白玉藤の藤棚や竹の植栽が見事です。
	重要文化的景観 遊子水荷浦の段畑	通年 遊子水荷浦の段畑	急斜面に石垣を積み上げ作られた階段状の畑地で、重要文化的景観の選定を受けています。だんだん茶屋・段畑遊覧船等があります。
	畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館	通年 ※休館日(火) 祝休日の場合は直後の平日、1/1 畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館	三間町出身の芸術家・畦地梅太郎氏の作品と、農業の近代化を実現した井関邦三郎氏に関する展示・グッズ販売を行っています。
	吉田ふれあい国安の郷	通年 ※休館日12/31～1/1 宇和島市吉田ふれあい国安の郷	伊達氏10万石宇和島藩から分知し吉田藩3万石となった当地に、風格ある武家屋敷や商家、米蔵等を当時のまま再現しています。
	宇和島市立歴史資料館	通年 ※休館日(月)月祝の場合は翌日、12/29～1/3 宇和島市立歴史資料館	郷土の歴史、人物、自然に関する常設展・企画展を開催。県下初の登録有形文化財として、無料で公開しております。
	宇和島市立城山郷土館	通年(無休) 宇和島市立城山郷土館	1845年に宇和島藩の武器庫として三の丸に建てられ、現在は宇和島出身の偉人やゆかりの人物に関する展示を行っています。
	日本庭園 南楽園	1月2日(月)～12月28日(木) 日本庭園 南楽園	池を中心に、現代造園技術の粋を集めて築いた四国最大規模の日本庭園。四季折々の花を愛でながら散歩する池泉回遊式庭園です。
	定期闘牛大会	1月2日(月)、4月2日(日)、7月24日(月)、8月14日(月)、10月22日(日) 市営闘牛場	直径約20mの土俵上で1トン級の巨大な牛が激突。角のぶつかり合う音の中、白熱の戦いが繰り広げられます。
	いのちの写真展～僕たちはここにいる～	4月2日(日)～15日(土) 宇和島市立吉田公民館	吉田町手をつなぐ育成会の声かけにより、「いのちの写真展」を行います。障がいのある方がいのちを輝かせて生きる姿を、写真を通して紹介します。

会場 地	事 業 名	期 日	事 業 内 容
		会 場	
宇 和 島 市	宇和島市立伊達博物館 春期特 別展	4月22日(土)～6月4日(日)	秀吉と利休の關係にスポットを当てた資料を中心に展 示を行います。
		宇和島市立伊達博物館	
	天赦園 春の呈茶会	4月23日(日)～5月28日(日) の毎日曜日	藤・花菖蒲の開花に合わせ園内茶室「潜淵館」に茶席 を設け、春～初夏の庭園の清々しさを鑑賞頂くイベ ント。野点席も有ります。
		名勝 天赦園	
	伊達なうわじまお城まつり	5月4日(木)・5日(金)	宇和島のシンボル「宇和島城」を舞台に子供から大人ま で楽しめる催しを開催。4日は伊達家宇和島入部を再現 した大武者行列も実施します。
		宇和島城周辺	
	仙台フィルメンバーによる名曲の 夕べ	5月12日(金)	宇和島と姉妹都市の仙台市から招いた、仙台フィルの トップ奏者5名による室内楽。モーツァルトのクラリ ネット五重奏曲ほか、ウィーン音楽をお届けします。
		宇和島市立南予文化会館中ホール	
	吉田町夏祭り	7月1日(土)	夏祭りとして県下トップをきって開催。花火大会、魚 つかみ大会、みこし・牛鬼巡業、流し踊りなどイベ ント盛りだくさんです。
		宇和島市吉田町北小路、東小路、本町	
	和霊大祭・うわじま牛鬼まつり	7月22日(土)～24日(月)	ガイヤカーニバル、宇和島おどり、打上花火、子ども 牛鬼・親牛鬼パレードや走り込み等、宇和島を代表す るお祭りです。
		市内各所	
	コスモス名曲コンサート2017	8月6日(日)	宇和島市出身者の声楽家松平敬氏のバリトン独唱ほ か、男声合唱、ピアノ独奏など、多彩なステージをお 楽しみください。
		コスモスホール三間	
	茨城県立大洗高校マーチングバ ンド演奏会宇和島公演	8月7日(月)	国内最高レベルとして有名な大洗高校マーチングバン ドの華麗なステージを目と耳でお楽しみください。
		宇和島市立南予文化会館大ホール	
	第50回三間町納涼大会	8月13日(日)	町内ねりおどり、ステージ上でのアトラクション、打 ち上げ花火等を実施します。
		三間中学校グラウンド	
	つしま夏祭り	8月16日(水)・17日(木)	歌謡ショー、太鼓演奏、商店街を練り歩く舞踊大行 進、仕掛け花火があります。さらに酒蔵でのギャラ リー開設や、シーカヤックの乗艇体験も実施します。
		岩松川お祭り広場	
宇和島市立伊達博物館 秋期特 別展	9月16日(土)～10月15日 (日)	宇和島藩伊達家や南予地方に伝わる武具をテーマと し、昨今若年層にも人気広がっている甲冑・刀剣の 展示を行います。	
	宇和島市立伊達博物館		
第7回オープンスペースきゃっち 写真展	10月(予定)	障がいの有無に関わらず写真をツールと一緒に楽し みたいと、一般公募によるフォトコンテストと写真展 を行い、出品作を展示します。	
	未定		
吉田町芸能祭	10月(予定)	宇和島市文化協会吉田支部芸能部門の団体を中心 に、地域小・中学生も参加し、地域の文化芸能活動 を発表します。	
	宇和島市吉田公民館大ホール		
第59回宇和島市民文化祭	10月～12月(予定)	日々様々な文化活動に尽力している多くの市民が、 その成果を発表します。	
	宇和島市立南予文化会館・公民館・コ スモスホール三間		
吉田の産業祭り「きははいや吉田 三万石2017」	10月15日(日)	地場産業と地域文化に対する理解を推進し、地域活 性化を目的として、吉田らしさと地域にこだわったイ ベントを実施します。	
	宇和島市吉田町東小路		
第13回美沼の里産業文化まつり	10月28日(土)・29日(日)	文化団体三間支部他発表の部(コスモスホール三間) や展示の部(国民体育館・三間高校)で、日頃の成果 を発表します。	
	コスモスホール三間・三間高校・三間 町国民体育館		
吉田町文化祭	11月(予定)	宇和島市文化協会吉田支部の展示・文芸・生活文化部 門の団体が中心となって開催し、地域の文化活動を 発表します。	
	宇和島市吉田公民館		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
宇和島市	第44回津島町文化祭	11月(予定)	津島町内の方や一般団体などが作成した、書道・美術作品を発表します。
		宇和島市立岩松公民館	
	吉田秋祭り(吉田おねり行列)	11月3日(金)	吉田藩の総鎮守、八幡神社の神幸祭として1664年に始まり、御船・山車・猿田彦様・牛鬼等によるお練りが見られます。
		宇和島市吉田町(商店街一円、桜橋周辺)	
	第30回みま町コスモスマつり	11月第1日曜日(予定)	コスモス市、コスモスコンテスト、ステージイベント等を実施します。
中山池自然公園			
第7回オープンスペースきゃっち写真展	11月19日(日)~12月3日(日)	障がいの有無に関わらず写真をツールと一緒に楽しみたいと、一般公募によるフォトコンテストと写真展を行い、出品作を展示します。	
	宇和島市立吉田公民館		
第28回宇和島市産業まつり	11月12日(日)	南予地域の農林水産物など地場産業の特産品が一同に集合。お得な即売会や、もちまき・お菓子まき・じゃこまき等も開催します。	
	きさいや広場、牛鬼ストリート(南予文化会館前)、きさいやロード(商店街)		
八幡浜市	真穴の座敷雛	4月2日(日)・3日(月)	長女の初節句を『座敷雛』でお祝いします。多数の盆栽、小道具を用いて庭園を展開し、雛人形が配置され、名物の鉢盛料理が供えられます。その華麗さは、古い時代の宮廷の園遊会を連想させます。
		真穴地区	
	川名津柱松神事	4月15日(土)・16日(日)	国土安穏・浦中安全・火難・水難・五穀豊穡を祈願して始まった、200年を超える勇壮な伝統行事。松の太木を海水で清め、神社の境内に立て、赤鬼に扮した男が柱松の頂上から舞い降ります。
		天満神社	
	国指定重要文化財 梅之堂三尊仏一般公開	4月16日(日)・8月15日(火)・10月19日(木)・5~12月の第2日曜日	阿弥陀如来を中心に、両脇侍の勢至と観音菩薩の3体からなる仏像。全国で唯一現存しているとされ、「木造阿弥陀如来及び両脇侍坐像」として国の重要文化財に指定。現在では公開日にのみ一般公開です。
		梅之堂	
	中津川百矢祭	4月第3土曜日から日曜日(予定)	450年以上伝わる伝統行事で、百矢祭は1560年ごろ、中津川地区の庄屋が武芸奨励のために始めたのが由来。今では厄落としの行事として受け継がれ、本厄を迎えた男性らが射手を務めています。
		田中山大元神社	
	第42回二宮忠八翁飛行記念大会	4月29日(月・祝)	郷土が生んだ「飛行機の父」二宮忠八翁の功績を讃え、手づくり飛行機の飛距離を競う大会を開催します。
		八幡浜市民スポーツパーク	
	やわたはまみなと夏祭り 第30回てやてやウェーブ	8月12日(土)	市民に広く親しまれている八幡浜の真夏の祭典です。宇崎竜童氏作詞作曲の「TEYATEYA I WANT YOU」の曲に乗って、約30チーム、2,500人の踊り手が臨港道路を踊ります。
		北浜臨港道路(魚市場前)~北浜グラウンド	
	五反田柱祭り	8月14日(月)	戦国時代に、味方の誤射により倒れた山伏の霊を鎮めるために始まった行事。高さ約20mの柱に麻木籠を取り付け、籠に向かって松明を放り投げて籠が燃え上がるまで幾夜でも続けられます。
		王子の森公園	
第47回八幡浜みなと花火大会	8月15日(火)	八幡浜で、夏の風物詩として定着している花火大会。港内から打ち上げられる大小約4,500発の花火が、真夏の夜と八幡浜港の海面を華やかに照らし出します。	
	八幡浜港内		
保内秋祭り・三島神社秋季大祭	10月中旬~	磯崎、喜木津、喜須来等各地区で四ツ太鼓・牛鬼・御船・唐獅子・五ツ鹿など練り歩きます。中でも24日に行われる三島神社の練り(宮入)は盛況です。	
	八幡浜市保内各地区(磯崎・喜木津・喜須来地区・三島神社)		
公立美術館共同巡回展「日本画山脈 再生と革新~逆襲の最前線」	10月15日(日)~11月26日(日)※休館日(月)	戦後の巨匠から現在活躍中の新鋭まで、具象系の作家による幅広い年代の多彩な作品を通じ、伝統と革新が山脈のように連綿と織りなす日本画の系譜を紹介。西日本4会場を巡回します。	
	八幡浜市民ギャラリー		
第14回唐獅子・五ツ鹿共演大会	10月18日(水)	市内の「唐獅子」「五ツ鹿」などの民俗芸能を保存継承する団体が一堂に会し、各地区に伝わる個性豊かな舞や練りを披露します。	
	八幡浜みなと 緑地公園(予定)		
八幡浜みなと祭り	10月18日(水)・19日(木)	八幡浜名物「てやてや音頭」の競演大会をはじめ、唐獅子、五ツ鹿踊り、御輿、牛鬼なども練り出す市民総参加の秋祭りです。	
	中央商店街		

会場 地	事業名	期 日		事業内容
		会 場		
八幡 浜市	二宮敬作ウォーク	11月上旬		保内町出身でドイツ人医師シーボルトの教えを受け、蘭方医として活躍した医学者「二宮敬作」の業績をたたえ、出生の地保内町から開業の地宇和町を歩き交流を図ります。
			旧磯崎小学校～宇和先哲記念館	
新居 浜市	あかがねミュージアム新居浜文化展示	通年		新居浜の風景や産業遺産など新居浜文化を紹介するテーマ展示です。
			あかがねミュージアム新居浜ギャラリー	
	地衣類-コケだけどこケじゃない藻類？菌類？-	2月18日(土)～4月9日(日)		意識して観察することの少ない地衣類について、身近さ、その不思議な生き方、美しさなど地衣類の魅力を紹介します。
		愛媛県総合科学博物館		
	東洋のマチュピチュ「東平」バスツアー	4月1日(土)～11月30日(木)		「天空の語り部」と呼ばれるガイド付きで、東洋のマチュピチュと称されるマイントピア別子東平ゾーンの別子銅山の近代化産業遺産を巡るバスツアーです。
		マイントピア別子(東平ゾーン)		
	第50回にいはま春の市民文化祭美術の部	4月8日(土)～16日(日)		書道、日本画、洋画、工芸、写真、デザイン、版画、華道、絵手紙、文芸の10部門を展示。市民の皆さんの作品を是非ご覧ください。
		あかがねミュージアム		
	第50回にいはま春の市民文化祭芸能の部	4月9日(日)・15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日)		公民館サークル、文化協会加盟サークル、市民吹奏楽団による様々な舞台をお楽しみください。
		市民文化センター		
	カハクンの大宇宙旅行展	4月22日(土)～6月25日(日)		ISTS愛媛・松山大会関連企画展。宇宙や天体のダイナミックな活動と進化、太陽系外惑星について、宇宙旅行をテーマに楽しみながら学習する企画展です。VRや双方向型映像体験装置など、最新の映像演出の体験や宇宙をテーマにした作家作品等を展示します。
		愛媛県総合科学博物館		
	わくわくミュージアム	5月3日(水・祝)～5日(金・祝)		迫力の、かはく名物実験シリーズ！巨大実験ショーやみんなで気軽に科学体験。プチ科学工作、天体観測など、GW中は楽しいイベント盛りだくさんです。
		愛媛県総合科学博物館		
	春は子ども天国	5月3日(水・祝)～5日(金・祝)		5/3、5/4は子ども太鼓台の運行、5/5は「銅夢にいはま」にてお楽しみ満載のイベントを実施する、春の恒例イベントです。
		新居浜市内全域・銅夢にいはま		
	ゆらぎの森パーゴラ藤祭り	5月7日(日)		日本最大級(直径45m)の巨大パーゴラ(藤棚)のフジの花の見ごりに合わせて行う花まつり。ステージショーや特産品販売などで構成するイベントです。
		森林公園ゆらぎの森		
	しゃく薬まつり	5月上旬～下旬		40種類24,000本のしゃく薬が咲き誇ります。週末には物産展等のイベント開催やお茶席の用意があり、多くの観客でにぎわいます。
		マイントピア別子(東平ゾーン)		
	喜光地夜市・稲荷市	6月上旬～7月中旬の毎週土曜日		商店街のアーケード内に多数の出店が立ち並びます。うなぎつかみ大会やビンゴゲーム大会など楽しいイベントも盛りだくさんです。
		喜光地商店街		
	第8回マリン村	7月上旬の日曜日		市民が一体となって新居浜を盛り上げるサマーイベント。海上イベント、ダンス、物産のブースなどで構成するイベントです。
		マリンパーク新居浜		
	特別展「カハクンのえひめスポーツ科学(サイエンス)」	7月8日(土)～9月18日(月・祝)		さまざまなスポーツ競技について、カハクンと一緒に体験装置や実物資料で楽しく科学的に学習できます。県内のプロスポーツも紹介しています。
		愛媛県総合科学博物館		
	第60回にいはま納涼花火大会	7月28日(金)(予定)		打ち上げ数約8,700発を誇る四国最大級の花火大会。今年で60回目を迎える工都新居浜の夏の風物詩です。
		国領川河川敷公園(平形橋北側)		
	かはくプレゼンテーション大会	7月29日(土)～30日(日)		中・高校生の個人またはチームで、科学研究の報告や発表を行います。
		愛媛県総合科学博物館		
	第37回にいはま夏まつり	8月上旬の日曜日		金糸銀糸に彩られた豪華絢爛な太鼓台の競演により、秋祭りとは違ったパフォーマンスが繰り広げられます。
		銅夢にいはま、昭和通り、登り道商店街		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
新居浜市	夏だ！おもしろ実験まつり	8月11日（金・祝）～13日（日）	屋外で行う大迫力の「巨大実験ショー」や、誰でも自由に参加できる「チャレンジ！プチ科学工作」など、科学の楽しさを体験できる夏休みスペシャル科学体験イベントです。
		愛媛県総合科学博物館	
	鹿の子百合まつり	8月中旬	白と赤の斑点模様が美しい、約4,000株の鹿の子百合が園内に咲き誇ります。
		マイントピア別子（端出場ゾーン）	
	サマーフェスティバルinマイントピア別子	8月20日（日）	キャラクターショーやゲーム大会などが開催され、ファミリーで楽しめる夏休みイベントです。
		マイントピア別子（端出場ゾーン）	
	障がい者文化芸術祭	8月（未定）	障がい者の文化芸術活動の発表や芸術作品の展示、障害福祉施設等による文化芸術活動支援の取組状況の紹介等を行います。
		あかがねミュージアム	
	新居のいもだき	9月上旬～10月9日（月・祝）	里芋、かしわ、こんにゃく、ホタテ、うどん、もやしなどを秘伝のだし汁に入った鍋に入れて食べる新居浜初秋の風物詩です。
		国領川河川敷公園（市民体育館西側）	
	東予産業遺産（仮）	10月7日（土）～11月26日（日）	東予に残る産業遺産について、写真やパネルを用いて紹介します。東予地方局による産業遺産事業の継続実施事業です。
		愛媛県総合科学博物館	
	新居浜太鼓祭り	10月15日（日）～18日（水）	金糸に彩られた豪華絢爛な太鼓台と呼ばれる山車が、約150人の男たちによって担がれる勇壮華麗な秋祭りです。各地区に分かれて「かきくらべ」が行われます。
		新居浜市内	
	太陽のふしぎ	10月21日（土）～11月19日（日）	太陽観測衛星「ひので」をはじめとする最新鋭の観測装置によって次々に明らかにされてきている太陽の姿を豊富な写真やイラストで紹介します。
		愛媛県総合科学博物館	
	ウォーキング事業	10月21日（土）	別子銅山の産業遺産を巡るウォーキングルートガイドをガイドと歩きながら、新居浜の歴史を学びます。
		新居浜市内	
	第10回郷土芸能発表会	10月29日（日）	新居浜市の各地域で古くから受け継がれている郷土芸能の発表会です。
		市民文化センター中ホール	
イルミネーションライトアップ	11月1日（水）～2月28日（水）	マイントピア別子端出場記念館入口周辺が約60,000球の電飾に彩られます。	
	マイントピア別子（端出場ゾーン）		
第67回新居浜市美術展覧会	11月3日（金）～12日（日）（予定）	市民から公募した作品を展示。書道、日本画、洋画、工芸、写真、デザイン、版画、華道の8分門で力作が勢ぞろいします。	
	あかがねミュージアム		
ゆらぎの森もみじ祭り	11月5日（日）	山々の紅葉と秋の味覚が楽しめるイベント。遊歩道での散歩や木工体験などもできます。	
	新居浜市森林公園ゆらぎの森		
第62回秋の芸術祭	11月5日（日）・11日（土）・12日（日）・18日（土）・19日（日）（予定）	舞台芸術の伝統を受け継ぐ質の高い演奏、演舞を市民の皆さまに楽しんでいただく秋の芸術祭です。	
	市民文化センター		
マイントピア別子冬の桜まつり物産展	11月下旬	マイントピア別子園内には、冬に咲く珍しい桜があります。新居浜の物産展でのお買い物やミニコンサートが楽しめます。	
	マイントピア別子（端出場ゾーン）		
「新居浜美術の新時代と住友」展	12月上旬～1月中旬	新居浜洋画界に多大の影響を与えた小磯良平と西澤富義のオリゾン洋画研究所について紹介する展覧会です。	
	新居浜市美術館		
にぎわい商店街ライトアップ	12月上旬～2月下旬	別子銅山、新居浜の街、瀬戸内海をイメージした光のトンネルイルミネーションを点灯し、商店街をライトアップします。	
	登道南商店街		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
新居浜市	エネルギー体験ラボ(仮)	12月9日(土)～1月28日(日)	私たちの生活に深く関わっているエネルギーについて、エネルギーの変遷や種類ごとの特性等について体験装置などを用いて紹介します。
		愛媛県総合科学博物館	
	第41回にいほま農業まつり	12月(予定)	各種催し物を通じて、農業についての理解を深め、地産池消の推進を図り、本市の農業振興、地域経済の活性化を目指します。
		イオンモール新居浜(予定)	
西条市	産業文化フェスティバル	4月29日(土)(予定)	グルメコーナーや特産品の販売、メイン会場でのパフォーマンスなど子供も大人も楽しめる多彩なイベントが盛りだくさん。
		西条商店街周辺・鉄道歴史パーク	
	西条アートフェスティバル	5月(未定)	世界公募による作家の西条をテーマにした石彫の公開制作と交流イベント。さまざまなアート制作が体験できます。
		西条市丹原文化会館	
	小松町ふるさと祭り	7月末～8月初め(未定)	小松藩1万石にちなみお殿様やお姫様等に扮した大名行列、浴衣祭りやそうめん流しなど郷土色あふれる夏のお祭りです。
		小松町中町・駅前通り商店街	
	丹原七夕夏まつり	8月上旬(未定)	100本を超える笹飾りのアーチが約1kmの会場を彩ります。夜間はライトアップされ、昼とは違った風情を楽しめます。
		丹原商店街	
	夏彩祭	8月下旬(未定)	ライブやダンスパフォーマンスなどを開催。夕方には川辺に約400個のあんどんを灯し、幻想的な散歩道を演出します。
		西条市三津屋南、伊予銀行壬生川支店前大通り	
	西条まつり ・飯積神社祭礼・嘉母神社祭礼 ・石岡神社祭礼・伊曾乃神社祭礼 ・小松秋まつり・東予秋まつり ・丹原秋まつり・綾延神社殿中奴 ・磐根神社毛槍投げ奴	祭礼による(10月14日(土)～17日(火)／10月体育の日の前々日・前日／10月第3日曜日)	150台を超える豪華絢爛なだんじり、みこし、太鼓台が祭礼ごとに市内を賑やかに練り歩き、市内は祭り一色となります。 伊曾乃神社祭礼では16日未明から夕刻まで神輿と共に73台が市内を巡行、宮入りを惜しみ川の中で競り合う「川入り」は圧巻です。
		祭礼による	
	カプトガニフェスティバル	11月(未定)	県天然記念物「生きている化石」カプトガニの保護と環境保全をPR。実際に触れるコーナーやゆるキャラのカブちゃんの人気です。
		西条市東予郷土館	
	東予地区米まつり・魚まつり	11月(未定)	地元で採れた新米の試食、餅つきの実演販売、鮮魚や加工品の販売などを行います。土の恵み・海の幸が堪能できます。
		西条市東予体育館北側駐車場	
	西条市産業祭	11月11日(土)・12日(日)	高校生による生産物の展示販売は販売開始前に毎年行列ができるほど。物品の即売やバザーも行われ、多くの人で賑わいます。
		愛媛県立西条農業高等学校	
	西条地域秋季市民芸術文化祭	11月(未定)	舞台発表の芸能祭、写真・俳画・木彫・生け花などの美術展、お茶席を開催し、地域の文化芸能活動を発表します。
		西条市総合文化会館	
	丹原町産業まつり	12月3日(日)(毎年第1日曜日)	特産の柿やミカンなどを直販するふるさと市、景品付き餅投げ、バザーや小動物とのふれあい教室など多彩な催しが行われます。
		西条市丹原総合支所東駐車場・西条市丹原公民館	
	スノーカーニバルin石鎚	12月下旬(未定)	ソリ競争や雪玉ダーツなどイベントいっぱい。白銀に包まれた石鎚山系の雄大な自然の中で、思いっきり雪遊びを楽しもう!
		石鎚ピクニック園地	
大洲市	赤橋自遊空間	3月～11月の第3土曜日(8月は除く)	長浜赤橋通り商店街の一部を歩行者天国にして、フリーマーケットや路上ライブなど多彩なイベントが開催されます。
		赤橋通り商店街	
	ポコペン横丁	4～11月の毎日曜日、12～3月の第3日曜日	ベーゴマや竹馬、フラフープなど昭和30年代の雰囲気を実感できる横丁を再現しました。二～三代で楽しめます。
		大洲市大洲(思ひ出倉庫前)	
	長高水族館	毎月第3土曜日	日本唯一の高校生が運営する水族館。「カクレクマノミ」をはじめ、サンゴ、イソギンチャクなど、150種、2,000匹の生物を観ることができます。
		愛媛県立長浜高等学校	

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
大洲市	花木展	4月上旬～下旬	県内有数の花園の名所には、約3,000本のしゃくなげが色とりどりの花をつけ、周辺を甘い香りで包み込みます。
		しゃくなげ谷	
	しゃくなげ俳句大会	4月9日(日)	西日本一と評判のしゃくなげが咲き乱れる丸山公園付近の会場で俳句を楽しみます。
		風の博物館・歌麿館	
	うかい	6月1日(木)～9月20日(水)	日本三大うかいと言われる昭和32年に始まった大洲のうかいは、巧みな職人の技と風情ある景色が魅力的です。
		うかいレストプラザ(出発地)	
	春の鹿野川湖フォトコンテスト	7月上旬～下旬	肱川を訪れ撮影された湖畔や桜、水鳥など、四季折々の様々な表情がおさめられた写真が展示されます。
		道の駅「清流の里ひじかわ」	
	ながはま赤橋夏まつり	8月5日(土)(予定)	多彩なステージと地元商店などによる催しが行われ、フィナーレには1,800発の色とりどりの花火が、夜空と川面に光のショーを繰り広げます。
		大洲市立長浜中学校グラウンド(予定)	
	山鳥坂夜神楽	8月13日(日)	愛媛県の無形民俗文化財で300年以上の歴史を持つ伝統ある神楽の奉納です。
		旧岩谷小学校	
	かわべふるさと祭り	8月14日(月)	夏の帰省客や地域住民が、夜市、歌謡ショー、盆踊り、花火大会などに集い交流を深めるお祭りです。
河辺ふるさと公園			
えひめYOSAKOI祭り	8月20日(日)(予定)	約1,000人以上の子どもから大人までの参加者が趣向を凝らした衣装を身にまとい、暑い夏を熱い踊りで盛り上げます。	
	肱川緑地公園ほか(5演舞場予定)		
いもたき	8月下旬～10月中旬	約300年の歴史を積み重ね、日本三大芋煮の一つである元祖大洲のいもたき。さといもの粘りと甘い味付けが美味です。	
	大洲市柚木		
わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道	9月24日(日)	幕末の志士、坂本龍馬が脱藩した折に通ったとされる河辺地域の山道を歩くウォーキングイベントです。	
	河辺ふるさと公園 集合		
河辺ふれあいフェスタ2017	10月15日(日)	趣味の作品展示、バザー出店、子どもたちによる音楽発表など山間地域の魅力を満載した手作りイベントです。	
	河辺ふるさとの宿		
大洲まつり	11月2日(木)・3日(金)	大洲市最大の秋祭り。伝統を引き継ぐ大名行列、おまつり村の開村、郷土芸能の発表会などもあり、1日大洲で楽しめます。	
	大洲市内(肱南・肱北地区)		
伊予市	五色浜夜桜まつり	4月上旬	桜の開花にあわせてぼんぼりが設置され、夜桜の視覚が楽しめます。
		五色浜公園	
	谷上山さくらまつり	4月上旬	桜の名所である谷上山で行われる桜まつりです。
		谷上山	
	いよし花まつり	4月中旬	花き・庭木の販売や生花・盆栽などの展示、各種バザーで伊予路の春の訪れを楽しめます。
ウェルビア伊予			
伊予市市民文化講演会	5月下旬(予定)	未定	
	未定		
「ほたるの里ふたみ」ほたるまつり	6月上旬	ほたると共生する環境づくりを目指し、地元団体のバザー出店があります。	
	翠小学校		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
伊予市	伊予中山ホタルまつり	6月上旬	郷土芸能や音楽ショーがあり、ふれあい市場では地元のおいしいものを味わえ、自然の中で飛びかうホタルを楽しむことができます。
		旧中山高校	
	なかやま夏まつり	7月中旬	地区内が提灯や万国旗できれいに装飾され、商品等を利用してつくられた「造り物」の展示がされます。夕方からは中山音頭踊りが町内を練り歩きます。
		中山中学校・商店街	
	双海の夏祭り	7月中旬	地元のおいしいものが食べられる「なぎさのふるさと市」やステージほか楽しいイベントが盛り沢山。夜には迫力ある花火が打ち上げられます。
		未定	
	伊予彩まつり	7月下旬	「伊予おどり」にあわせて2,000人の市民が踊り歩くパレードやさまざまなイベントが開催され、花火大会でクライマックスを迎えます。
		伊予港周辺	
	伊予市トライアスロン大会inふたみ	8月上旬	前日に前夜祭、当日はスイム・バイク・ランの実施します。
		ふたみシーサイド公園ほか	
	夕焼けプラットホームコンサート	9月上旬	瀬戸内海を眼下に見下ろすプラットホームでのコンサート。刻々と移りゆく夕景という大自然の一大パノラマが、新鮮な音楽と見事に融合します。
		J R下灘駅	
	なかやま栗まつり	9月下旬	栗拾い大会、ふるさと市や歌謡ショーなどが開催されます。
		栗の里公園・音楽広場	
	いよ市民総合文化祭&ふるさとフェスティバル	10月下旬予定	アートフェスティバル・子ども美術展・文芸大会・伝統芸能のつどい・ふるさと芸能大会・五色のほほえみステージなど、イベント盛りだくさんです。
		ウェルビア伊予	
上灘公民館まつり	11月上旬予定	未定	
	未定		
下灘公民館まつり・双海芸能発表会	11月上旬予定	未定	
	未定		
なかやま芸能発表会	11月中旬予定	未定	
	未定		
鯉祭り	未定	漁師レストランを開催します。鯉のおいしさをぜひ実感してみてください。	
	しもなだ公園ほか		
フォトコンテスト	未定	伊予市内で撮影された風景・人物・文化財などの写真を募集し、コンテストを行います。	
	未定		
四国中央市	紙のまち資料館	通年 ※休館日(月)、祝日の翌日、12/29~1/3	紙の歴史、製造工程をわかりやすく展示しています。また、手すき体験コーナーがあり、オリジナルの手すき和紙を作ることができます。
		紙のまち資料館	
	紙産業に関する展示と水引体験コーナー	通年 ※休館日あり(詳細はHPへ)	県内紙産業に関する資料などを展示しています。水引細工を実際に体験できるコーナーもあります。
		愛媛県紙産業技術センター 研究交流棟	
三島公園桜まつり	4月2日(日)	約500本の桜が植えられた公園からは瀬戸内海を眺望でき、当日はメインイベントのもち投げやお茶席など楽しいイベントを開催します。	
	三島公園		
城山公園桜まつり	4月2日(日)	川之江城のある城山には約900本の桜が植えられ、当日はメインイベントのもち投げのほか、お茶席や写生大会などの楽しいイベントを開催します。	
	城山公園		

会場 地	事業名	期日	事業内容
		会場	
四国 中央 市	すずきヶ原入野公園花祭り	4月2日(日)	約300本の桜が咲き誇る公園。花まつり期間中の夜間は22時までライトアップされた夜桜を楽しめます。
		すずきヶ原入野公園	
	向山公園桜まつり	4月2日(日)	約500本の桜が植えられた向山公園では、メインイベントのもち投げのほか、茶席やバザーなどたくさんの楽しいイベントを開催します。
		向山公園	
	お茶祭り	6月上旬	特産品の新宮茶の販売のほか、茶摘みや手揉み茶を体験できます。またイベントやバザーもあり観光客で賑わいます。
		霧の森	
	2017しこちゅ〜スポーツフォトコンテスト	6月中旬〜9月下旬	未定
		伊予三島運動公園体育館	
	新宮あじさい祭り	6月下旬	山の斜面に植えられた約2万株のあじさいが咲き誇る場所でバザーなどが開催されます。
		新宮あじさいの里	
	かわのえ夏まつり花火大会	7月中旬	愛媛県内では早い時期に開催される花火大会で、川之江港から燦爛の夜空に打ち上げられる約3,000発の花火が夏の夜空を彩り夏の涼を満喫できます。
		川之江港	
みなと祭踊り大会	7月23日(日)	みなと祭りは、総勢800人が踊る「おどり大会」や伊予三島駅前通り商店街での「ナイトバザール」など、多彩な内容で開催します。	
	伊予三島駅前通り		
みなと祭花火大会	7月25日(火)	三島港から約7,000発の花火打ち上げられ、夏に夜空彩ります。	
	三島港		
第40回四国中央紙まつり	7月下旬	未定	
	川之江商店街		
第10回書道パフォーマンス甲子園	7月下旬	予選審査を勝ち抜いた全国の高等学校書道部が、書道パフォーマンスを披露し、書・演技の美しさを競い合います。	
	伊予三島運動公園体育館		
土居夏まつり	8月15日(火)	地元の踊り連による盆踊りの後、約3,000発の花火が夏の夜空を彩ります。郷土色あふれるイベントで、会場は風情豊かな雰囲気になります。	
	関川河川敷ふるさと広場		
西予 市	シルク博物館(常設展)	通年 ※休館日(木)、年末年始	昔ながらの伝統を受け継ぐ絹織物の資料や、明治初期に始まった蚕糸業に関わる歴史的資料や道具などを展示しています。
		西予市野村シルク博物館	
	姉妹館提携30周年記念事業	8月~12月	開智学校(長野県松本市)と開明学校(西予市)が姉妹館提携を結んで30周年を迎えるため、記念の特別展等を実施する。
		開明学校・宇和民具館	
	城川地質館(常設展)	通年 ※休館日(火)、年末年始	黒瀬川構造帯を多面的に紹介しており、地球の誕生、プレートテクトニクスなどを映像やパネルで紹介し、黒瀬川構造帯の成り立ちを通じて大地が動いていることや、日本列島を地球科学の視点で学ぶことができます。また、貴重な化石や多様な岩石などの保存・展示も行っています。
		西予市城川地質館	
愛媛県歴史文化博物館 常設展示	通年※(休館日はHPへ)	愛媛の歴史と民俗について、実物大に復元した建物や祭礼等の実物資料などをまじえ、わかりやすく紹介しています。	
	愛媛県歴史文化博物館常設展示室		
新常設展示「密●空と海―内海清美展」	通年※(休館日はHPへ)	高い芸術性で国際的評価を得ている和紙彫塑家・内海清美氏が、弘法大師空海の生涯を人形群で表現したものです。	
	愛媛県歴史文化博物館新常設展示室		
テーマ展「久万高原町発掘50年の足跡」	4月1日(土)~9月3日(日)(予定)	久万高原町の上黒岩岩陰遺跡から発掘された全国に誇れる縄文時代黎明期の考古資料を展示します。	
	愛媛県歴史文化博物館考古展示室		

会場地	事業名	期 日	事業内容	
		会 場		
西予市	末光家一般公開	毎月第1日曜日	重要伝統的建造物群保存地区である西予市宇和町卯之町の町並みの中にある、保存地区内では最も古い建物の「末光家」の一般公開です。	
		末光家		
	特別展「迷路絵本 香川元太郎のフシギな世界」	4月22日(土)～6月25日(日) (予定)	愛媛県歴史文化博物館企画展示室	愛媛出身で全国的に活躍中の迷路絵本作家・香川元太郎氏の作品を紹介するとともに、巨大迷路に挑戦していただきます。
	第41回宇和れんげまつり	4月29日(土・祝)	JR伊予石城駅前れんげ田	JR伊予石城駅前のれんげ田(約10ha)において日本一のもちつき大会、どろんこサッカー、特産品コーナー等多彩な催しを開催します。
	どろんこ祭り	7月2日(日)	西予市城川町土居 三嶋神社(神田)	奥伊予の奇祭「どろんこ祭り」として知られる「御田植祭り(おんだうえまつり)」。牛による勇壮な「代かき」、田の畔に豆を植える作業を表したどろんこ活劇「畔豆植え」、無病息災、五穀豊穡を祈る「さんばい降ろし」、「早乙女の手踊り」、フィナーレの「お田植え」が行われます。また、「福まき」も実施されます。
	第23回かまぼこ板の絵展覧会	7月中旬～12月第1日曜日※定休日(火)	ギャラリーしるかわ	絵は「いつでも、誰でも、なんにでも描ける」を原点に全国からかまぼこ板に描いた絵を募集し、全応募作品を展示する展覧会。(応募作品数はおよそ1万点。)平成7年より毎年展覧会を開催しており、今回で23回目。
	特別展「トリックアート 大江戸物語」	7月15日(土)～9月3日(日) (予定)	愛媛県歴史文化博物館企画展示室	江戸情緒あふれる「和風」トリックアート愛媛初開催。見たり、触れたり、写真を撮ったり、ご家族、お友達と一緒に存分にお楽しみください。
	障がい者文化芸術祭	8月(未定)	愛媛県歴史文化博物館	障がい者の文化芸術活動の発表や芸術作品の展示、障害福祉施設等による文化芸術活動支援の取組状況の紹介等を行います。
	かっぱMATURIサマーin明浜2017	8月6日(日)	あけはまシーサイドサンパーク	シーカヤック・ビーチバレー・ストロングマンチャレンジなど楽しいイベントもたくさん!フィナーレの打ち上げ花火は海に反射し、山に反響、迫力です!かっぱMATURIはみんなが主役!一度来たら、また来年も来なくなる、そんなイベントです。
	第35回奥地の海のかーにばる	8月13日(日)	西予市三瓶町朝立港湾埋立地	人間カーリング・魚のつかみどりなど見て楽しい、参加しても楽しいイベントがもりたくさん!夜には花火大会もあり、山々に囲まれた湾内から上がる花火は迫力満点で必見!屋台村やグルメフェアもあり。
	第13回奥伊予盆踊り花火大会	8月13日(日)	西予市城川総合運動公園グラウンド	「奥伊予」城川で開催される花火大会。間近でみる花火は迫力満点です!
	野村納涼花火大会	8月14日(月)	野村ダム朝霧湖畔	山間の地形を生かした大迫力の音と光の競演を肌で実感することができ、「美しいナイアガラ」や仕掛け花火が湖面に映り、その美しさをダム堰堤上から真正面で見ることが出来ます。花火のほかにも、水上ステージイベントやガーデンパーティー、ふれあい市などが開催され、真夏の一夜を楽しませてくれます。
特別展「高虎と嘉明-転換期の伊予と両雄-」	9月30日(土)～11月26日(日) (予定)	愛媛県歴史文化博物館企画展示室	天下太平に向かう時代の転換期、伊予を治めた藤堂高虎と加藤嘉明。二人の足跡と、彼らが生きた時代の伊予の姿をご紹介します。	
テーマ展「相撲の歴史と民俗-館蔵品を中心に」	9月30日(土)～11月26日(日) (予定)	愛媛県歴史文化博物館文書展示室	国体の相撲が西予市で開催されるのにあわせ、相撲のおこりと歴史、相撲の祭礼と民俗、愛媛出身の著名力士などを、館蔵品を中心に紹介します。	
西予市総合文化祭	11月4日(土)・5日(日)	西予市役所周辺及び宇和体育館内	絵画、書道、生け花などの展示や、茶席や各種バザーの出店があります。	
第166回乙亥大相撲	11月下旬	西予市乙亥の里 乙亥会館	全国でも唯一のプロ・アマ力士の対戦に、地元青年の対抗戦や幕内力士による稚児の土俵入りなどが行われます。	
あけはまシーサイドイルミネーション2017	12月初旬～	あけはまシーサイドサンパーク	明浜、10万球光る。あけはまシーサイドイルミネーション夏だけじゃない、明浜町の魅力をお友達と、ご家族と、恋人と……。遊びにも、デートにもおすすめです。	
朝霧ロードイルミネーション	12月中旬～	野村ダム左岸公園(ビッグミル付近)、国道441号線沿い、乙亥の里	野村町内の地元住民一体となった「朝霧ロードイルミネーション実行委員会」によるイルミネーションを野村ダム左岸公園(ビッグミル付近)、国道441号線沿い、乙亥の里にて開催。イルミネーションが野村のまちを彩ります。	

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
東温市	坊っちゃん劇場	通年 ※定休日(火)	愛媛・四国・瀬戸内の歴史的・文化的伝統を舞台芸術で表現し、「ミュージカル役者の誕生するまちづくり」をめざしながら、地域貢献と地域活性化を目的とした劇場です。
		坊っちゃん劇場	
	源太桜まつり	4月2日(日)	桜三里で最も古い桜「源太桜」は、樹齢推定300年のエドヒガンザクラで、毎年大勢の観光客が見物にやってきます。
		土谷公民館	
	東温市商工会産業まつり	4月下旬	東温市の商工業者の方々が、日頃からの地域へのお礼の意味も込めて開催する、市内最大の産業イベントです。
		横河原公園	
	除ケの堰堤こいのぼり架け渡し	4月下旬～5月上旬	昭和10年に造られ、全て瀬戸内の島々の石で造られています。春には川幅いっぱい鯉のぼりが施され、良好な残存状況が建設時の高度な施工技術を示しています。
		東温市山之内大畑乙62地先	
	スイーツマラソン・とうおんファミリーフェスティバル(仮称)	6月3日(土)	家族みんなで楽しめるイベントで、沢山のゆるキャラが大集合します。また、市内事業所が多数出店するグルメブースでは、東温市の懐かしい味などが楽しめます。
		東温市総合公園	
	上林水の元そうめん流し	7月2日(日)～8月27日(日)	血ヶ嶺連峰県立自然公園の雄大な自然を背景に、道後平野を眺めながら冷水で楽しむそうめん流しは格別です。
		血ヶ嶺連峰県立自然公園	
	横河原土曜夜市	7月下旬の土曜日(予定)	横河原商工連盟青年部主催による土曜夜市。地元ならではの懐かしい雰囲気味わえます。
		伊予鉄横河原駅前広場	
さくら市場納涼祭	8月上旬	夜店や模擬店が立ち並び、いのとんと他のゆるキャラたちとの対決が行われるなど、会場は多くの人で賑わいます。	
	ふるさと交流館さくらの湯		
観月祭	8月26日(土)(予定)	重信川沿いには毎年約200軒もの出店が並び、会場は盆踊りやいもたきなど大勢の人々で賑わいます。約5,000発の花火が夜空を彩ります。	
	重信川河川敷西岸		
どてかぼちゃカーニバル	9月10日(日)	日本初のどてかぼちゃコンテスト。巨大どてかぼちゃに圧倒されます。	
	未定		
白猪の滝まつり	11月3日(金・祝)	おにぎり無料サービス、餅まき・お楽しみ抽選会・農産物など即売・バザー・国土交通省「降雨体験装置・土石流3D体験シアター」・和太鼓・東谷音頭などで賑わいます。	
	白猪の滝農村公園		
とうおんゆったりサイクリング	未定	安心・安全な「ファミリーサイクリングの聖地」重信川自転車道を、家族や友達と一緒に楽しむイベントです。	
	重信川自転車道周辺		
上島町	第32回かみじまふるさと夜市	8月5日(土)	たくさん夜店をはじめ、コンサートや大抽選会等のイベントを開催。フィナーレの花火は、至近距離から打ち上げられ迫力満点です。
		司削港ひだまり公園(消防庁舎前)周辺	
	魚島秋祭り	10月上旬	金曜日には地元の方が神楽を舞い、土曜日には引きだんじり、日曜日には神輿が島へ繰り出します。
		魚島地区	
	久司浦秋祭り	10月上旬	だんじりが地区内をまわり神社では出店や、舞台演出などで盛り上がります。
		久司浦地区	
佐島秋祭り	10月上旬	早朝には神輿が海の中に入ります。だんじり神輿を神社に持って行く際には、担いだまま神社の石段を登っていきます。	
	佐島地区		
生名秋祭り	10月上旬	だんじりや神輿が地区内を回り、小学生による巫女の舞いなども行われます。	
	生名地区		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
上島町	岩城秋祭り	10月上旬	だんじりや神輿が区内を回り、獅子舞や女神輿、奴などが行われます。
		岩城地区	
	下弓削秋祭り	10月中旬	金曜日には小学生を対象に奉納相撲大会が行われ、土・日曜日はだんじりや神輿、奴行列等が区内を巡ります。
		下弓削地区	
	上弓削秋祭り	10月中旬	だんじりが区内をまわり、獅子舞や巫女、稚児の舞いなども行われます。
		上弓削地区	
引野・明神秋祭り	10月下旬	だんじりが区内をまわります。	
	引野・明神地区		
上島町文化公演会	11月下旬	芸術文化を肌で感じてもらうため、落語家などをお招きして公演会を開催します。	
	せとうち交流館		
久万高原町	創作こけしの世界(仮称)	第1回4月～5月、第2回10月～11月(予定)	本町出身者より寄贈を受けた創作こけしを展示します。
		久万高原町まちなか交流館	
	春の企画展「石鎚山の高山性植物」	4月22日(土)～6月11日(日)	西日本最高峰・天狗岳山頂の過酷な環境で生きている亜高山の可憐な花をパネル、レプリカで解説します。
		面河山岳博物館	
	久万美コレクション展Ⅰ	4月29日(土)～8月31日(日)	館蔵品を中心にテーマを設けた特集展示を行います。
		町立久万美術館	
	石鎚天狗太鼓	7月上旬	石鎚山お山開きにあわせて、天狗面をつけた迫力ある太鼓を披露します。
		おもごふるさとの駅	
	三島神社夏祭り(久万山五神太鼓)	7月下旬	ダイバ面をつけた精鋭による勇壮な久万山五神太鼓を奉納します。
		三島神社	
	特別展「巨大昆虫・微小昆虫」(仮称)	7月21日(金)～9月3日(日)	世界の巨大昆虫と微小昆虫を標本で紹介。昆虫のサイズから見える驚きの多様性と進化の不思議を解説。生きた昆虫も多数展示しています。
		面河山岳博物館	
	久万納涼まつり	8月4日(金)・5日(土)(予定)	初日は久万踊りと花火大会、2日目は丸太を担いで走りタイムを競う御用木まつりを開催します。
		久万町商店街周辺	
	ペルセウス座流星群を見よう	8月13日(日)	グラウンドに寝転がり、解説を聞きながら流れ星をながめるイベントです。
久万高原ふるさと旅行村(予定)			
みかわ納涼まつり	8月19日(土)(予定)	多彩なステージイベント、名勝「御三戸嶽」の麓から打ち上げられる大迫力の打ち上げ花火が魅力のお祭りです。	
	役場美川支所周辺		
自主企画展「Crossover—秩序と混沌」	9月9日(土)～11月23日(木・祝)	独自のテーマによる企画展です。	
	町立久万美術館		
やなだに産業まつり	10月1日(日)(予定)	牧草投げなど来場者が参加できるイベントや、地元産品の販売、ゲストを招いての歌謡ショーなどが行われます。	
	やなだにさんさんドーム		
中秋観月会(仮称)	10月4日(水)	肉眼や望遠鏡で中秋の名月を愛で、月にまつわるお話を聞く観月会です。	
	久万高原天体観測館		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
久万高原町	秋の企画展「面河溪 きのこ写真展」	10月7日(土)～11月23日(木・祝) 面河山岳博物館	愛媛県のキノコ研究で第一人者の沖野登美雄氏の美しいキノコ写真を展示。面河溪などに自生する菌類を紹介します。
	久万林業まつり(久万文化祭)	10月21(土)・22日(日) 久万公園ほか	木と触れ合う多彩なイベントを実施。久万地区文化祭も同時開催し、茶会や習字などの作品を展示します。
	面河ふるさとまつり	11月12日(日)(予定) 面河住民センター	地域の芸能発表やゲストを招いての歌謡ショー、豪華景品が当たる景品付きもちまきなどを行います。
松前町	愛顔(えがお)つなぐえひめ国体大会松前町手作りパネル展	通年 松前町役場内	松前町で行われている競技の紹介や、リハーサル大会の様子をパネルで紹介します。
	義農祭	4月23日(日) 義農公園	町の偉人「義農作兵衛」の遺徳をしのび、伝統芸能の発表や地元特産品の販売などを行います。
	松前港祭り	5月3日(水・祝) 松前港	まぐろの解体ショー、魚のつかみ取り、鮮魚販売、漁船パレードが催されます。
	2017明るい人権のまちづくり大会	5月13日(土) 松前総合文化センター	「町民すべてが取り組むあたたかい人権・同和教育の展開」を目標に、人権が大切にされる町づくりのために記念講演等を開催します。
	まさき町夏祭り	8月第1金曜日(前夜祭)・第1土曜日 前夜祭(松前総合文化センター)祭り当日(塩屋海岸、松前公園)	はんぎり競漕、伊予万歳、金管バンド演奏、餅撒き、まさき音頭、花火等盛りだくさんのイベントが行われます。
	障がい者文化芸術祭	8月(未定) エミフルMASAKI	障がい者の文化芸術活動の発表や芸術作品の展示、障害福祉施設等による文化芸術活動支援の取組状況の紹介等を行います。
	第5回まさき町産業祭り「たわわ祭」	11月11日(土)・12日(日)(予定) まさき村店舗前駐車場(エミフルMASAKI敷地内)	新鮮な農水産物や地場産品、加工品などの販売、ステージイベント、匠の技から生まれる工業製品などを紹介します。
	2017松前町第九演奏会	12月23日(土) 松前総合文化センター	松前町内外の希望者によって「第九」の演奏会をするとともに、多くの来場者が訪れ約700名の大盛況事業です。
砥部町	砥部焼伝統産業会館 常設展	通年 ※休館日(月)祝日の場合は翌日(10/10、30は開館) 砥部焼伝統産業会館	砥部焼の歴史的資料や貴重な焼き物、全窯元の優れた現代作品を展示したり、個展やグループ展などの多彩な催しが行われます。
	砥部陶街道五十三次スタンプラリー	通年 町内各所	町内に点在する「自然・歴史・文化・砥部焼」にちなんだポイントを巡るスタンプラリーです。
	砥部焼体験(砥部焼陶芸館)	通年 砥部焼陶芸館	砥部焼の絵付・手びねり(要予約)・ロクロ(要予約)の体験ができます。年2回、春と秋には「砥部焼窯出し市」が開催されます。
	砥部焼体験(砥部焼観光センター-炎の里)	通年 砥部焼観光センター-炎の里	砥部焼の絵付等各種体験や工房見学ができます。定期的に企画展も開催しています。
	砥部焼体験(砥部町陶芸創作館)	通年 砥部町陶芸創作館	砥部焼の絵付・手びねり(要予約)・ロクロ(要予約)の体験ができます。
	とべ楽市	奇数月の第2日曜日 砥部町商工会周辺	砥部町商工会館周辺が歩行者天国となり、砥部焼の窯元直販や飲食物の出店が並びます。

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
砥部町	砥部焼まつり	4月15日(土)・16日(日)	毎年10万人を超える来場者があり、日用食器から高級品まで約10万点を、全窯元が感謝価格で販売します。
		砥部町陶街道ゆとり公園ほか	
	ほたるまつり	5月下旬～6月中旬	清流に飛び交う天然のホタルの鑑賞会。町内各地域の会場でイベントが行われます。
		砥部町内各地域	
	井部悠紀三絃演奏会	6月3日(土)	愛媛県にゆかりのある演奏家をお招きして、定期的に演奏会を開催します。
		砥部町文化会館 ふれあいホール	
	「すべての人に真民詩を」展	6月～12月 ※休館日(月)祝日の場合は翌日(10/10、30は開館)	「念ずれば花ひらく」で知られる詩人・坂村真民の代表的な詩を展示。心癒される詩の世界にひたり、真民さんの人柄に触れてください。
		坂村真民記念館	
	坪内家流しそうめん	7月～8月の土・日曜日	坪内家の大井戸周辺で食べる流しそうめん。江戸時代後期に建てられた旧庄屋屋敷「坪内家」は見学無料です。
		坪内家	
	権現山流しそうめん	7月～9月上旬	標高440メートルの権現山のふもとで夏季に行う流しそうめんは、盛夏に涼を求める人たちでにぎわいます。
		権現山休憩所	
	広田七夕まつり	8月(予定)	イベント会場では「立花(たちばな)太鼓」「鼓舞姿(こぶし)太鼓」などを鑑賞したり夜店を楽しめます。
		ひろた交流センター	
第10回ピアノ分解教室『ピアノの中をのぞいてみよう!』	8月6日(日)	実際にピアノを分解し、調律作業を体験することができ、年齢を問わず子供から大人まで、ピアノ・音楽の魅力を再発見していただける教室です。	
	砥部町文化会館 ふれあいホール		
第16回ピアノリレーコンサート	8月26日(土)・27日(日)	年齢や演奏レベル、ジャンルに関係なく、音楽が好きな人なら誰もが舞台の上で楽しむことのできる参加型コンサートです。	
	砥部町文化会館 ふれあいホール		
ダンスパフォーマンスin砥部 Vol.3	10月22日(日)	ジャンルに関係なく踊りが好きな人なら誰もが舞台の上で楽しむことのできる参加型ダンスイベントです。	
	砥部町文化会館 ふれあいホール		
秋の砥部焼まつり	11月(未定)	砥部焼伝統産業会館周辺を歩行者天国にし、約60の窯元が感謝価格で対面販売します。	
	砥部焼伝統産業会館		
砥部陶街道文化まつり	11月(未定)	砥部町自慢の技や逸品、特産品が一挙に大集合、砥部町を満喫する2日間です。	
	砥部町中央公民館		
自然薯(じねんじょ)まつり	12月(未定)	砥部町の特産品である「じねんじょ」の即売や「じねんじょを使った料理」の試食などを行っています。	
	道の駅ひろた 峡の館		
第11回チャリティフェスティバル	12月23日(土)	チャリティ募金を兼ねて文化会館を地域の交流の場として活用していただく目的で開催。ふれあいホールのチャリティコンサートでは、地域の音楽家が出演します。	
	砥部町文化会館		
内子町	川登川まつり・筏流し	4月24日(日)	山から伐り出した木材を運ぶ「筏流し」の光景を復活させたイベント。藁と菅笠姿の筏師が筏を巧みに操る姿は見応えがあります。
		川登自治会館周辺	
	いかざき大凧合戦	5月5日(金)	約400年の歴史を持った伝承行事で、約500統の大凧が空中で相手の糸を「ガガリ」で切り合う勇壮な戦いが魅力です。
第32回燈籠まつり	7月29日(土)	平家の落人伝説にちなむ先祖供養の夏祭り。だんじりみこしやねぶた風絵燈籠などが町を練り歩くほか、小田川に浮かぶ燈籠が幻想的です。	
			小田中央商店街

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
内子町	第61回内子笹まつり	8月6日(日)・7日(月)	昭和32年から続く伝統の夏祭りで、「愛媛のまつり五十選」に選ばれています。約50本の笹飾りが約700mにわたって飾られます。
		本町商店街	
	寺村山の神火祭り	8月15日(火)	1823年から続く伝統行事です。「山の神」の火文字と3千個のオヒカリが幻想的。山里に響く打ち上げ花火や和太鼓演奏が楽しめます。
		えひめ中央農協小田支所付近	
	尾首の池月を愛でる会	9月下旬	約1,000灯のキャンドルが尾首の池を幻想的に演出します。また、芋炊きやJazzなどのコンサートが行われます。
		尾首の池	
	八日市町並観月会	10月4日(水)・5日(木)	仲秋の名月に合わせて町並み保存地区の通りに住民手作りの行灯を灯す。はぜとり歌・踊り、町家での琴の演奏などもあります。
		八日市護国重要伝統的建造物群保存地区	
	ドイツフェスタ	10月頃	姉妹都市であるローテンプルク市との交流を背景に、ドイツのビールや料理を味わいながら、ドイツ文化に触れることができるお祭りです。
		ビクターセンター、まちの駅Nanso他	
	長田食の文化祭	10月15日(日)	「お山の学校ながた」(元廃校舎。現簡易宿泊所)にて開催される食のイベント。住民手作りのうどん、こんにゃく、ピザなどの食が楽しめます。
		お山の学校ながた	
	石畳水車まつり	11月3日(金)	美しい農村景観の残る石畳地区。3つの水車がある石畳清流園は、地域の観光スポット。秋の里山の風景や食が楽しめます。
		石畳清流園	
立川地区 文化産業祭	11月3日(金)	立川地区の秋の恒例イベント。地域で生産される農産物品評会やバザー(うどん、すし)や餅まきなどが行われます。	
	立川自治会館グラウンド		
小田の郷ふるさとまつり	11月5日(日)	農産物品評会や展示即売、バザー、餅まき、トンカチ広場など各種催しが行われます。	
	道の駅「小田の郷せせらぎ」		
第37回五十崎文化祭	11月5日(日)	五十崎自治センター管内の住民による展示、和太鼓や吹奏楽の演奏、バザーなどを実施します。	
	五十崎自治センター		
大瀬農業祭柿まつり	11月5日(日)	大瀬の特産品である「柿」のお祭り。バザーや農産物の品評会などを実施。柿の皮むき大会や種飛ばし大会など、イベントも満載です。	
	大瀬商店街周辺		
内子町伝統芸能まつり	11月中旬	神楽、獅子舞、万歳など、町内各地域で伝統芸能の保存継承に取り組む団体が一堂に会し、郷土色豊かな自慢の演技を披露します。	
	内子座		
伊方町	もぉ〜モォ〜フェスティバル	4月29日(土)(予定)	瀬戸内海と宇和海が一望できる新緑の高原で、和牛をバーベキューにして食べます。特産品販売等の催しもあります。
		伊方町大久・高茂高原	
	佐田岬灯台点灯100年祭 兼 佐田岬はなはな祭り	5月3日(水・祝)(予定)	佐田岬灯台点灯100年を祝うイベントを開催。ステージイベントや特産品の販売、灯台に関するイベントなどを行います。
		佐田岬はなはな	
	海のつどい	5月4日(木・祝)(予定)	宇和海沿いの砂浜で地引き網を中心とした参加型イベント。アジがメインの海鮮バーベキュー。家族連れで賑わいます。
伊方町大久西海岸			
佐田岬ふるさとウォーク	5月中旬(予定)	日本一細長い佐田岬半島を一緒に歩きます。	
	八幡浜市〜伊方町		
きららまつり	6月(予定)	道の駅伊方きらら館を会場に、町の特産品の販売、もちまき、甘酒のサービス、和太鼓の演奏、ゲーム大会等が行われます。	
	道の駅 伊方きらら館		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
伊方町	きなはいや伊方まつり	7月30日(日)(予定)	毎年恒例夏のイベントで多彩な催しや夜空を彩る打上花火大会が行われます。
		伊方中学校グラウンド他	
	瀬戸の花嫁まつり	8月中(予定)	ブライダルファッションショーや魚のつかみどりなど楽しいイベントが盛りだくさん。歌謡ショーや花火大会が行われます。
		三机須賀公園他	
	サイクリング佐田岬	9月24日(日)(予定)	ロング、ミドル、ショートコースの3つに分かれて佐田岬を自転車で走り抜けます。
		八幡浜市～伊方町	
	風車まつり	10月(予定)	巨大風車が立ち並ぶ壮大な風景の中で行われるイベントです。風の体験広場や特産品販売などを実施します。
		瀬戸アグリトピア	
	三崎地区秋祭り	10月8日(土)・9日(日)(予定)	江戸初期から続く「牛鬼と四ツ太鼓の合戦」を行います。
		三崎フェリー乗り場	
	瀬戸地区秋祭り	10月14日(土)・15日(日)(予定)	各地区ごとに様々な民族芸能を行います。
三机須賀公園他			
伊方地区秋祭り	10月21日(土)・22日(日)(予定)	各地区ごとに様々な民族芸能を行います。	
	伊方中学校グラウンド他		
風のまつり	11月(予定)	佐田岬を元気にするグループによるライブ。お楽しみ抽選会や特産品販売コーナーもあります。	
	道の駅 瀬戸農業公園		
佐田岬マラソン大会	11月12日(日)(予定)	宇和海を一望でき、遠く九州も見渡せる風光明媚なコースを走ります。	
	伊方町瀬戸地区		
しあわせイルミネーション	12月上旬～1月中旬(予定)	豊かで明るいまちづくりを願って「伊方中学校」周辺で灯されるイルミネーション。今年も伊方の町に柔らかな明かりが彩りを添えます。	
	伊方町湊浦 伊方中学校周辺		
松野町	奥内の棚田及び農山村景観	通年	広見川支流の奥内川沿いの山間部に位置し、江戸時代中期以降に形成された「日本の棚田百選」にも認定されている地区です。
		奥内の棚田	
	芝不器男記念館	通年 ※休館日(水)、12/28～1/4	昭和初期の俳壇に彗星のごとく現れ、その天賦の才で注目を浴びた芝不器男の生家を記念館として保存。館内には、不器男直筆の短冊や日記帳などゆかりの品々が展示されています。
		芝不器男記念館	
	目黒ふるさと館	通年 ※休館日(水)、12/28～1/4	江戸時代の裁判を今に伝える資料館。境界争いに関する江戸幕府の裁定資料を展示。当時の地形を示した目黒山形(模型)並びに関係する絵図・古文書類は、国の重要文化財に指定されています。
		目黒ふるさと館	
	河後森城史跡見学会	4月、11月(予定)	要害の地にそびえた県下最大級の中世山城跡で国の指定史跡。現在、遺構の一部が忠実に復元、整備されており、年2回植生や景観について検討するため見学会を開催します。
		河後森城跡	
	第28回まつの桃源郷マラソン大会	4月2日(日)	桃の花や桜の花がきれいに咲く美しいコースです。気持ちのいい春の気候の中、アップダウンが小刻みに続きます。
		松野町内	
	森の国の夏祭り2017	8月13日(日)	虹の森公園、大門橋上周辺を主会場とする夏祭り。四万十流域のグルメが集う「森の国の大おきゃく」や和太鼓やダンスのステージショー、「自称日本一の花火大会」は迫力満点!
虹の森公園周辺			
松野四万十バイクレース2017	10月29日(日)	最長130kmに及ぶコースをMTBで走り抜く過酷な自転車レース。ふるまいやおもてなし、獅子舞、鎧武者、和太鼓による応援などもあり、ツライけど楽しい!大冒険イベントです。	
	予土県境地域(宇和島市、松野町、四万十市)		

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
松野町	森の国文化祭	11月2日(木)・3日(金) 松野町コミュニティセンター他	書道、華道、写真、俳句、児童・生徒作品等の展示や、和太鼓、日舞、スポーツダンス等の芸能大会を開催します。
	森の国戦国武者伝走	11月26日(日) 松野町内	戦国武者になったランナーが、歴史文化にちなんだチェックポイントを走り抜けるユニークな駅伝大会。タイム、甲冑の出来やパフォーマンスも表彰対象で、上位入賞チームには賞品も。
鬼北町	明星が丘施設常設展	通年 ※休館日(月、祝) 鬼北町明星が丘施設	明星が丘施設には、歴史民俗歴史資料館、武左衛門一揆記念館、大野作太郎地質館、明星草庵、井谷家住宅など、鬼北町の歴史・文化がギュッとつまっています。
	山岳信仰遺跡めぐりトレッキング	5月初旬 鬼北町中央公民館(集合場所)	鬼が城山系(南予アルプス)の山岳霊場遺跡をめぐり、当時の歴史文化に触れつつ、四季折々の自然を眺めながらトレッキングを実施します。
	穂田のりの里の幻灯火	5月中旬～6月中旬 鬼北町大宿地区の棚田	山間にある棚田を利用して約800個の明かりがとまります。この時期は数多くのホタルが飛び交い、カエルの鳴き声や川のせせらぎなど、天然のBGMが聞こえてきます。
	成川溪谷ピザ祭り	7月下旬 成川溪谷休養センター下駐車場	鬼北町産の夏野菜を使ったピザ祭りを開催します。場内に設置された窯でピザ作り体験。多彩なトッピングから自分流にアレンジしたピザを味わいませんか。
	四万十・源流広見川上り駅伝大会	8月6日(日)(予定) 開会式：清家興業倉庫(元・愛媛建設倉庫)前広場	広見川に親しむことで自然を守る心を養い、心豊かなふるさとづくりを推進することを目的に、下流から上流までの4.7キロを8区間に分け、駅伝方式で流れに逆らって走るユニークな駅伝です。
	ひよし星降るキャンドル・鬼の里の夜神楽	9月 鬼北町明星ヶ丘施設駐車場	昭和初期の面影を残す下鍵山の町並を、ペットボトルを再利用した灯笼が美しく彩ります。また、鬼の里の夜神楽では、地元富母里神楽のほか近隣の神楽団体が集い共演します。
	等妙寺ウォーキング	10月～11月 国史跡等妙寺旧境内	史跡地周辺の山岳霊場遺跡をめぐり、当時の歴史・文化に触れつつ、散策を楽しみながら学ぶことができます。
	きほく作品展	11月上旬 広見体育センター	絵画・工芸・手芸・陶芸・書道・写真・文芸作品・盆栽など町民の力作を一堂に展示します。
	きほく芸能まつり	11月中旬 広見体育センター	民舞や詩吟、合唱など、鬼北町内の様々な文化団体が日頃の練習の成果を披露します。
	愛南町	宇和海展望タワー	1月2日(月)～12月28日(木) 馬瀬山山頂公園
紫電改展示館		1月2日(月)～12月28日(木) 馬瀬山山頂公園	海底より引き揚げた日本に唯一機現存する、太平洋戦争末期に活躍した旧海軍最新鋭の戦闘機「紫電改」を展示保存しています。
ぎゅぎゅっと愛南!夏の陣～海と山を喰らう～		5月28日(日) 愛南漁協御荘中央卸売市場前広場	カツオや愛南ゴールド(河内晩柑)をはじめとする愛南町の旬の特産品をPRする食のイベントを盛大に開催します。
愛南町城辺夏まつり		8月6日(日) 城辺商店街	商店街に設けた特設ステージを中心に、ステージイベントやバンド演奏などが行われ、多くの人で賑わいます。
久良の能山踊り		8月14日(月) 愛南町久良(弘誓寺古木庵)	愛媛県の無形民俗文化財に指定された芸能で、戦国期の在地領主の霊を慰めるために古くから踊られている芸能です。
愛南町御荘夏まつり		8月21日(月) 平城商店街	商店街や河川敷特設ステージを中心に、多くの人で賑わいます。フィナーレには仕掛け花火が夜空を彩ります。

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
愛南町	はなとりおどり	9月1日(金)	愛媛県の無形民俗文化財に指定された芸能で、400年以上にわたり踊られていると伝えられる太刀踊りの一種です。
		愛南町増田(安養寺)	
	愛南町の秋祭り	11月3日(金)	町内統一地方祭、愛南町指定無形民俗文化財である鹿踊り、神輿や四ツ太鼓(布団太鼓)が町内各地域を練り歩きます。
		愛南町内	
	愛南町文化祭	11月上旬	愛南町文化協会が、発表部門と展示部門に分かれて日頃の練習の成果を2日間にわたり発表します。
愛南町御荘文化センター・城の辺学習館			
トレッキング・ザ・空海あいなん	11月中旬~下旬	四国遍路の中で、名所である松尾峠から柏坂を2日間かけて踏破するウォーキングイベントで、空海の足跡をたどります。	
	愛南町御荘文化センター・愛南町DE・あい・21		
正木の花取り踊り	12月5日(火)	愛媛県の無形民俗文化財に指定された土佐を起源とする太刀踊りの一種で、往時の風情が感じられる厳かな芸能です。	
	愛南町正木(歓喜光寺ほか)		

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																																																																										
2 水泳	<p>2 会 場 松山市（オープンウォータースイミング） ◇荒天時の対応</p> <p>荒天時で海での競技実施が不可能な場合は、下記会場にて代替競技を行う。 会場 松山大学（御幸キャンパス） 50m・8レーン屋外公認プール 〒790-0824 愛媛県松山市御幸 1-513-1 TEL 089-926-7149（学生課直通）</p> <p>3 種別（種目）及び参加人員</p> <p>○ 競泳 (1)（省略） ア 男子（24名以内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目</th> <th>種目数</th> <th>1種目の参加数</th> <th>種別などの参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年</td> <td>自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー200m、メドレーリレー400m</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">少年</td> <td>A 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー800m、メドレーリレー400m</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td>B 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー400m、メドレーリレー400m</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 女子（23名以内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目</th> <th>共通種目</th> <th>種目数</th> <th>1種目の参加数</th> <th>種別などの参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年</td> <td>自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー200m、メドレーリレー400m</td> <td>-</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">少年</td> <td>A 自由形 50m・100m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー400m、メドレーリレー400m</td> <td>自由形 400m</td> <td>9 (含む 自由形 400m)</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> </tbody> </table>	種別	種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数	成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー200m、メドレーリレー400m	9	1名以内	10名以内	少年	A 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー800m、メドレーリレー400m	9	1名以内	10名以内	B 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー400m、メドレーリレー400m	9	1名以内	10名以内	種別	種目	共通種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数	成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー200m、メドレーリレー400m	-	9	1名以内	10名以内	少年	A 自由形 50m・100m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー400m、メドレーリレー400m	自由形 400m	9 (含む 自由形 400m)	1名以内	10名以内	<p>2 会 場 松山市（オープンウォータースイミング） ◇荒天時の対応 天候状況により、スタート時間、コース、距離を変更して行う。(追記)</p> <p>荒天時で海での競技実施が不可能な場合は、下記会場にて代替競技を行う。 会場 松山大学（御幸キャンパス） 50m・8レーン屋外公認プール 〒790-0824 愛媛県松山市御幸 1-513-1 TEL 089-909-7847（松山市国体競技課直通）</p> <p>3 種別（種目）及び参加人員</p> <p>○ 競泳 (1)（省略） ア 男子（24名以内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目</th> <th>種目数</th> <th>1種目の参加数</th> <th>種別などの参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年</td> <td>自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×50m、メドレーリレー4×100m</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">少年</td> <td>A 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー4×200m、メドレーリレー4×100m</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td>B 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×100m、メドレーリレー4×100m</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 女子（23名以内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目</th> <th>共通種目</th> <th>種目数</th> <th>1種目の参加数</th> <th>種別などの参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年</td> <td>自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×50m、 メドレーリレー4×100m</td> <td>-</td> <td>9</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">少年</td> <td>A 自由形 50m・100m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー4×100m、 メドレーリレー4×100m</td> <td>自由形 400m</td> <td>9 (含む 自由形 400m)</td> <td>1名以内</td> <td>10名以内</td> </tr> </tbody> </table>	種別	種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数	成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×50m、メドレーリレー4×100m	9	1名以内	10名以内	少年	A 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー4×200m、メドレーリレー4×100m	9	1名以内	10名以内	B 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×100m、メドレーリレー4×100m	9	1名以内	10名以内	種別	種目	共通種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数	成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×50m、 メドレーリレー4×100m	-	9	1名以内	10名以内	少年	A 自由形 50m・100m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー4×100m、 メドレーリレー4×100m	自由形 400m	9 (含む 自由形 400m)	1名以内	10名以内
種別	種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数																																																																								
成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー200m、メドレーリレー400m	9	1名以内	10名以内																																																																								
少年	A 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー800m、メドレーリレー400m	9	1名以内	10名以内																																																																								
	B 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー400m、メドレーリレー400m	9	1名以内	10名以内																																																																								
種別	種目	共通種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数																																																																							
成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー200m、メドレーリレー400m	-	9	1名以内	10名以内																																																																							
少年	A 自由形 50m・100m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー400m、メドレーリレー400m	自由形 400m	9 (含む 自由形 400m)	1名以内	10名以内																																																																							
	種別	種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数																																																																							
成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×50m、メドレーリレー4×100m	9	1名以内	10名以内																																																																								
少年	A 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー4×200m、メドレーリレー4×100m	9	1名以内	10名以内																																																																								
	B 自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×100m、メドレーリレー4×100m	9	1名以内	10名以内																																																																								
種別	種目	共通種目	種目数	1種目の参加数	種別などの参加数																																																																							
成年	自由形 50m・100m・400m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×50m、 メドレーリレー4×100m	-	9	1名以内	10名以内																																																																							
少年	A 自由形 50m・100m、 背泳ぎ 200m、平泳ぎ 200m、 バタフライ 200m、個人メドレー400m、 リレー4×100m、 メドレーリレー4×100m	自由形 400m	9 (含む 自由形 400m)	1名以内	10名以内																																																																							

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）										
2 水泳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">B</td> <td style="width: 30%;">自由形 50m・100m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー400m、メドレーリレー400m</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">9 (含む 自由形 400m)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 名 以内</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 0 名 以内</td> </tr> </table> <p>○ 水球 （公財）日本水泳連盟水球競技規則によるもののほか、次による。 (1) トーナメント方式により<u>試合</u>を行い、順位決定戦を行う。</p> <p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (5) （省略） ア 標準記録を突破した者が男女いずれか一方でも 4 名の枠を超えた場合は、男女とも無条件枠を使用することはできない。</p> <p>9 参加申込み方法 (3) 注意 （省略） (イ) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7850</p> <p>(4) （省略） (ウ) （競泳・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング） 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7850</p> <p>10 その他 (7) 練習時間については、会場地実行委員会事務局に問い合わせること。 （競泳・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング） 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7850</p>	B	自由形 50m・100m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー400m、メドレーリレー400m	9 (含む 自由形 400m)	1 名 以内	1 0 名 以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">B</td> <td style="width: 30%;">自由形 50m・100m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×100m、 メドレーリレー4×100m</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">9 (含む 自由形 400m)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 名 以内</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 0 名 以内</td> </tr> </table> <p>○ 水球 （公財）日本水泳連盟水球競技規則によるもののほか、次による。 (1) トーナメント方式により<u>競技進行</u>し、順位決定戦を行う。</p> <p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (5) （省略） ア 標準記録を突破した者が男女いずれか一方でも 4 名の枠を超えた場合は、男女とも無条件<u>参加（追記）</u>枠を使用することはできない。</p> <p>9 参加申込み方法 (3) 注意 （省略） (イ) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7888</p> <p>(4) （省略） (ウ) （競泳・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング） 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7888</p> <p>10 その他 (7) 練習時間については、会場地実行委員会事務局に問い合わせること。 （競泳・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング） 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7888</p>	B	自由形 50m・100m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×100m、 メドレーリレー4×100m	9 (含む 自由形 400m)	1 名 以内	1 0 名 以内
B	自由形 50m・100m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー400m、メドレーリレー400m	9 (含む 自由形 400m)	1 名 以内	1 0 名 以内								
B	自由形 50m・100m、 背泳ぎ 100m、平泳ぎ 100m、 バタフライ 100m、個人メドレー200m、 リレー4×100m、 メドレーリレー4×100m	9 (含む 自由形 400m)	1 名 以内	1 0 名 以内								
3 サッカー	<p>5 予選方法 (2) 各地域サッカー協会は、関係都道府県サッカー協会及びそのブロックの代表都道府県体育協会と協議の上、ブロック大会開催期日、場所を決定、その結果をすみやかに公益財団法人日本サッカー協会へ報告すること。</p>	<p>5 予選方法 (2) 各地域サッカー協会は、関係都道府県サッカー協会及びそのブロックの代表都道府県体育協会と協議の上、ブロック大会開催期日、場所を決定<u>し（追記）</u>、その結果をすみやかに公益財団法人日本サッカー協会へ報告すること。</p>										

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
3 サッカー	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) 参加申込み後の変更 (省略) ウ (成年男子) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTT コム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会 TEL 089-909-7848 FAX 089-909-7850</p> <p>10 参加上の注意</p> <p>(1) ユニフォーム (省略) エ ユニフォームは正副 2 色（シャツ、ショーツ、<u>ストッキング</u>、GK用共）を参加申込書に記入すること。参加申込書提出後のユニフォーム・背番号の変更は認めない。</p> <p>11 その他</p> <p>(2) 監督会議 (女子) 日 時 平成 29 年 10 月 1 日（日） 午後 4 時 場 所 愛南町御荘文化センター 〒798-4110 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 3063 番地 1 TEL 0895-73-1111 FAX 0895-73-1113</p>	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) 参加申込み後の変更 (省略) ウ (成年男子) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTT コム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会 TEL 089-909-7848 FAX 089-909-7888</p> <p>10 参加上の注意</p> <p>(1) ユニフォーム (省略) エ ユニフォームは正副 2 色（シャツ、ショーツ、<u>ソックス</u>、GK用共）を参加申込書に記入すること。参加申込書提出後のユニフォーム・背番号の変更は認めない。</p> <p>11 その他</p> <p>(2) 監督会議 (女子) 日 時 平成 29 年 10 月 1 日（日） 午後 4 時 場 所 愛南町御荘文化センター 〒798-4110 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 3063 番地 1 TEL 0895-73-1111 FAX 0895-72-3282</p>

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
5 ボート	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略) (ウ) 〒790-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1 愛顔つなぐえひめ国体今治市実行委員会事務局 TEL 0898-36-1733 FAX 0898-32-5733</p> <p>10 参加上の注意</p> <p>(省略) 〒794-0123 愛媛県今治市玉川町龍岡下乙 17-1 <u>玉川湖ボートコース艇庫</u></p> <p>11 その他</p> <p>(2) 代表者会議（大会会長トロフィー返還） 日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 3 時 場 所 <u>今治市玉川総合公園多目的体育館</u> 〒794-0104 愛媛県今治市玉川町摺木甲 108 TEL 0898-55-4656 FAX 0898-55-4656</p>	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略) (ウ) 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1 愛顔つなぐえひめ国体今治市実行委員会事務局 TEL 0898-36-1733 FAX 0898-32-5733</p> <p>10 参加上の注意</p> <p>(省略) 〒794-0123 愛媛県今治市玉川町龍岡下乙 17 <u>番地 1</u> <u>今治市営玉川艇庫</u></p> <p>11 その他</p> <p>(2) 代表者会議（大会会長トロフィー返還） 日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 3 時 場 所 <u>今治市営玉川総合公園運動場多目的体育館（グリーンピア玉川）</u> 〒794-0104 愛媛県今治市玉川町摺木甲 108 <u>番地（追記）</u> TEL 0898-55-4656 FAX 0898-55-4656</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
5 ボート	(3) 表彰式 日 時 平成 29 年 10 月 9 日（月） 午後 2 時 30 分 場 所 今治市玉川総合公園多目的体育館 〒794-0104 愛媛県今治市玉川町摺木甲 108 TEL 0898-55-4656 FAX 0898-55-4656	(3) 表彰式 日 時 平成 29 年 10 月 9 日（月） 午後 2 時 30 分 場 所 今治市営玉川総合公園運動場多目的体育館（グリーンピア玉川） 〒794-0104 愛媛県今治市玉川町摺木甲 108 番地（追記） TEL 0898-55-4656 FAX 0898-55-4656

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
6 ホッケー	2 会 場 （省略） 松前町（少年男子・少年女子） 松前町町民グラウンド（ナショナル規格） 11 その他 (2) 監督・主将会議 日 時 平成29年9月30日（土） 午後6時	2 会 場 （省略） 松前町（少年男子・少年女子） 松前町ホッケー公園ホッケー場 （ナショナル規格） 11 その他 (2) 監督・主将会議 日 時 平成29年9月30日（土） 午後 7 時

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																																																								
7 ボクシング	4 競技上の規程及び方法 (4) 試合時間は、下記のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>第 1 ラウンド</th> <th>休憩</th> <th>第 2 ラウンド</th> <th>休憩</th> <th>第 3 ラウンド</th> <th>休憩</th> <th>第 4 ラウンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>3 分</td> <td>1 分</td> <td>3 分</td> <td>1 分</td> <td>3 分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>成年女子</td> <td><u>2 分</u></td> <td>1 分</td> <td><u>2 分</u></td> <td>1 分</td> <td><u>2 分</u></td> <td>1 分</td> <td><u>2 分</u></td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>2 分</td> <td>1 分</td> <td>2 分</td> <td>1 分</td> <td>2 分</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 10 参加上の注意 (8) 監督・セカンドは、一般社団法人日本ボクシング連盟に平成28年度の役員登録済みの者であること（「3 種別及び参加人員」に含まれないセカンドは選手でも可）。	種 別	第 1 ラウンド	休憩	第 2 ラウンド	休憩	第 3 ラウンド	休憩	第 4 ラウンド	成年男子	3 分	1 分	3 分	1 分	3 分			成年女子	<u>2 分</u>	1 分	<u>2 分</u>	1 分	<u>2 分</u>	1 分	<u>2 分</u>	少年男子	2 分	1 分	2 分	1 分	2 分			4 競技上の規程及び方法 (4) 試合時間は、下記のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>第 1 ラウンド</th> <th>休憩</th> <th>第 2 ラウンド</th> <th>休憩</th> <th>第 3 ラウンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>3 分</td> <td>1 分</td> <td>3 分</td> <td>1 分</td> <td>3 分</td> </tr> <tr> <td>成年女子</td> <td>3 分</td> <td>1 分</td> <td>3 分</td> <td>1 分</td> <td>3 分</td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>2 分</td> <td>1 分</td> <td>2 分</td> <td>1 分</td> <td>2 分</td> </tr> </tbody> </table> 10 参加上の注意 (8) 監督・セカンドは、一般社団法人日本ボクシング連盟に 平成29年度 の役員登録済みの者であること（「3 種別及び参加人員」に含まれないセカンドは選手でも可）。	種 別	第 1 ラウンド	休憩	第 2 ラウンド	休憩	第 3 ラウンド	成年男子	3 分	1 分	3 分	1 分	3 分	成年女子	3 分	1 分	3 分	1 分	3 分	少年男子	2 分	1 分	2 分	1 分	2 分
種 別	第 1 ラウンド	休憩	第 2 ラウンド	休憩	第 3 ラウンド	休憩	第 4 ラウンド																																																			
成年男子	3 分	1 分	3 分	1 分	3 分																																																					
成年女子	<u>2 分</u>	1 分	<u>2 分</u>	1 分	<u>2 分</u>	1 分	<u>2 分</u>																																																			
少年男子	2 分	1 分	2 分	1 分	2 分																																																					
種 別	第 1 ラウンド	休憩	第 2 ラウンド	休憩	第 3 ラウンド																																																					
成年男子	3 分	1 分	3 分	1 分	3 分																																																					
成年女子	3 分	1 分	3 分	1 分	3 分																																																					
少年男子	2 分	1 分	2 分	1 分	2 分																																																					

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																								
8 バレーボール	1 期 日 <ビーチバレーボール>平成 29 年 9 月 15 日（金）から 9 月 17 日（日）まで（3 日間） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>9 月 15 日（金）</th> <th>9 月 16 日（土）</th> <th>9 月 17 日（日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男 子</td> <td>予選グループ戦</td> <td>予選グループ戦 <u>準々決勝</u> 5・7 位決定戦</td> <td>準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝</td> </tr> <tr> <td>女 子</td> <td>予選グループ戦</td> <td>予選グループ戦 <u>準々決勝</u> 5・7 位決定戦</td> <td>準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	9 月 15 日（金）	9 月 16 日（土）	9 月 17 日（日）	男 子	予選グループ戦	予選グループ戦 <u>準々決勝</u> 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝	女 子	予選グループ戦	予選グループ戦 <u>準々決勝</u> 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝	1 期 日 <ビーチバレーボール>平成 29 年 9 月 15 日（金）から 9 月 17 日（日）まで（3 日間） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>9 月 15 日（金）</th> <th>9 月 16 日（土）</th> <th>9 月 17 日（日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男 子</td> <td>予選グループ戦</td> <td>予選グループ戦 1 回戦 5・7 位決定戦</td> <td>準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝</td> </tr> <tr> <td>女 子</td> <td>予選グループ戦</td> <td>予選グループ戦 1 回戦 5・7 位決定戦</td> <td>準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	9 月 15 日（金）	9 月 16 日（土）	9 月 17 日（日）	男 子	予選グループ戦	予選グループ戦 1 回戦 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝	女 子	予選グループ戦	予選グループ戦 1 回戦 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝
種 別	9 月 15 日（金）	9 月 16 日（土）	9 月 17 日（日）																							
男 子	予選グループ戦	予選グループ戦 <u>準々決勝</u> 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝																							
女 子	予選グループ戦	予選グループ戦 <u>準々決勝</u> 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝																							
種 別	9 月 15 日（金）	9 月 16 日（土）	9 月 17 日（日）																							
男 子	予選グループ戦	予選グループ戦 1 回戦 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝																							
女 子	予選グループ戦	予選グループ戦 1 回戦 5・7 位決定戦	準 決 勝 3・4 位決定戦 決 勝																							

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																																																																																																																																																																																																											
8 バレーボール	2 会 場 < 6 人制 > 八幡浜市（成年男子） 八幡浜市民スポーツセンター 伊方町（成年女子） 伊方スポーツセンター 伊予市（少年男子） しおさい公園伊予市民体育館 鬼北町（少年女子） 鬼北総合公園体育館	2 会 場 < 6 人制種目 > 伊方町（成年女子） 伊方スポーツセンター 八幡浜市（成年男子） 八幡浜市民スポーツセンター 鬼北町（少年女子） 鬼北総合公園体育館 伊予市（少年男子） しおさい公園伊予市民体育館																																																																																																																																																																																																											
	3 種別及び参加人員 ※ 選手と監督の兼任はできない。	3 種別及び参加人員																																																																																																																																																																																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>監 督</th> <th>選 手</th> <th>参加都道府県</th> <th>小 計</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 6</td> <td>2 0 8</td> <td rowspan="7">1, 1 3 6</td> </tr> <tr> <td>成年女子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 6</td> <td>2 0 8</td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>2 4</td> <td>3 1 2</td> </tr> <tr> <td>少年女子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>2 4</td> <td>3 1 2</td> </tr> <tr> <td>ビーチバレー男子</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1 6</td> <td>4 8</td> </tr> <tr> <td>ビーチバレー女子</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1 6</td> <td>4 8</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合 計	成年男子	1	1 2	1 6	2 0 8	1, 1 3 6	成年女子	1	1 2	1 6	2 0 8	少年男子	1	1 2	2 4	3 1 2	少年女子	1	1 2	2 4	3 1 2	ビーチバレー男子	1	2	1 6	4 8	ビーチバレー女子	1	2	1 6	4 8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>監 督</th> <th>選 手</th> <th>参加都道府県</th> <th>小 計</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 6</td> <td>2 0 8</td> <td rowspan="7">1, 1 3 6</td> </tr> <tr> <td>成年女子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 6</td> <td>2 0 8</td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>2 4</td> <td>3 1 2</td> </tr> <tr> <td>少年女子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>2 4</td> <td>3 1 2</td> </tr> <tr> <td>ビーチバレーボール男子</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1 6</td> <td>4 8</td> </tr> <tr> <td>ビーチバレーボール女子</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1 6</td> <td>4 8</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合 計	成年男子	1	1 2	1 6	2 0 8	1, 1 3 6	成年女子	1	1 2	1 6	2 0 8	少年男子	1	1 2	2 4	3 1 2	少年女子	1	1 2	2 4	3 1 2	ビーチバレー ボール 男子	1	2	1 6	4 8	ビーチバレー ボール 女子	1	2	1 6	4 8																																																																																																																																	
	種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合 計																																																																																																																																																																																																							
成年男子	1	1 2	1 6	2 0 8	1, 1 3 6																																																																																																																																																																																																								
成年女子	1	1 2	1 6	2 0 8																																																																																																																																																																																																									
少年男子	1	1 2	2 4	3 1 2																																																																																																																																																																																																									
少年女子	1	1 2	2 4	3 1 2																																																																																																																																																																																																									
ビーチバレー男子	1	2	1 6	4 8																																																																																																																																																																																																									
ビーチバレー女子	1	2	1 6	4 8																																																																																																																																																																																																									
種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計		合 計																																																																																																																																																																																																							
成年男子	1	1 2	1 6	2 0 8	1, 1 3 6																																																																																																																																																																																																								
成年女子	1	1 2	1 6	2 0 8																																																																																																																																																																																																									
少年男子	1	1 2	2 4	3 1 2																																																																																																																																																																																																									
少年女子	1	1 2	2 4	3 1 2																																																																																																																																																																																																									
ビーチバレー ボール 男子	1	2	1 6	4 8																																																																																																																																																																																																									
ビーチバレー ボール 女子	1	2	1 6	4 8																																																																																																																																																																																																									
5 予選方法 (3) ブロック大会の所属都道府県及びその選抜チーム数は、下表のとおりとする。	5 予選方法 (3) ブロック大会の所属都道府県及びその選抜チーム数は、下表のとおりとする。																																																																																																																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック名</th> <th rowspan="2">都 道 府 県 名</th> <th colspan="4">6 人 制</th> <th colspan="2">ビーチバレーボール</th> </tr> <tr> <th>成年男子</th> <th>成年女子</th> <th>少年男子</th> <th>少年女子</th> <th>男子</th> <th>女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 北</td> <td>青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td><u>3</u></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北信越</td> <td>新潟、長野、富山、石川、福井</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td><u>1</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 海</td> <td>静岡、愛知、三重、岐阜</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>近 畿</td> <td>滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中 国</td> <td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>四 国</td> <td>香川、徳島、高知</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九 州</td> <td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>開催県</td> <td>愛媛</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>1 6</td> <td>1 6</td> <td>2 4</td> <td>2 4</td> <td>1 6</td> <td>1 6</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック名	都 道 府 県 名	6 人 制				ビーチバレーボール		成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	男子	女子	北海道	北海道	1	1	1	1	1	1	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	2	3	3	2	2	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	3	4	4	<u>3</u>	3	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	2	2	<u>1</u>	1	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	1	2	2	1	1	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	2	3	3	2	2	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	2	2	1	<u>1</u>	四 国	香川、徳島、高知	1	1	2	2	1	1	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	3	4	4	3	<u>3</u>	開催県	愛媛	1	1	1	1	1	1	計		1 6	1 6	2 4	2 4	1 6	1 6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック名</th> <th rowspan="2">都 道 府 県 名</th> <th colspan="4">6 人 制</th> <th colspan="2">ビーチバレーボール</th> </tr> <tr> <th>成年男子</th> <th>成年女子</th> <th>少年男子</th> <th>少年女子</th> <th>男子</th> <th>女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 北</td> <td>青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td><u>2</u></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北信越</td> <td>新潟、長野、富山、石川、福井</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td><u>2</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 海</td> <td>静岡、愛知、三重、岐阜</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>近 畿</td> <td>滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中 国</td> <td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>四 国</td> <td>香川、徳島、高知</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九 州</td> <td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>開催県</td> <td>愛媛</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>1 6</td> <td>1 6</td> <td>2 4</td> <td>2 4</td> <td>1 6</td> <td>1 6</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック名	都 道 府 県 名	6 人 制				ビーチバレーボール		成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	男子	女子	北海道	北海道	1	1	1	1	1	1	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	2	3	3	2	2	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	3	4	4	<u>2</u>	3	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	2	2	<u>2</u>	1	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	1	2	2	1	1	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	2	3	3	2	2	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	2	2	1	<u>2</u>	四 国	香川、徳島、高知	1	1	2	2	1	1	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	3	4	4	3	<u>2</u>	開催県	愛媛	1	1	1	1	1	1	計		1 6	1 6	2 4	2 4	1 6	1 6
ブロック名			都 道 府 県 名	6 人 制				ビーチバレーボール																																																																																																																																																																																																					
	成年男子	成年女子		少年男子	少年女子	男子	女子																																																																																																																																																																																																						
北海道	北海道	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																						
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	2	3	3	2	2																																																																																																																																																																																																						
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	3	4	4	<u>3</u>	3																																																																																																																																																																																																						
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	2	2	<u>1</u>	1																																																																																																																																																																																																						
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	1	2	2	1	1																																																																																																																																																																																																						
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	2	3	3	2	2																																																																																																																																																																																																						
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	2	2	1	<u>1</u>																																																																																																																																																																																																						
四 国	香川、徳島、高知	1	1	2	2	1	1																																																																																																																																																																																																						
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	3	4	4	3	<u>3</u>																																																																																																																																																																																																						
開催県	愛媛	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																						
計		1 6	1 6	2 4	2 4	1 6	1 6																																																																																																																																																																																																						
ブロック名	都 道 府 県 名	6 人 制				ビーチバレーボール																																																																																																																																																																																																							
		成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	男子	女子																																																																																																																																																																																																						
北海道	北海道	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																						
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	2	3	3	2	2																																																																																																																																																																																																						
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	3	4	4	<u>2</u>	3																																																																																																																																																																																																						
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	2	2	<u>2</u>	1																																																																																																																																																																																																						
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	1	2	2	1	1																																																																																																																																																																																																						
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	2	3	3	2	2																																																																																																																																																																																																						
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	2	2	1	<u>2</u>																																																																																																																																																																																																						
四 国	香川、徳島、高知	1	1	2	2	1	1																																																																																																																																																																																																						
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	3	4	4	3	<u>2</u>																																																																																																																																																																																																						
開催県	愛媛	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																						
計		1 6	1 6	2 4	2 4	1 6	1 6																																																																																																																																																																																																						
6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (2) 監督・選手は <u>2</u> 種別に参加することはできない。 ((3) ~ (5) 省略)	6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (2) 監督・選手は <u>6人制種目とビーチバレーボール種目、両方に参加できる。なお、同一種目で異なる種別に参加することはできない。</u> ((3) ~ (5) 省略) <u>(6) ビーチバレーボール種目の年齢基準は平成14年4月1日以前に生まれた者が参加できる。(高校1年生以上、成年を含む)(追記)</u>																																																																																																																																																																																																												

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																		
8 バレーボール	<p>7 総合成績決定方法</p> <p>(1) 競技得点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">天皇杯対象種別</th> <th style="width: 20%;">皇后杯対象種別</th> <th style="width: 60%;">競技得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 ビーチバレー男子 ビーチバレー女子</td> <td>成年女子 少年女子 ビーチバレー女子</td> <td>6人制種別は1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位(2チーム)各17.5点、7位(2チーム)各7.5点の競技得点を与える。 ビーチバレー種別は1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位(2チーム)各10.5点、7位(2チーム)4.5点の競技得点を与える。</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(1) (省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">ウ</td> <td style="width: 35%;">(成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2661 FAX 0894-38-1179</td> <td style="width: 60%;">(省略)</td> </tr> </table> <p>(3)</p> <p><提出先> ウ (省略) (成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2661 FAX 0894-38-1179</p> <p>11 その他</p> <p>(2) 代表者会議 <6人制> 日時 平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午後 3 時 30 分 場所 伊方町立伊方中学校体育館 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 803 番地 TEL 0894-38-1100 FAX 0894-38-0776</p> <p>(3) 総合表彰式 例年行われている総合表彰式を行わず、成績はホームページに掲載し賞状等は郵送させていただきます。</p>	天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 ビーチバレー男子 ビーチバレー女子	成年女子 少年女子 ビーチバレー女子	6人制種別は1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位(2チーム)各17.5点、7位(2チーム)各7.5点の競技得点を与える。 ビーチバレー種別は1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位(2チーム)各10.5点、7位(2チーム)4.5点の競技得点を与える。	ウ	(成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2661 FAX 0894-38-1179	(省略)	<p>7 総合成績決定方法</p> <p>(1) 競技得点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">天皇杯対象種別</th> <th style="width: 20%;">皇后杯対象種別</th> <th style="width: 60%;">競技得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 ビーチバレーボール男子 ビーチバレーボール女子</td> <td>成年女子 少年女子 ビーチバレーボール女子</td> <td>6人制種目は1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位(2チーム)各17.5点、7位(2チーム)各7.5点の競技得点を与える。 ビーチバレーボール種目は1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位(2チーム)各10.5点、7位(2チーム)4.5点の競技得点を与える。</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(1) (省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">ウ</td> <td style="width: 35%;">(成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1995 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2230 FAX 0894-38-1188</td> <td style="width: 60%;">(省略)</td> </tr> </table> <p>(3)</p> <p><提出先> ウ (省略) (成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1995 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2230 FAX 0894-38-1188</p> <p>11 その他</p> <p>(2) 代表者会議 <6人制種目> 日時 平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午後 3 時 30 分 場所 伊方町立伊方中学校体育館 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 803 番地 TEL 0894-38-0711 FAX 0894-38-0712</p> <p>(3) (削除) 表彰式 例年行われている総合表彰式を行わず、成績はホームページに掲載し賞状等は郵送する。 <6人制種目> (追記) 各会場にて競技終了後、各種別表彰式を行う。 <ビーチバレーボール種目> 会場にて競技終了後、各種別表彰式を行う。</p>	天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 ビーチバレーボール男子 ビーチバレーボール女子	成年女子 少年女子 ビーチバレーボール女子	6人制種目は1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位(2チーム)各17.5点、7位(2チーム)各7.5点の競技得点を与える。 ビーチバレーボール種目は1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位(2チーム)各10.5点、7位(2チーム)4.5点の競技得点を与える。	ウ	(成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1995 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2230 FAX 0894-38-1188	(省略)
天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点																		
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 ビーチバレー男子 ビーチバレー女子	成年女子 少年女子 ビーチバレー女子	6人制種別は1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位(2チーム)各17.5点、7位(2チーム)各7.5点の競技得点を与える。 ビーチバレー種別は1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位(2チーム)各10.5点、7位(2チーム)4.5点の競技得点を与える。																		
ウ	(成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2661 FAX 0894-38-1179	(省略)																		
天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点																		
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 ビーチバレーボール男子 ビーチバレーボール女子	成年女子 少年女子 ビーチバレーボール女子	6人制種目は1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位(2チーム)各17.5点、7位(2チーム)各7.5点の競技得点を与える。 ビーチバレーボール種目は1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位(2チーム)各10.5点、7位(2チーム)4.5点の競技得点を与える。																		
ウ	(成年女子) 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1995 番地 1 愛媛県西宇和郡伊方町実行委員会事務局 TEL 0894-38-2230 FAX 0894-38-1188	(省略)																		

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
9 体操	<p>10 選手の最終決定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>提出先 ウ 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7849 FAX 089-909-7850</p> <p>11 その他</p> <p>(3) 審判会議</p> <p>ア 新体操</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 29 日（金） 午後 4 時 場 所 愛媛県総合運動公園体育館 審判員控室 〒791-1136 愛媛県松山市上野町乙 46 番地 TEL 089-963-3211 FAX 089-963-4104</p> <p>イ 競 技</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 3 時 場 所 愛媛県生涯学習センター 4 階大研修室 〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地 TEL 089-963-2111 FAX 089-963-4526</p> <p>(4) 監督会議</p> <p>イ 競 技</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 5 時 場 所 愛媛県生涯学習センター 4 階大研修室 〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地 TEL 089-963-2111 FAX 089-963-4526</p>	<p>10 選手の最終決定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>提出先 ウ 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7849 FAX 089-909-7888</p> <p>11 その他</p> <p>(3) 審判会議</p> <p>ア 新体操</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 29 日（金） 午後 4 時 場 所 愛媛県生涯学習センター 4 階大研修室 〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地 TEL 089-963-2111 FAX 089-963-4526</p> <p>イ 競 技</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 3 時 場 所 愛媛県総合運動公園 弓道場 〒791-1136 愛媛県松山市上野町乙 46 番地 TEL 089-963-3211 FAX 089-963-4104</p> <p>(4) 監督会議</p> <p>イ 競 技</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 5 時 場 所 愛媛県総合運動公園 弓道場 〒791-1136 愛媛県松山市上野町乙 46 番地 TEL 089-963-3211 FAX 089-963-4104</p>

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																																																						
10 バスケット ボール	<p>3 種別及び参加人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>監 督</th> <th>選 手</th> <th>参加都道府県</th> <th>小 計</th> <th>合計（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 5 6</td> <td rowspan="5">1, 0 3 2</td> </tr> <tr> <td>成年女子</td> <td>1</td> <td>1 1</td> <td>4 7</td> <td>5 6 4</td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 5 6</td> </tr> <tr> <td>少年女子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 5 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(5) (省略)</p> <p>イ 少年種別の選手の参加は 2 名までとし、オンコートは 1 名とする。</p>	種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）	成年男子	1	1 2	1 2	1 5 6	1, 0 3 2	成年女子	1	1 1	4 7	5 6 4	少年男子	1	1 2	1 2	1 5 6	少年女子	1	1 2	1 2	1 5 6	<p>3 種別及び参加人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>監 督</th> <th>選 手</th> <th>参加都道府県</th> <th>小 計</th> <th>合計（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 5 6</td> <td rowspan="5">1, 0 3 2</td> </tr> <tr> <td>成年女子</td> <td>1</td> <td>1 1</td> <td>4 7</td> <td>5 6 4</td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 5 6</td> </tr> <tr> <td>少年女子</td> <td>1</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 5 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 成年選手は監督を兼任することができる。</p> <p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(5) (省略)</p> <p>イ 少年種別の選手の参加は 2 名までとし、オンコートは 1 名まで（追記）とする。</p>	種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）	成年男子	1	1 2	1 2	1 5 6	1, 0 3 2	成年女子	1	1 1	4 7	5 6 4	少年男子	1	1 2	1 2	1 5 6	少年女子	1	1 2	1 2	1 5 6
種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）																																																			
成年男子	1	1 2	1 2	1 5 6	1, 0 3 2																																																			
成年女子	1	1 1	4 7	5 6 4																																																				
少年男子	1	1 2	1 2	1 5 6																																																				
少年女子	1	1 2	1 2	1 5 6																																																				
種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計		合計（人）																																																		
成年男子	1	1 2	1 2	1 5 6	1, 0 3 2																																																			
成年女子	1	1 1	4 7	5 6 4																																																				
少年男子	1	1 2	1 2	1 5 6																																																				
少年女子	1	1 2	1 2	1 5 6																																																				

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
10 バスケットボール	<p>5 予選方法</p> <p>(3) 各ブロック大会を主管する都道府県バスケットボール協会は、当該ブロック大会の日程及び会場について、平成 29 年 6 月 1 日までに公益財団法人日本バスケットボール協会に報告すること。</p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) 各予選会（ブロック大会）担当の都道府県バスケットボール協会は、予選会成績表を各種別 2 通作成し、各予選会終了後、5 日以内に下記宛先にそれぞれ送付すること。</p>	<p>5 予選方法</p> <p>(3) 各ブロック大会を主管する都道府県バスケットボール協会は、当該ブロック大会の日程及び会場について、平成 29 年 6 月 1 日 (木) (追記) までに公益財団法人日本バスケットボール協会に報告すること。</p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) 各ブロック大会を主管する 都道府県バスケットボール協会は、予選会成績表を各種別 2 通作成し、各予選会終了後、5 日以内に下記宛先にそれぞれ送付すること。</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
11 レスリング	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>※提出書類は、公益財団法人日本レスリング協会ホームページから統一フォームを印刷すること。</p>	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>※提出書類は、公益財団法人日本レスリング協会ホームページから統一フォームを印刷する。</p> <p>※事前審査において、参加資格を得た選手は、申請したスタイル・階級で各都道府県大会に参加すること。また、本大会には、各都道府県大会のスタイル・階級で参加すること。変更した場合には、参加できない。(追記)</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
12 セーリング	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(1) 2017-2020 セーリング競技規則（以下「規則」という）に定義された規則を適用する。なお、本実施要項は、<u>規則</u>におけるレース公示に該当するものである。 (省略)</p> <p>(2) 本大会のプロテスト委員会は、<u>規則</u> 91(a)による。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 本大会の上告の権利は、<u>規則</u> 70.5 及び日本セーリング連盟規程 4.3 に基づきプロテスト委員会の判決をもって最終とする。</p> <p>5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢の基準</p> <p>(5) 選手は、<u>ISAF 資格規定</u> 19.2.1 (a)、(b)の競技者の ISAF 資格規則に従うこと。</p> <p>6 総合成績決定方法</p> <p>(3) 各種目のレース得点方法と順位 <u>規則</u>付則 A 4 低得点方式を適用する。 (省略)</p> <p>(4) 参加艇数 各種目の参加艇数は、平成 29 年 9 月 <u>30</u> 日 (土) 午後 3 時の時点における艇数を参加艇数とする。</p> <p>8 参加申込み方法</p> <p>(4) (省略)</p> <p>ア 提出期日 平成 29 年 9 月 <u>30</u> 日 (土) 午後 3 時まで</p>	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(1) 2017-2020 セーリング競技規則（以下「RRS」という）に定義された規則を適用する。なお、本実施要項は、RRSにおけるレース公示に該当するものである。 (省略)</p> <p>(2) 本大会のプロテスト委員会は、RRS 91(a)による。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 本大会の上告の権利は、RRS 70.5 及び日本セーリング連盟規程 4.3 に基づきプロテスト委員会の判決をもって最終とする。</p> <p>5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢の基準</p> <p>(5) 選手は、World Sailing 規定 19.2.1 (a)、(b) に従うこと。</p> <p>6 総合成績決定方法</p> <p>(3) 各種目のレース得点方法と順位 RRS付則 A 4 低得点方式を適用する。 (省略)</p> <p>(4) 参加艇数 各種目の参加艇数は、平成 29 年 9 月 29 日 (金) 午後 3 時の時点における艇数を参加艇数とする。</p> <p>8 参加申込み方法</p> <p>(4) (省略)</p> <p>ア 提出期日 平成 29 年 9 月 29 日 (金) 午後 3 時まで</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
13 ウエイト リフティング	11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 11 日（月） 午後 2 時 場 所 岸記念体育会館 会議室 〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号 TEL 03-3481-2361 FAX 03-3481-2367	11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 11 日（月） 午後 3 時 場 所 岸記念体育会館 会議室 〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号 TEL 03-3481-2361 FAX 03-3481-2367

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
14 ハンドボール	9 参加申込み方法 (4) (省略) ア (全種別) 〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号 岸記念体育会館内 公益財団法人 日本ハンドボール協会 TEL 03-3481-2361 FAX 03-3481-2367 11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 9 日（土） 午後 1 時 場 所 岸記念体育会館 〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号 TEL 03-3481-2361 FAX 03-3481-2367 (2) テクニカルデレゲート・審判会議 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 0 時 30 分 場 所 松山市総合コミュニティセンター 第 1、第 2 会議室 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-921-8222 FAX 089-931-3304 (3) 監督・代表者会議 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 3 時 場 所 松山市総合コミュニティセンター 大会議室 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-921-8222 FAX 089-931-3304 (4) 総合表彰式 日 時 平成 29 年 10 月 9 日（月） 全競技終了後 場 所 松山市総合コミュニティセンター メインアリーナ 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-921-8222 FAX 089-931-3304	9 参加申込み方法 (4) (省略) ア (全種別) 〒160-0003 東京都新宿区本塩町 23 番地 第 2 田中ビル 7 階 公益財団法人日本ハンドボール協会 TEL 03-6709-8940 FAX 03-6709-8941 11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 10 日（日） 午後 1 時 場 所 公益財団法人日本ハンドボール協会 会議室 〒160-0003 東京都新宿区本塩町 23 番地 第 2 田中ビル 7 階 TEL 03-6709-8940 FAX 03-6709-8941 (2) テクニカルデレゲート・審判会議 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 0 時 30 分 場 所 松山市総合コミュニティセンター コミュニティプラザ 3 階大会議室 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-921-8222 FAX 089-931-3304 (3) 監督・代表者会議 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 3 時 場 所 松山市総合コミュニティセンター 文化ホール（キャメリアホール） 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-921-8222 FAX 089-931-3304 (4) 総合表彰式 日 時 平成 29 年 10 月 9 日（月） 全競技終了後 場 所 松山市総合コミュニティセンター 体育館（追記） メインアリーナ 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-943-8188 FAX 089-943-8730

第72回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第72回国民体育大会実施要項（平成28年12月16日現在）						第72回国民体育大会実施要項（平成29年3月2日現在）								
	1 期 日 平成29年10月1日（日）から10月5日（木）まで（5日間）						1 期 日 平成29年10月1日（日）から10月5日（木）まで（5日間）								
	種目	10月1日(日)	10月2日(月)	10月3日(火)	10月4日(水)	10月5日(木)	種目	10月1日(日)	10月2日(月)	10月3日(火)	10月4日(水)	10月5日(木)			
15 自転車	個人ロード・レース (成年男子・少年男子)					決 勝	個人ロード・レース (成年男子・少年男子)					決 勝			
	1 kmタイムトライアル (成年男子・少年男子)		決 勝				1 kmタイムトライアル (成年男子・少年男子)			決 勝					
	ケイリン (成年男子・少年男子・女子)		1 回 戦 敗者復活戦	2 回 戦 準 決 勝	7~12 位決定戦 決 勝		ケイリン (成年男子・少年男子・女子)	1 回 戦	敗者復活戦 2 回 戦	準 決 勝	7~12 位決定戦 決 勝				
	スプリント (成年男子・少年男子)	予 選	1 / 8 決 勝 1 / 4 決 勝	1 / 2 決 勝 3・4 位決定戦 5~8 位決定戦 決 勝			スプリント (成年男子・少年男子)	予 選	1 / 8 決 勝 1 / 4 決 勝	1 / 2 決 勝 3・4 位決定戦 (削除) 決 勝					
	ポイント・レース (成年男子・少年男子)			予 選	決 勝		ポイント・レース (成年男子・少年男子)		予 選	決 勝					
	スクラッチ (成年男子・少年男子・女子)			予 選 決 勝 (女子)	決 勝 (成年男子・少年男子)		スクラッチ (成年男子・少年男子・女子)		予 選	決 勝					
	4 kmチーム・パーシュート (男子)	予 選 3・4 位決定戦 決 勝					4 kmチーム・パーシュート (男子)	予 選	決 勝						
	チーム・スプリント (男子)	予 選 3・4 位決定戦 決 勝					チーム・スプリント (男子・女子)	予 選	決 勝						
	2 会 場 ロード・レース 今治市 大三島しまなみ特設ロード・レース・コース（1周40.4km） （成年男子 40.4km×4周=161.6km） （少年男子 40.4km×3周=121.2km）						2 会 場 ロード・レース 今治市 大三島しまなみ特設ロード・レース・コース（1周40.4km） （成年男子 40.4km×3周=121.2km） （少年男子 40.4km×3周=121.2km）								
3 種別及び参加人員						3 種別及び参加人員									
種別	種目	監督	メカニシャン	選手	参加都道府県	合計(人)	種別	種目	監督	メカニシャン	選手	参加都道府県	合計(人)		
成年男子	ロード・レース	1	<1>	個人ロード・レース (161.6km)	47	611	成年男子	ロード・レース	1	<1>	個人ロード・レース (121.2km)	47	611		
	トラック・レース			1 km タイムトライアル				1			5 (4)			1 km タイムトライアル	1
	ケイリン			1				ケイリン			1				
	スプリント			1				スプリント			1				
	ポイント・レース			1				ポイント・レース			1				
	スクラッチ			1				スクラッチ			1				

第72回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第72回国民体育大会実施要項（平成28年12月16日現在）							第72回国民体育大会実施要項（平成29年3月2日現在）						
15 自転車	少年男子	ロード・レース	個人ロード・レース (121.2 km)			<2>		少年男子	ロード・レース	個人ロード・レース (121.2 km)			<2>	
		トラック・レース	1 km タイムトライアル			1	4 (5)		トラック・レース	1 km タイムトライアル			1	4 (5)
			ケイリン			1				1				
			スプリント			1				1				
			ポイント・レース			1				1				
	スクラッチ			1	1									
	男子	トラック・レース	4 km チーム・パーシュート			<4>		男子	トラック・レース	4 km チーム・パーシュート			<4>	
			チーム・スプリント			<3>				チーム・スプリント			<3>	
	女子	トラック・レース	ケイリン			1	2	女子	トラック・レース	ケイリン			1	2
			スクラッチ	<1>		1				1				
			チーム・スプリント			<2>					チーム・スプリント	<1>		
	4 競技上の規程及び方法 (4) 少年男子は、成年男子との混走種目であっても、ジュニアのギア比制限が適用される。							4 競技上の規程及び方法 (4) 少年男子と、女子選手のうち少年の年齢に該当する選手については、成年男子・女子との混走種目であっても、ジュニアのギア比制限が適用される。						
11 その他 (1) 番組編成会議 日時 平成29年8月25日（金）午前9時30分～午後1時 場所 今治市役所第2別館 11階 特別会議室1号 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1							11 その他 (1) 番組編成会議 日時 平成29年8月31日（木）午後3時～午後5時 場所 今治市民会館2階 中会議室2号 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1							

競技名	第72回国民体育大会実施要項（平成28年12月16日現在）					第72回国民体育大会実施要項（平成29年3月2日現在）								
16 ソフトテニス	1 期 日	平成29年10月6日（金）から10月9日（月）まで（4日間）					1 期 日	平成29年10月6日（金）から10月9日（月）まで（4日間）						
		種別	10月6日（金）	10月7日（土）	10月8日（日）	10月9日（月）		種別	10月6日（金）	10月7日（土）	10月8日（日）	10月9日（月）		
		成年男子	1・2回戦	準決勝	決勝				成年男子	1・2回戦	準決勝	決勝		
			準々決勝 5～8位決定戦	決勝	決勝					準々決勝 5～8位順位戦	決勝	決勝		
		成年女子	1回戦	準決勝	決勝				成年女子	1回戦	準決勝	決勝		
	準々決勝 5～8位決定戦		決勝	決勝			準々決勝 5～8位順位戦	決勝		決勝				
	少年男子			1・2・3回戦 準々決勝	準決勝 決勝	3～8位決定戦	少年男子			1・2・3回戦 準々決勝	準決勝 決勝	3～8位決定戦		
	少年女子			1・2回戦 準々決勝	準決勝 決勝	3～8位決定戦	少年女子			1・2回戦 準々決勝	準決勝 決勝	3～8位決定戦		
	11 その他 (1) 組合せ抽選会 日時 平成29年9月11日（月）午後1時 場所 （公財）日本ソフトテニス連盟会議室 〒140-0014 東京都品川区大井一丁目16番地2号201号室					11 その他 (1) 組合せ抽選会 日時 平成29年9月11日（月）午後3時30分 場所 （公財）日本ソフトテニス連盟会議室 〒140-0014 東京都品川区大井一丁目16番地2号201号室								

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
17 卓球	10 その他 (2) 監督会議 日 時 平成 29 年 9 月 29 日（金） 午後 4 時 場 所 宇和島市役所 2 階大会議室 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町 1 番地 TEL 0895-49-7087 FAX 0895-49-7088 (TEL・FAX は宇和島市総務部国体推進課の番号)	10 その他 (2) 監督会議 日 時 平成 29 年 9 月 29 日（金） 午後 4 時 場 所 宇和島市役所 2 階大会議室 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町 1 番地 TEL 0895-49-7087 FAX 0895-49-7088 (削除)

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
19 相撲	11 その他 (2) 審判・監督会議 日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 5 時 場 所 西予市宇和運動公園 宇和体育館 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 516 番地	11 その他 (2) 審判・監督会議 日 時 平成 29 年 10 月 5 日（木） 午後 5 時 場 所 西予市宇和 (削除) 体育館 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 516 番地

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																																																																																																																								
21 フェンシング	5 予選方法 (4) ブロック大会区分及び代表チーム数は、下記のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>ブロック名</th> <th>都 道 府 県 名</th> <th>成年 女子</th> <th>少年 男子</th> <th>少年 女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>北海道</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>東 北</td><td>青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>関 東</td><td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>北信越</td><td>新潟、長野、富山、石川、福井</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>東 海</td><td>静岡、愛知、三重、岐阜</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>近 畿</td><td>滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>中 国</td><td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>四 国</td><td>香川、徳島、高知</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>九 州</td><td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>開催県</td><td>愛媛</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">計</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr> </tbody> </table>	ブロック名	都 道 府 県 名	成年 女子	少年 男子	少年 女子	北海道	北海道	1	1	1	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	3	2	2	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	4	3	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	2	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	2	1	1	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	3	2	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	2	四 国	香川、徳島、高知	2	2	1	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2	2	3	開催県	愛媛	1	1	1	計		18	18	18	5 予選方法 (4) ブロック大会区分及び代表チーム数は、下記のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>ブロック名</th> <th>都 道 府 県 名</th> <th>成年 女子</th> <th>少年 男子</th> <th>少年 女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>北海道</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>東 北</td><td>青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td><td style="background-color: yellow;">2</td><td style="background-color: yellow;">3</td><td>2</td></tr> <tr><td>関 東</td><td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨</td><td>3</td><td style="background-color: yellow;">3</td><td style="background-color: yellow;">4</td></tr> <tr><td>北信越</td><td>新潟、長野、富山、石川、福井</td><td style="background-color: yellow;">2</td><td>1</td><td style="background-color: yellow;">1</td></tr> <tr><td>東 海</td><td>静岡、愛知、三重、岐阜</td><td style="background-color: yellow;">1</td><td style="background-color: yellow;">2</td><td>1</td></tr> <tr><td>近 畿</td><td>滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td><td>2</td><td style="background-color: yellow;">2</td><td style="background-color: yellow;">3</td></tr> <tr><td>中 国</td><td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td><td style="background-color: yellow;">2</td><td style="background-color: yellow;">2</td><td style="background-color: yellow;">1</td></tr> <tr><td>四 国</td><td>香川、徳島、高知</td><td style="background-color: yellow;">1</td><td style="background-color: yellow;">1</td><td style="background-color: yellow;">2</td></tr> <tr><td>九 州</td><td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td><td style="background-color: yellow;">3</td><td>2</td><td style="background-color: yellow;">2</td></tr> <tr><td>開催県</td><td>愛媛</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">計</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr> </tbody> </table>	ブロック名	都 道 府 県 名	成年 女子	少年 男子	少年 女子	北海道	北海道	1	1	1	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	3	2	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	3	4	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	2	1	1	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	2	1	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	2	3	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	2	2	1	四 国	香川、徳島、高知	1	1	2	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	2	2	開催県	愛媛	1	1	1	計		18	18	18
ブロック名	都 道 府 県 名	成年 女子	少年 男子	少年 女子																																																																																																																						
北海道	北海道	1	1	1																																																																																																																						
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	3	2	2																																																																																																																						
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	4	3																																																																																																																						
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	2																																																																																																																						
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	2	1	1																																																																																																																						
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	3	2																																																																																																																						
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	2																																																																																																																						
四 国	香川、徳島、高知	2	2	1																																																																																																																						
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2	2	3																																																																																																																						
開催県	愛媛	1	1	1																																																																																																																						
計		18	18	18																																																																																																																						
ブロック名	都 道 府 県 名	成年 女子	少年 男子	少年 女子																																																																																																																						
北海道	北海道	1	1	1																																																																																																																						
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	3	2																																																																																																																						
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	3	3	4																																																																																																																						
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	2	1	1																																																																																																																						
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	2	1																																																																																																																						
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	2	3																																																																																																																						
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	2	2	1																																																																																																																						
四 国	香川、徳島、高知	1	1	2																																																																																																																						
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	2	2																																																																																																																						
開催県	愛媛	1	1	1																																																																																																																						
計		18	18	18																																																																																																																						
	10 その他 (2) 技術委員会会議 日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 2 時 場 所 四国中央市役所福祉会館 3 階 第 2 会議室 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 6 番 55 号 TEL 0896-28-6162 FAX 0896-28-6057	10 その他 (2) 技術委員会会議 日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 2 時 場 所 四国中央市役所福祉会館 4 階 多目的ホール 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 6 番 55 号 TEL 0896-28-6162 FAX 0896-28-6057																																																																																																																								

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
21 フェンシング	<p>(3) 審判会議 日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 3 時 場 所 四国中央市役所福祉会館 3 階 第 1 会議室 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 6 番 55 号 TEL 0896-28-6162 FAX 0896-28-6057</p> <p>(6) 用具検査について ア 試合に使用する用具は、競技会場用具検査室で行う検査に合格し、所定の検査合格証が明示してあるものを使用しなければならない。特に以下の 3 点について安全確保のため F. I. E 公認用具を適用する。（ユニフォーム上下、プロテクター、マスク） （省略） ※「2010 年 6 月 13 日付け 競技における事故防止・安全管理について」、 「2015 年 1 月 8 日付けマスクの安全基準改定について」を適用する。</p>	<p>(3) 審判会議 日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 3 時 場 所 四国中央市役所福祉会館 4 階 多目的ホール 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 6 番 55 号 TEL 0896-28-6162 FAX 0896-28-6057</p> <p>(6) 用具検査について ア 試合に使用する用具は、競技会場用具検査室で行う検査に合格し、所定の検査合格証が明示してあるものを使用しなければならない。特に以下の 4 点について安全確保のため F. I. E 公認用具を適用する。（ユニフォーム上下、プロテクター、マスク） （省略） ④「2010 年 6 月 13 日付け 競技における事故防止・安全管理について」及び 「2015 年 1 月 8 日付けマスクの安全基準改定について」を適用する。</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
22 柔道	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(1) 2014 年 1 月より国際柔道連盟が施行している国際柔道連盟試合審判規定で行い、試合時間は 4 分間とする。</p> <p>(2) 勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「有効」「僅差」とする。「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技あり・有効）がない、又は同等の場合、「指導」差が 2 以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。得点差が無く、かつ「指導」差が 1 以内の場合は「引き分け」とする。</p> <p>(3) チーム間の勝敗決定方法 ア 勝者数の多い方を勝ちとする。 イ アで同等の場合は、「一本勝ち」（それと同等の勝ちを含む）による勝者数の多いチームを勝ちとする。 ウ イで同等の場合は、「技あり」による勝利数の多いチームを勝ちとする。 エ ウで同等の場合は、「有効」による勝者数の多いチームを勝ちとする。 オ エで同等の場合は、「引き分け」であった対戦の中から抽選で 1 組を選び、3 分間のゴールデンスコア方式の代表戦により、勝敗を決する。（先に「有効」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「指導」を与えられた選手が負けとなる。）両者のポイント、指導が無かった場合、旗による「判定」で勝敗を決定する。</p> <p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(2) 成年種別に「国民体育大会ふるさと選手制度」で参加する者は、登録を行った都道府県にかかわらず、該当する都道府県から参加できる。</p> <p>(6) 選手は、下記の計量（計量器には 1 回限り上がることができる）に合格すること。</p>	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(1) 最新の国際柔道連盟試合審判規定で行う。</p> <p>(2) 勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「(削除)」「僅差」とする。「僅差」とは、双方の選手間に技による評価 (削除) がない、または同等の場合、「指導」差が 2 以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。得点差が無く、かつ「指導」差が 1 以内の場合は「引き分け」とする。</p> <p>(3) チーム間の勝敗決定方法 ア 勝者数の多い方を勝ちとする。 イ アで同等の場合は、「一本勝ち」（それと同等の勝ちを含む）による勝者数の多いチームを勝ちとする。 ウ イで同等の場合は、「技あり」による勝利数の多いチームを勝ちとする。 (削除) エ ウで同等の場合は、「引き分け」であった対戦の中から抽選で 1 組を選び、時間無制限のゴールデンスコア方式の代表戦により、勝敗を決する。（先に「技あり」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「指導」を与えられた選手が負けとなる。）(削除) オ (削除)</p> <p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(2) 成年男子及び女子種別に「国民体育大会ふるさと選手制度」で参加する者は、登録を行った都道府県にかかわらず、該当する都道府県から参加できる。</p> <p>(6) 選手は、下記の計量（計量器には 1 回限り上がることができる）に合格すること。ただし、大将（体重無差別）として出場する選手は計量を行わない。（追記） ※計量場所は少年男子・成年男子・女子とも同一とする。（追記）</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
22 柔道	<p>ア 少年男子</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金）</p> <p>非公式計量 <u>午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分</u></p> <p>公 式 計 量 <u>午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分</u></p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(4) (省略)</p> <p>ウ 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7888</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 組合せ抽選会</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 11 日（月） 午後 4 時</p> <p>場 所 (公財) 全日本柔道連盟分室内会議室 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目 33 番 13 号 日本生命春日ビル 7 階 TEL 03-3818-4392 FAX 03-3818-5447</p> <p>(6) 練習（アップ）会場及び開放時間 (省略)</p> <p>※10 月 7 日（土）～9 日（月）は、試合のある種別のみ 1 階柔道場を使用可能とする。</p>	<p>ア 少年男子</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金）</p> <p>非公式計量 午後 3 時～午後 4 時</p> <p>公 式 計 量 午後 4 時～午後 4 時 30 分</p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(4) (省略)</p> <p>ウ 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局（追記） TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7888</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 組合せ抽選会</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 11 日（月） 午後 4 時</p> <p>場 所 (公財) 全日本柔道連盟分室内会議室 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目 33 番 13 号 日本生命春日町ビル 7 階 TEL 03-3818-4392 FAX 03-3818-5447</p> <p>(6) 練習（アップ）会場及び開放時間 (省略)</p> <p>※10 月 7 日（土）～9 日（月）は、当該日に（追記） 試合のある種別のみ 1 階柔道場を使用可能とする。</p>

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
23 ソフトボール	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ 提出先 (カ) (少年女子)</p> <p>〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会西条市実行委員会事務局 TEL 0897-52-1660 FAX 0897-52-<u>1386</u></p> <p>11 その他</p> <p>(2) 監督会議 (成年女子)</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 1 時</p> <p>場 所 <u>西予市教育保健センター</u> 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 <u>434 番地 1</u> TEL 0894-62-<u>6407</u> FAX 0894-62-<u>6591</u></p> <p>(3) 審判・記録員会議 (成年女子)</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 2 時</p>	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ 提出先 (カ) (少年女子)</p> <p>〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会西条市実行委員会事務局 TEL 0897-52-1660 FAX 0897-52-1200</p> <p>11 その他</p> <p>(2) 監督会議 (成年女子)</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 1 時</p> <p>場 所 西予市宇和文化会館 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 444 番地 TEL 0894-62-6111 FAX 0894-62-6053</p> <p>(3) 審判・記録員会議 (成年女子)</p> <p>日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 2 時</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
23 ソフトボール	<p>場 所 西予市教育保健センター 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1 TEL 0894-62-6407 FAX 0894-62-6591</p>	<p>場 所 西予市宇和文化会館 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 444 番地 TEL 0894-62-6111 FAX 0894-62-6053</p>
24 バドミントン	<p>10 参加上の注意 競技に際しては、上衣背面中央に縦 6～10cm、横 30cm 以内の範囲に都道府県名を明示すること。文字は、上衣背面の都道府県名明示部分の色と明確に区別できる文字色の漢字とする。</p> <p>11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 8 日（金） <u>午後 1 時</u> 場 所 岸記念体育会館 会議室 〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号 TEL 03-3481-2382 FAX 03-3481-2456</p>	<p>10 参加上の注意 競技に際しては、上衣背面中央に縦 6～10cm、横 30cm 以内の範囲に都道府県名を明示すること。文字は、上衣背面の都道府県名明示部分の色と明確に区別できる文字色の漢字とする。 また、ゼッケンを使用する場合には、縦 15cm、横 30cm を基準とし、必ず四隅を固定すること。なお、文字の大きさについては公益財団法人日本バドミントン協会大会運営規程第 24 条による。（追記）</p> <p>11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 8 日（金） 午前 11 時 場 所 岸記念体育会館 会議室 〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号 TEL 03-3481-2382 FAX 03-3481-2456</p>
25 弓道	<p>9 参加申込み方法 (3) （省略） イ 提出先 (ウ) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7849 FAX 089-909-7888</p>	<p>9 参加申込み方法 (3) （省略） イ 提出先 (ウ) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階（追記） 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7849 FAX 089-909-7888</p>
26 ライフル射撃	<p>2 会 場 （省略） 松前町（CP） 愛媛県警察学校射撃場</p> <p>11 その他 (5) 表彰式 （省略） イ CP 種目 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 3 時 30 分 場 所 愛媛県警察学校射撃場 〒791-3134 愛媛県伊予郡松前町大字西古泉 646 番地</p>	<p>2 会 場 （省略） 松前町（CP） 愛媛県警察 （削除） 射撃場</p> <p>11 その他 (5) 表彰式 （省略） イ CP 種目 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 3 時 30 分 場 所 愛媛県警察 （削除） 射撃場 〒791-3134 愛媛県伊予郡松前町大字西古泉 646 番地</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
27 剣道	<p>5 予選方法</p> <p>(3) 各ブロック大会の主管都道府県連盟は、各ブロック大会終了後、速やかにその大会の試合成績結果（参加チーム名を含む）を全日本剣道連盟に報告しなければならない。</p> <p>7 総合成績決定方法</p> <p>(2) 参加得点 大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に 10 点与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。</p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) 参加申込み締切後の選手変更は、疾病、傷病等特別な場合にのみ認めるものとし、その取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>ア（省略） イ 提出先 （省略） ウ 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛媛つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7850</p>	<p>5 予選方法</p> <p>(3) 各ブロック大会の主管都道府県連盟は、各ブロック大会終了後、速やかにその大会の試合成績結果（参加チーム名も含む）を全日本剣道連盟に報告しなければならない。</p> <p>7 総合成績決定方法</p> <p>(2) 参加得点 大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に 10 点を（追記）与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。</p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) 参加申込み締切後の選手の（追記）変更は、疾病、傷病等特別な場合にのみ認めるものとし、その取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>ア（省略） イ 提出先 （省略） ウ 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛媛つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7888</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）																																								
28 ラグビー フットボール	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(2) 試合時間は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>前半</th> <th>ハーフタイム</th> <th>後半</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>7分</td> <td>1分</td> <td>7分</td> <td>決勝は 10 分ハーフ（ハーフタイムは 2 分）とする。</td> </tr> <tr> <td>女子</td> <td>7分</td> <td>1分</td> <td>7分</td> <td>決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイム 1 分）とする。</td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>25分</td> <td>5分</td> <td>25分</td> <td>決勝は 30 分ハーフとする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	前半	ハーフタイム	後半	備考	成年男子	7分	1分	7分	決勝は 10 分ハーフ（ハーフタイムは 2 分）とする。	女子	7分	1分	7分	決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイム 1 分）とする。	少年男子	25分	5分	25分	決勝は 30 分ハーフとする。	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(2) 試合時間は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>前半</th> <th>ハーフタイム</th> <th>後半</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年男子</td> <td>7分</td> <td>1分</td> <td>7分</td> <td>決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイムは 1 分）とする。</td> </tr> <tr> <td>女子</td> <td>7分</td> <td>1分</td> <td>7分</td> <td>決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイムは 1 分）とする。</td> </tr> <tr> <td>少年男子</td> <td>25分</td> <td>5分</td> <td>25分</td> <td>決勝は 30 分ハーフとする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	前半	ハーフタイム	後半	備考	成年男子	7分	1分	7分	決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイムは 1 分）とする。	女子	7分	1分	7分	決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイムは 1 分）とする。	少年男子	25分	5分	25分	決勝は 30 分ハーフとする。
種別	前半	ハーフタイム	後半	備考																																						
成年男子	7分	1分	7分	決勝は 10 分ハーフ（ハーフタイムは 2 分）とする。																																						
女子	7分	1分	7分	決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイム 1 分）とする。																																						
少年男子	25分	5分	25分	決勝は 30 分ハーフとする。																																						
種別	前半	ハーフタイム	後半	備考																																						
成年男子	7分	1分	7分	決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイムは 1 分）とする。																																						
女子	7分	1分	7分	決勝は 7 分ハーフ（ハーフタイムは 1 分）とする。																																						
少年男子	25分	5分	25分	決勝は 30 分ハーフとする。																																						

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
29 山岳	<p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(3) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認山岳指導員、公認山岳上級指導員、公認山岳コーチ、公認山岳上級コーチ、<u>スポーツクライミング上級指導員</u>、公認スポーツクライミングコーチのいずれかの資格を有していなければならない。</p> <p>10 その他</p> <p>(5) 総合表彰式</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 3 日（火） 午後 6 時 <u>30</u>分</p> <p>場 所 西条西部体育館 ボルダリング競技場 〒793-0072 愛媛県西条市氷見乙 608 番地 TEL 0897-57-9383 FAX 0897-57-9383</p>	<p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(3) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認山岳指導員、公認山岳上級指導員、公認山岳コーチ、公認山岳上級コーチ、公認スポーツクライミング指導員、公認スポーツクライミング上級指導員、公認スポーツクライミングコーチのいずれかの資格を有していなければならない。</p> <p>10 その他</p> <p>(5) 総合表彰式</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 3 日（火） 午後 6 時 50分</p> <p>場 所 西条市（追記） 西条西部体育館 ボルダリング競技場 〒793-0072 愛媛県西条市氷見乙 608 番地 TEL 0897-57-9383 FAX 0897-57-9383</p> <p>注釈：平成 29 年 4 月 3 日付で、（公社）日本山岳協会は、（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会に改称いたします。（追記）</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
30 カヌー	<p>10 参加上の注意</p> <p>(1) （省略）</p> <p>イ カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター （省略）</p> <p>(エ) 艇・ライフジャケットの検艇・点検は、以下のとおりとする。なお、定められた時間内に受付を行い、時間は厳守すること。<u>但し</u>カヌースラロームは事前（自主）点検とする。</p> <p>平成 29 年 9 月 7 日（木） 正午から午後 4 時まで 平成 29 年 9 月 8 日（金） <u>午前 9 時から正午まで</u></p>	<p>10 参加上の注意</p> <p>(1) （省略）</p> <p>イ カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター （省略）</p> <p>(エ) 艇・ライフジャケットの検艇・点検は、以下のとおりとする。なお、定められた時間内に受付を行い、時間は厳守すること。ただし、カヌースラロームは事前（自主）点検とする。</p> <p>平成 29 年 9 月 7 日（木） 正午から午後 4 時まで 平成 29 年 9 月 8 日（金） 午後 2 時から 午後 4 時 30 分まで</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
31 アーチェリー	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(2) 競技の方法</p> <p>ウ イリミネーションラウンド進出チームは、成年 16 チーム、少年 8 チームとする。ただし、1～16 位または 1～8 位までに同順位及び 16 位、8 位に同順位が出た場合は、全日本アーチェリー連盟競技規則により順位を決定する。</p> <p>エ （省略）</p> <p>なお、5～8 位までの順位は、1/4 ファイナルのポイント数で順位を決定する。獲得ポイント数が同数の場合は全日本アーチェリー連盟競技規則 <u>（第 207 条 17 項）</u> により順位を決定する。</p> <p>7 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(4) 選手、監督の兼任は<u>認めない。</u></p>	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(2) 競技の方法</p> <p>ウ イリミネーションラウンド進出チームは、成年 16 チーム、少年 8 チームとする。ただし、1～16 位または 1～8 位までに同順位及び 16 位、8 位に同順位が出た場合は、全日本アーチェリー連盟競技規則 （第 207 条 5 項）（追記） により順位を決定する。</p> <p>エ （省略）</p> <p>なお、5～8 位までの順位は、1/4 ファイナルのポイント数で順位を決定する。獲得ポイント数が同数の場合は全日本アーチェリー連盟競技規則 （第 207 条 5 項） により順位を決定する。</p> <p>7 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(4) 選手、監督の兼任は できない。</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
31 アーチェリー	<p>12 その他</p> <p>(2) 監督会議</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 1 日（日） 午後 4 時</p> <p>場 所 宮窪石文化運動公園石文化伝承館 多目的ホール 〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3546 TEL 0897-86-2456 FAX 0897-86-2749</p> <p>(3) 競技役員会議</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 1 日（日） 午後 10 時</p> <p>場 所 宮窪石文化運動公園石文化伝承館 多目的ホール 〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3546 TEL 0897-86-2456 FAX 0897-86-2749</p> <p>(4) 表彰式</p> <p>日 時 (個人表彰式) 平成 29 年 10 月 2 日（月） 午後 4 時～午後 4 時 30 分 (種別・総合) 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 3 時～午後 3 時 40 分</p> <p>場 所 宮窪石文化運動公園 多目的グラウンド 〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3546 TEL 0897-86-2456 FAX 0897-86-2749</p>	<p>12 その他</p> <p>(2) 監督会議</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 1 日（日） 午後 4 時</p> <p>場 所 今治市（追記） 宮窪石文化運動公園石文化伝承館 多目的ホール 〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3546 番地（追記） TEL 0897-86-2456 FAX 0897-86-2749</p> <p>(3) 競技役員会議</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 1 日（日） 午前 10 時</p> <p>場 所 今治市（追記） 宮窪石文化運動公園石文化伝承館 多目的ホール 〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3546 番地（追記） TEL 0897-86-2456 FAX 0897-86-2749</p> <p>(4) 表彰式</p> <p>日 時 (個人表彰式) 平成 29 年 10 月 2 日（月） 午後 4 時～午後 4 時 30 分 (種別・総合) 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 3 時～午後 3 時 40 分</p> <p>場 所 今治市（追記） 宮窪石文化運動公園 多目的グラウンド 〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3546 番地（追記） TEL 0897-86-2456 FAX 0897-86-2749</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
32 空手道	<p>10 参加上の注意</p> <p>(1) 安全具について</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 少年男子及び少年女子の組手競技については、高体連指定品のボディプロテクター、インステップガード・シンガードの使用も可とする。</p> <p>ウ マウスピースを使用する場合は透明もしくは無色のものとする。短く改造して競技中に口腔より容易に脱落するようなものは使用不可とする。</p>	<p>10 参加上の注意</p> <p>(1) 安全具について</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ WKF 公認のインステップガード・シンガード[赤・青]の使用も可とする。(追記)</p> <p>ウ 少年男子及び少年女子の組手競技については、高体連指定品のボディプロテクター、インステップガード・シンガードの使用も可とする。</p> <p>エ マウスピースを使用する場合は透明もしくは無色のものとする。短く改造して競技中に口腔より容易に脱落するようなものは使用不可とする。</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
33 銃剣道	<p>10 その他</p> <p>(2) 審判会議</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金） 午後 4 時 30 分</p> <p>場 所 <u>調整中</u></p>	<p>10 その他</p> <p>(2) 審判会議</p> <p>日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金） 午後 4 時 30 分</p> <p>場 所 東温市中央公民館 〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2370 番地 TEL 089-964-1500 FAX 089-964-5025</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
33 銃剣道	<p>(3) 監督会議 日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金） 午後 5 時 場 所 <u>調整中</u></p> <p>(5) 練習会場 <u>調整中</u></p>	<p>(3) 監督会議 日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金） 午後 5 時 場 所 東温市中央公民館 〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2370 番地 TEL 089-964-1500 FAX 089-964-5025</p> <p>(5) 練習会場 ア 愛媛県立東温高等学校体育館 〒791-0204 愛媛県東温市志津川 960 番地 TEL 089-964-2400 イ 松山市野外活動センター体育館 〒799-2648 愛媛県松山市菅沢町乙 280 番地 TEL 089-977-2400 ウ 東温市農林業者トレーニングセンター 〒791-0212 愛媛県東温市田窪 235 番地 TEL 089-964-6037</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
34 クレー射撃	<p>11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 <u>4</u> 日（月） 午後 1 時</p> <p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 総則 5 に定めるもののほか、次による。 (1) <u>鉄砲所持許可証及び火薬類譲受許可証を有する者であること。</u> (5) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認クレー射撃指導員、<u>公認クレー射撃コーチ、公認クレー射撃上級コーチのいずれかの資格を有する者であること。</u></p>	<p>11 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 11 日（月） 午後 1 時</p> <p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 総則 5 に定めるもののほか、次による。 (1) 銃砲所持許可証及び火薬類譲受許可証を有する者であること。 (5) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認クレー射撃指導員 (削除) の資格を有する者であること。</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
35 なぎなた	<p>11 その他 (4) 審判会議 日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 3 時 場 所 松山市総合コミュニティセンター 体育館 審判控室 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-943-8188 FAX 089-<u>931-3304</u></p> <p>(5) 総合表彰式 日 時 平成 29 年 10 月 3 日（火） 午後 0 時 45 分 場 所 松山市総合コミュニティセンター 体育館 <u>メインアリーナ</u> 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-943-8188 FAX 089-<u>931-3304</u></p>	<p>11 その他 (4) 審判会議 日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土） 午後 3 時 場 所 松山市総合コミュニティセンター 体育館 審判控室 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-943-8188 FAX 089-943-8730</p> <p>(5) 総合表彰式 日 時 平成 29 年 10 月 3 日（火） 午後 0 時 45 分 場 所 松山市総合コミュニティセンター 体育館 <u>メインアリーナ</u> 〒790-0012 愛媛県松山市湊町七丁目 5 番地 TEL 089-943-8188 FAX 089-943-8730</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
36 ボウリング	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ 提出先</p> <p>(ウ) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会 TEL 089-909-7846 FAX 089-909-7850</p>	<p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ 提出先</p> <p>(ウ) 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会 TEL 089-909-7848 FAX 089-909-7888</p>

競 技 名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
37 ゴルフ	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(5) 個人戦の順位について 各種別とも、参加選手全員の 36 ホール合計スコアの<u>少</u>ない順に順位を決定する。</p> <p>5 予選方法</p> <p>(2) ブロック大会 ア 各ブロック大会の主管競技団体はブロック大会を実施し、本大会に出場する代表を決定し、直ちに試合記録及び参加者名簿を公益財団法人日本ゴルフ協会に報告すること。</p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>提出先</p> <p>ウ 種別送付先 〔女子・少年男子〕 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7846 FAX 089-909-7850</p> <p>11 その他</p> <p>(2) 競技委員長・副委員長打ち合わせ会議</p> <p>日 時〔全 種 別〕 平成29年10月3日（火） 午後4時 場 所〔成年男子〕 松山市青少年センター 大会議室 〒790-0864 松山市築山町12番33号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔女 子〕 松山市青少年センター 研修室 1 〒790-0864 松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔少年男子〕 松山市青少年センター 小ホール 〒790-0864 松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p>	<p>4 競技上の規程及び方法</p> <p>(5) 個人戦の順位について 各種別とも、参加選手全員の 36 ホール合計スコアが<u>少</u>ない順に順位を決定する。</p> <p>5 予選方法</p> <p>(2) ブロック大会 ア 各ブロック大会の主管競技団体はブロック大会を実施し、本大会に出場する代表を決定し、直ちに試合記録及び参加者名簿を公益財団法人日本ゴルフ協会宛（追記）に報告すること。</p> <p>9 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>提出先</p> <p>ウ 種別送付先 〔女子・少年男子〕 〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目 2 番 NTTコム松山ビル 7 階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7848 FAX 089-909-7888</p> <p>11 その他</p> <p>(2) 競技委員長・副委員長打ち合わせ会議</p> <p>日 時〔全 種 別〕 平成29年10月3日（火） 午後4時 場 所〔成年男子〕 松山市青少年センター 大会議室 〒790-0864 愛媛県（追記）松山市築山町12番33号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔女 子〕 松山市青少年センター 研修室 1 〒790-0864 愛媛県（追記）松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔少年男子〕 松山市青少年センター 小ホール 〒790-0864 愛媛県（追記）松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
37 ゴルフ	<p>(3) 監督・代表者会議</p> <p>日 時〔全 種 別〕 平成29年10月3日（火） 午後5時</p> <p>場 所〔成年男子〕 松山市青少年センター 体育館 〒790-0864 松山市築山町12番33号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔女 子〕 松山市青少年センター 体育館 〒790-0864 松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔少年男子〕 松山市青少年センター 大ホール 〒790-0864 松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p>	<p>(3) 監督・代表者会議</p> <p>日 時〔全 種 別〕 平成29年10月3日（火） 午後5時</p> <p>場 所〔成年男子〕 松山市青少年センター 体育館 〒790-0864 愛媛県（追記）松山市築山町12番33号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔女 子〕 松山市青少年センター 体育館 〒790-0864 愛媛県（追記）松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p> <p>〔少年男子〕 松山市青少年センター 大ホール 〒790-0864 愛媛県（追記）松山市築山町 12 番 33 号 TEL 089-943-3346 FAX 089-907-7827</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
特 1 高等学校 野球	<p>8 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ 提出先</p> <p>(イ) 硬式</p> <p>〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目2番 NTTコム松山ビル7階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7850</p>	<p>8 参加申込み方法</p> <p>(3) (省略)</p> <p>イ 提出先</p> <p>(イ) 硬式</p> <p>〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目2番 NTTコム松山ビル7階 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会松山市実行委員会事務局 TEL 089-909-7847 FAX 089-909-7888</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
公 2 ゲート ボール	<p>6 参加資格及びチーム編成</p> <p>(1) 参加資格</p> <p>ウ 監督・選手は、種別を重複して出場することはできない。</p> <p>エ 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認ゲートボール指導員の有資格者とする。</p>	<p>6 参加資格、所属都道府県及びチーム編成</p> <p>(1) 参加資格</p> <p>ウ 監督及び選手は、種別を重複して参加することはできない。</p> <p>エ 監督及び選手は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。（追記）</p> <p>オ 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認ゲートボール指導員の有資格者とする。</p> <p>(2) 所属都道府県（追記）</p> <p>監督及び選手の所属都道府県は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかが属する都道府県から選択することができるが、選択した同一の都道府県ゲートボール団体に登録していなければならない。</p> <p>ただし、地域ゲートボール協議会における予選大会に参加し、都道府県の代表として既に決定した後、やむを得ぬ理由により上記条件を満たさなくなった場合、公益財団法人日本ゲートボール連合が認めた時に限り、予選大会参加時の都道府県から参加することができる。</p>

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項の変更・修正について

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
公 2 ゲートボール	<p>(2) チーム編成</p> <p>各都道府県の男子及び女子の代表チームは、単独、補強または選抜のいずれかの方法によりチームを編成する。</p>	<p>(3) チーム編成</p> <p>各都道府県の男子及び女子の代表チームは、単独、補強または選抜のいずれかの方法によりチームを編成する。</p>

競技名	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 28 年 12 月 16 日現在）	第 72 回国民体育大会実施要項（平成 29 年 3 月 2 日現在）
公 3 パワーリフティング	<p>6 参加資格</p> <p>(1) 選手について</p> <p>オ 事前にアンチ・ドーピング講習会を受講した選手、セコンド。選手は、参加申込時にアンチ・ドーピングの受講証明書の控え(コピー)を提出すること。セコンドは大会当日に受講証明書の控え(コピー)を提出すること。</p> <p>これまで採用していた Web 研修（アルファ）、履修レポートの提出は、平成 29 年度より廃止とする。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会を受講していない選手、セコンドは、大会に参加することができない。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会の受講証明書の有効期限は、翌年度末までとする。平成 28 年度の受講証明書は有効であるが、平成 27 年度以前の受講証明書は無効である。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会は、本大会の開催時に実施し、この受講者を有効とする。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会の詳細日程は、J P A ホームページに公開します。</p> <p>本大会の講習会への参加希望者は、事前に「アンチ・ドーピング誓約書及び&摂取サプリメント・摂取医薬品申告書」の下段にある講習会受講申込欄に記入し、受講申込を行うこと。</p> <p>8 参加申込み方法</p> <p>ウ アンチ・ドーピングに関する講習会の受講済み証明書、履修レポート提出済みの証明書又は Web 研修の修了証の写し（参加選手全員の分）。尚、履修レポートを J P A 本部へ提出することで、証明書が発行される。</p>	<p>6 参加資格</p> <p>(1) 選手について</p> <p>オ 事前にアンチ・ドーピング講習会を受講した選手、セコンドであること。大会に参加する選手は、参加申込時にアンチ・ドーピングの受講証明書の控え(コピー)を提出すること。セコンドは大会当日に受講証明書の控え(コピー)を提出すること。</p> <p>これまで採用していた Web 研修（アルファ）、履修レポートの提出は、平成 29 年度より廃止とする。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会を受講していない選手、セコンドは、大会に参加することができない。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会の受講証明書の有効期限は、翌々年度末までとする。平成 27 年度の受講証明書は有効であるが、平成 26 年度以前の受講証明書は無効である。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会は、本大会の開催時に実施し、この受講者を有効とする。</p> <p>アンチ・ドーピング講習会の詳細日程は、J P A ホームページに公開します。</p> <p>本大会の講習会への参加希望者は、事前に「アンチ・ドーピング誓約書及び&摂取サプリメント・摂取医薬品申告書」の下段にある講習会受講申込欄に記入し、受講申込を行うこと。</p> <p>8 参加申込み方法</p> <p>ウ アンチ・ドーピングに関する講習会の受講済み証明書 (削除)</p>

別紙2-3

第72回国民体育大会(愛媛県) 諸会議日程

会議名	日時	会場	
		名称	所在地
全国報道員会議	平成29年9月29日(金) 13時30分～14時30分	東京第一ホテル松山 コスモホール	〒790-0006 松山市南堀端町6-16
総監督会議	平成29年9月29日(金) 16時～17時	東京第一ホテル松山 コスモホール	〒790-0006 松山市南堀端町6-16

※主催者連絡会議は、平成29年9月29日(金)17時30分から東京第一ホテル松山「瑞穂」で開催

第72回国民体育大会中央競技役員数及び同所要経費基準

1 中央競技役員数

競技名		人数
1	陸上競技	25
2	水泳	66
3	サッカー	80
4	テニス	6
5	ボート	20
6	ホッケー	35
7	ボクシング	40
8	バレーボール	11
	ビーチバレーボール	7
9	体操	59
10	バスケットボール	41
11	レスリング	58
12	セーリング	27
13	ウエイトリフティング	10
14	ハンドボール	38
15	自転車	20
16	ソフトテニス	9
17	卓球	7
18	軟式野球	13
19	相撲	21
20	馬術	33

競技名		人数
21	フェンシング	40
22	柔道	34
23	ソフトボール	16
24	バドミントン	13
25	弓道	1
26	ライフル射撃	33
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	14
29	山岳	18
30	カヌー (S P)	22
	カヌー (S L・W W)	21
31	アーチェリー	7
32	空手道	45
33	銃剣道	18
34	クレ射撃	25
35	なぎなた	26
36	ボウリング	13
37	ゴルフ	13
38	高等学校野球	6
合 計		1020

2 中央競技役員所要経費基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から、各競技会場所在地最寄り駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、愛媛県の「職員の旅費に関する条例」に準ずる。

(2) 宿泊費及び諸費

ア 宿泊費

第72回国民体育大会宿泊要項で定める料金 × 宿泊日数 (競技役員業務従事日数 + 1日)

イ 諸費

2,200円 × (宿泊日数 + 1日)

※ 支給期間は、原則として競技日数に1日を加えた日数を上限とする。

※ ただし、総合開会式日前日に監督会議、代表者会議等がある競技については総合開会式日を競技日数に含める。

※ 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会（山梨県）
参加章の意匠

【デザイン】



【規格】

大きさ：直径40mm

厚さ：1.5mm

材質：真ちゅう

【説明】

大会のマスコットキャラクター「武田菱丸」が、全国からの大会参加者を温かく迎え、富士の国やまなし国体が、いつまでも記憶に残る大会となるよう願いを込めたデザインとしています。

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会（山梨県）
ポスター図

【図】



【デザイン趣旨】

大会のスローガンとつながりを持った、スケート競技のスピード感をイメージした「風」の動きを、競技で激しく飛び散る氷の煌めきで表現するとともに、スケート競技会の開催がわかりやすいデザインとしている。

【選定経過】

ポスター図案について、印刷・デザイン会社等を対象にデザインコンペを実施し、山梨県実行委員会において選考審査した結果、当図案を選定しました。

第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会（神奈川県）

宿泊料金

1 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	10,278円～13,000円	8,519円～11,240円	通常のサービス・奉仕料及び暖房費を含む。
	税込	11,100円～14,040円	9,200円～12,140円	

※入湯税については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

※「素泊まり」料金は「1泊2食」料金（税込み）から1,900円を引いた額とする。

2 昼食（弁当）料金

区分	消費税	料金	備考
昼食	税抜	834円以内	お茶を含む
	税込	900円以内	

第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会（神奈川県）

テーマ・スローガン

1 テーマ

「氷闘！ かながわ・よこはま冬国体」

氷上の格闘技とよばれるアイスホッケー、この熱き戦いに、ここ、かながわ・よこはまで挑んで欲しいという思いが込められています。

2 スローガン

「輝け！ 氷上の闘い！」

氷上で熱き戦いに挑む選手一人ひとりが、氷と同じように鋭く輝いて欲しいという思いが込められています。

※ 上記テーマ及びスローガンの規定書体は、決まり次第、第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会が発表する予定です。

○ 選定経過

募集方法：神奈川県内在住・在勤・在学者を対象に公募

募集期間：平成 28 年 12 月 28 日(水)～平成 29 年 1 月 27 日(金)

応募総数：テーマ 182 点、スローガン 171 点

選定方法：第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会常任委員会において審査・選定

第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会（神奈川県）

マスコットキャラクター

○ 神奈川県国体マスコットキャラクター

「かながわキンタロウ」（※ 国体版デザインは、今後作成予定）



○ 「かながわキンタロウ」について

平成 23 年 12 月に「子育て応援パスポート」のイメージキャラクターとして誕生した「金太郎」を、平成 24 年 6 月に神奈川県の PR キャラクターとして設定。

神奈川県の施策、取組み、イベントの様子、施設の紹介などについて、フェイスブックで楽しく、わかりやすい表現で情報を発信している。

また、県が実施するイベントや、ご当地キャラクターを集めたイベント等に着ぐるみで出演している。

○ 選定理由

- ・ 神奈川県 PR キャラクターとして、SNS での情報発信や観光 PR のほか、様々なイベントで活用されており、県民の認知度が高く、おもてなしの心を全国に発信し、大会を盛り上げるため選定した。



第 73 回国民体育大会冬季大会

スキー競技会

実 施 要 項

第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会

にいがた妙高はね馬国体

銀世界 跳ねて 駆けて かがやいて



公益財団法人日本体育協会
文 部 科 学 省
新 潟 県
公益財団法人全日本スキー連盟
妙 高 市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	スキー競技実施要項	2
	※交代(変更)届・棄権届	16
3	式典次第	18
4	宿泊要項	20
5	輸送交通要項	23
6	医療救護要項	25
7	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	26
8	国民体育大会会長トロフィー授与規程	27
9	関係団体事務局一覧	28

1 競技会日程と会場一覧表

1 スキー競技会

会場地	式典・競技	日 程				会 場	所 在 地
		平成 30 年 2 月					
		25 (日)	26 (月)	27 (火)	28 (水)		
妙高市	開 始 式	◎				妙高市文化 ホール	妙高市上町 9-2
	表 彰 式				◎		
	ジャイアントスラローム		○	○	○	赤倉観光リゾート スキー場	妙高市田切
	ス ^ペ シャルジャンプ [°]	◇	○			妙高高原 赤倉ジャンツェ	妙高市関山字 妙高山国有林 赤倉温泉 スキー場内
	コンバ ^ィ ント [°]	ジャンプ [°]		◇	○		
		クロスカントリー			○		赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
クロスカントリー		○	○	○			

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日

2 全国会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
全国代表者会議	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 13:00	赤倉ホテル	妙高市赤倉 486
全国報道員会議	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 16:00		

3 監督会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
ジャイアントスラローム	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 14:30	赤倉体育センター	妙高市二俣 1516 番地
ス ^ペ シャルジャンプ [°] コンバ ^ィ ント [°]	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 14:30		
クロスカントリー	平成 30 年 2 月 24 日 (土) 14:30		

2 スキー競技実施要項

1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会「にいがた妙高はね馬国体」は、「銀世界 跳ねて 駆けて かがやいて」をキャッチコピーに、青少年が一流の競技を観戦し、大きな世界に羽ばたいて行くような機会となるとともに、新潟の食やおもてなしなど新潟県の魅力を全国に発信する大会として開催する。

2 実施種目 正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

3 期 間 平成30年2月25日（日）～2月28日（水）（4日間）

4 開催地 新潟県妙高市

5 日程及び会場

期 日	時間	会議・式典・競技	会 場
2月24日（土）	13:00	全国代表者会議	赤倉ホテル
	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム スペシャルジャンプ・コンバインド クロスカントリー	赤倉体育センター 赤倉体育センター 赤倉体育センター
	16:00	全国報道員会議	赤倉ホテル
第1日目 2月25日（日）	7:30 15:00	（スペシャルジャンプ公式練習）（HS=100m） 開始式	妙高高原赤倉シャンツェ 妙高市文化ホール
第2日目 2月26日（月）	7:30	スペシャルジャンプ（HS=100m） 少年男子、成年男子B、成年男子A	妙高高原赤倉シャンツェ
	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子A、成年女子A、成年男子B	赤倉観光リゾートスキー場
	9:30	クロスカントリー（クラシカル） 少年男子、成年男子A、成年男子B	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	13:30	クロスカントリー（クラシカル） 成年男子C、少年女子、成年女子A、 成年女子B	
	14:00	（コンバインド公式練習（予備飛躍））（HS=100m）	妙高高原赤倉シャンツェ
第3日目 2月27日（火）	7:30	コンバインドジャンプ（HS=100m） 少年男子、成年男子B、成年男子A	妙高高原赤倉シャンツェ
	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子C、成年女子B、少年女子	赤倉観光リゾートスキー場
	10:00	リレー（フリー） 女子	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース
	14:00	コンバインドクロスカントリー（フリー） 成年男子B、少年男子、成年男子A	赤倉観光リゾート クロスカントリーコース

第4日目 2月28日(水)	9:00	ジャイアントスラローム 少年男子	赤倉観光リゾートスキー場
	9:00	リレー(フリー) 少年男子	赤倉観光リゾート
	11:00	リレー(フリー) 成年男子	クロスカントリーコース
	16:00	表彰式	妙高市文化ホール

6 種目・種別(部)及び参加人数

各都道府県は、監督3名・選手72名(成年40名以内、少年32名以内)計75名以内で編成し、種目・種別(部)・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「全日本スキー連盟」という。)で制限する。

なお、補欠は認めない。

種目	種別(部)	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
		A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム		3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー		3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ		3	3		6			
コンバインド		3	3		6			
リレー		6名(4×10kmF)			同左	6名(4×5kmF)		

注1) クロスカントリー競技(クラシカル)の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。

2) コンバインド競技クロスカントリー(フリー)の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。

3) リレー競技(フリー)は6名(走者4名)以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名うち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

4) リレー競技へのエントリー者は、各種別(部)のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

7 競技上の規定及び競技方法

(1) 都道府県対抗とする。

(2) 競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国体競技の特別規則による。

8 抽選

抽選は、予備抽選(都道府県抽選)を平成29年11月[第1回組織委員会時]に、本抽選(スタート抽選)を平成30年2月7日(水)[第2回組織委員会時]に行う。

9 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持し

なければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成30年1月31日(水)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有す場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第71回又は第72回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第71回又は第72回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することは

できない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会に参加し、これに通過したものであること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキーコーチ、公認スキー上級コーチ、公認スキー教師、公認スキー上級教師、公認スキー指導員又は公認スキー上級指導員のいずれかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成29年4月30日以前から各競技会終了時(平成30年2月28日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

(ア) A（18歳以上26歳未満）

平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(イ) B（26歳以上34歳未満）

昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

(ウ) C（34歳以上）

昭和58年4月1日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは27歳未満(平成2年4月2日以降に生まれた者)、成年男子Bは27歳以上(平成2年4月1日以前に生まれた者)とする。

イ 成年女子

(ア) A（18歳以上24歳未満）

平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(イ) B（24歳以上）

平成5年4月1日以前に生まれた者

- ウ 少年男子及び少年女子
平成 11 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び全日本スキー連盟並びに組織委員会
が調査・審議の上、日本体育協会がその可否を決定する。

別記 1 【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項〔国民体育大会開催基準要項
第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点
とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミー
に係る選手の参加資格の特例措置」の第 3 項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日
本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登
録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内
移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる
回数は 2 回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加
申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記 2 【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第
3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例をうけることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記 2 (1) の場合は転居元、下記 2 (2) の場合は転居
先が属する都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）及び都
道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記 2 (1) の場合は転居先、下
記 2 (2) の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を
報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加すること
ができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本体育協会の定める規定に基づき、平成29年10月31日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

[注] 強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民体育大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民体育大会スキー競技会参加資格等細則」第5項に基づき、都道府県予選会にエントリーしなければならない。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成29年4月30日以前から各競技会終了時(平成30年2月28日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を貸借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に必要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成29年4月30日以前から各競技会終了時(平成30年2月28日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3)（国内移動選手の制限）の通りとする。

別記4 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 29 年 4 月 30 日以前から、各競技会終了時（平成 30 年 2 月 28 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 71 回及び第 72 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 29 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 73 回大会に参加した者が、第 74 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年

種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を次位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子		各種目（リレーを含む）ともに1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位2位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位8名までとする。
成年女子	成年女子	
少年男子	少年女子	
少年女子		

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。

(3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

12 表彰

- (1) 男女総合成績（天皇杯）第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各種別及び各種目の第1位から第8位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、各都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に1枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13 参加申込方法

- (1) 都道府県体育協会会長と、都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第73回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込の締切は、平成30年1月31日（水）午後5時とする。
- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が全日本スキー連盟と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項16ページ）にて届け出なければならない。
 - ア 全日本スキー連盟
 - イ にいがた妙高はね馬国体実行委員会（以下「県実行委員会」という。）

[注] 届出は、平成30年2月23日（金）に開催される第3回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。

なお、日本体育協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(6) プログラム編成は、平成30年2月7日（水）に県実行委員会で行う。

14 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本項16ページ）を用いるものとする。

15 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	未定
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	未定

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成30年1月31日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

16 宿泊申込

大会参加者は、県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

17 参加選手団体本部役員編成

参加選手団体本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本体育協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団体本部役員の1日あたりに編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手団体本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第13項に定める方法により行う。

18 視察員

(1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、平成31年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20名以内とする。

(2) 視察員の申込は、参加選手団の申込と同時に、第13項に定める方法により行う。

(3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

19 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

20 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

21 個人情報及び肖像権に係る取り扱い

日本体育協会、県実行委員会、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会及び全日本スキー連盟（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集さ

れ、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

22 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・先行基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。

(5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

23 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本体育協会へ納入する。

(3) 納入期限及び納入先については、別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

24 リフト搭乗取扱い

(1) 次の者はリフト料金を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア 指定された服装（大会ユニフォーム、帽子等）を着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員

イ 指定されたIDカードを着用した各都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

ウ 選手（当日出場の選手に限る。）

エ 大会期間（2月25日（日）～28日（水））における監督

(2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。

(3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。

(4) リフト料金の無料又は割引の適用範囲は次の各スキー場の指定されたリフトとする。

- ア 赤倉観光リゾートスキー場
- イ 赤倉温泉スキー場
- ウ 池の平温泉スキー場
- エ 妙高杉ノ原スキー場

(5) その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

25 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんに関わらず大会への参加を認めないものとする。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

(別表) リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム (各スキー場の指定リフト・ゴンドラ)

対 象 者	平成 30 年 2 月							
	21 日 (水)	22 日 (木)	23 日 (金)	24 日 (土)	25 日 (日)	26 日 (月)	27 日 (火)	28 日 (水)
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 各都道府県本部役員・ 視察員・補助員・ サービスマン・ 協力隊員・報道関係者	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
選 手	割引	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
						割引	割引	割引
監 督	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引

(注) 選手欄の無料対象 (26 日から 28 日) は当日出場する者に限る。

種別ごとのリフト割引価格

赤倉観光リゾートスキー場 1 日券	選手・監督・コーチ	料金については 調整中
----------------------	-----------	----------------

○スペシャルジャンプ、コンバインドジャンプ (赤倉温泉スキー場の指定リフト)

対 象 者	平成 30 年 2 月						
	21 日 (水)	22 日 (木)	23 日 (金)	24 日 (土)	25 日 (日)	26 日 (月)	27 日 (火)
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 各都道府県本部役員・ 視察員・補助員・ サービスマン・ 協力隊員・報道関係者	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
選 手	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
					割引	割引	割引
監 督	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引

(注) 選手欄の無料対象 (25 日から 27 日) は当日出場する者に限る。

種別ごとのリフト割引価格

赤倉温泉スキー場 1 回券	選手・監督・コーチ	料金については 調整中
------------------	-----------	----------------

第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○

※手続きにあたっては、次のページの留意事項を参照すること。

1 参加申込選手

競技名		種別		部・種目別	
参加申込選手					

2 交代（変更）・棄権の理由

--

3 交代（変更）※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
氏名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第71回大会 参加都道府県		第72回大会 参加都道府県		例外適用 ※3	
全日本スキー連盟 競技者登録の有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項					
※監督の交代（変更）の場合は公認スポーツ指導者登録番号					

※1 第73回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと

少年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
ウ 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回（第73回大会）と第72回大会（不出場の場合は第71回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。 [1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年）

4. 一家転住（少年） 5. 東日本大震災に係る特例]

平成 年 月 日

公益財団法人全日本スキー連盟会長 様
 にいがた妙高はね馬国体実行委員会会長 様

 体育（スポーツ）協会

 会長（代表者） 印

 協会・連盟

 会長（代表者） 印

第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合は、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及びにいがた妙高はね馬国体実行委員会（以下「県実行委員会」という。）事務局宛に提出すること。
- (2) 全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、県実行委員会にも写しを送付すること。
- (3) 交代（変更）提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※1 と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、スキー競技会責任者※2宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。
なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了時の手続

大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）並びに全日本スキー連盟は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育協会は、大会終了時に通知される日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続の場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを日本体育協会に提出すること。
 - ア 全日本スキー連盟は、棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧
 - ※1 「都道府県選手団連絡責任者」は日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。
 - ※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、日本体育協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育協会に通知する。

3 式典次第

【第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会】

開 始 式

期 日 平成30年2月25日(日)

会 場 妙高市文化ホール

順	次 第	時 刻
1	開 場	14:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	14:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14:59
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	15:00
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	15:15
6	開 式 通 告	15:40
7	競 技 会 開 始 宣 言	15:41
8	国 旗 儀 礼	15:44
9	大会旗・日本体育協会旗・実施競技団体旗儀礼	15:46
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	15:48
11	日 本 体 育 協 会 あ い さ つ	15:52
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	15:55
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	15:58
14	歓 迎 の こ と ば	16:01
15	選 手 代 表 宣 誓	16:07
16	閉 式 通 告	16:10
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:11

【第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】

表 彰 式

期 日 平成 30 年 2 月 28 日 (水)
会 場 妙高市文化ホール

順	次 第	時 刻
1	開 場	1 5 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 5 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 5 : 5 9
4	開 式 通 告	1 6 : 0 0
5	成 績 発 表	1 6 : 0 1
6	競 技 会 表 彰 状 授 与	1 6 : 0 9
7	競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 2 5
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 6 : 2 8
9	会 場 地 あ い さ つ	1 6 : 3 1
10	国 旗 儀 礼	1 6 : 3 4
11	競 技 会 終 了 宣 言	1 6 : 3 6
12	閉 式 通 告	1 6 : 3 7
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 3 8

4 宿泊要項

1 目的

この要項は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

にいがた妙高はね馬国体実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）、開催地市の旅館連合会及び観光協会等（以下「関係団体等」という。）と相互に十分な連絡調整を行うとともに、協力を得ながら、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

関係団体等が設置する配宿センターは、県実行委員会、会場地実行委員会、宿泊施設、競技団体等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、県実行委員会、会場地実行委員会と協議の上、近隣市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議や損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
ア 宿泊とは、入宿日の15時以降、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

- (2) 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000～13,000円	4,200～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	6,480～14,040円	4,536～9,828円	

(注) 「1泊2食」宿泊料金は、500円刻み（税抜）とする。

「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に、宿舎に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は、前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区 分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	4,800～10,400円	5,400～11,700円
	税込	5,184～11,232円	5,832～12,636円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の取消料は、次のとおりとし、宿泊責任者又は宿泊者本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の7日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の6日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の全額	

(注) 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不便となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督の特例

選手・監督が、荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
競技会期短縮決定日当日の 宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
競技会期短縮決定日翌日 以降の宿泊の取消し	不要	

(注) 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

ウ 宿泊変更・取消の申し出

宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊の最終的責任

宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成 30 年 2 月 21 日（水）15 時から平成 30 年 3 月 1 日（木）10 時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX 又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員及び視察員にあっては、第 73 回国民体育大会冬季大会スキー競技会スキー競技実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2) インターネット等による宿泊の申込みが、実施要領に定める宿泊申込期限までになかった場合は申込みを受け付けず、実施要項の定めにより大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の申込み変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本体育協会国民体育大会委員会において報告する。

(2) 宿舎決定後から入宿前の変更については、実施要領に定める様式により宿泊申込代表者が FAX 又は郵送により速やかに当該宿舎に行うものとし、その効力の発生は、到達した日時とする。

(3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土食豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、会場地実行委員会が定める弁当申込方法により申込みものとする。なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料 金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込	972 円以内

10 スキーの手入れ

ワックス等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

5 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

にいがた妙高はね馬国体実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で円滑な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会及び会場地実行委員会には必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

なお、自家用車等を利用する場合は、駐車場確保の観点から、県実行委員会が行う来会調査等の際に、その旨を申し出るものとする。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式会場

原則として、最寄り駅から徒歩又はタクシーを利用する。ただし、必要に応じてシャトルバスによる計画輸送を行う。

なお、宿泊地からの大会参加者の輸送は、借上バスによる計画輸送を行う。

(イ) 競技会場周辺

会場周辺の最寄り駅・宿泊地等から各競技会場への輸送は、シャトルバスの運行を行う。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。

なお、競技会場周辺の最寄り駅・宿泊地等から各競技会場への輸送は、シャトルバスを利用することができる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県実行委員会及び会場地実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 持込車両（自家用車・レンタカー）の利用

ア 大会参加者の式典会場への持込車両での来場は、できる限り自粛すること。

イ 輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 式典会場及び各競技会場における駐車場は、県実行委員会又は会場地実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、駐車許可証の交付を受けていない車両の来場は、身体に障がいのある人が運転する車両を除き原則として認めない。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

6 医療救護要項

1 目的

この要項は、第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

にいがた妙高はね馬国体実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会妙高市実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 救護本部及び救護所の設置

- (1) 医療救護業務を統括するために県実行委員会は救護本部を設置する。
- (2) 開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）には、必要に応じて救護所を設置する。
- (3) 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- (4) 救護所は、医師、歯科医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー等により、必要に応じた編成とする。
- (5) 救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

4 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、応急処置に必要な医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- (2) 救護所には、別途関係機関と協議のうえ、必要に応じて救急自動車等を配置する。

5 宿舎等における医療救護

- (1) 宿泊する旅館等で負傷又は発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出たうえ、監督又は引率責任者若しくは関係者が、医療機関等へ連絡する。
- (2) 練習中等で救護関係者がいない場所で、負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出る。

6 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

7 業務の分担

県実行委員会及び会場地実行委員会が行う業務及び分担は、次のとおりとする。

- (1) 県実行委員会
 - ア 医療救護業務統括
 - イ 式典会場における医療救護
- (2) 会場地実行委員会
 - 競技会場及び宿舎における医療救護

8 経費の分担

県実行委員会及び会場地実行委員会は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

7 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

8 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和 41 年 4 月 1 日制定

昭和 45 年 1 月 22 日一部改訂

昭和 48 年 7 月 10 日一部改訂

昭和 54 年 5 月 9 日一部改訂

平成 17 年 6 月 16 日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

9 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本体育協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館内	03-3481-2217 03-3481-2284
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人 全日本スキー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館内	03-3481-2315 03-3481-2318
公益財団法人 新潟県体育協会	〒950-0933 新潟県新潟市中央区清五郎 67-12 デンカビックスワン内	025-287-8600 025-287-8601
公益財団法人 新潟県スキー連盟	〒947-0053 新潟県小千谷市谷川 2-3-26 2F	0258-82-1680 0258-82-4146
にいがた妙高はね馬国体 実行委員会事務局	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4-1 新潟県教育庁保健体育課(スキー国体室)内	025-280-5645 025-280-5087
第73回国民体育大会冬季大会 スキー競技会妙高市実行委員会事務局	〒942-2112 新潟県妙高市大字関川 997 妙高市教育委員会生涯学習課(スキー国体 推進室)内	0255-78-7234 0255-86-5750

第73回国民体育大会（福井県） 参加章の意匠

1 デザイン

<表>



<裏>



2 規格

大きさ：縦 35 mm×横 30 mm

厚 さ：3 mm

3 説明

福井県の伝統工芸「越前漆器」の技術により、一つひとつ漆を手塗りしています。マスコットキャラクターの「はぴりゅう」の印刷には、金粉蒔絵の技術を活かしました。県花「水仙」をモチーフとした、福井らしいデザインとしました。

第73回国民体育大会（福井県） ポスター

【図】



【デザイン趣旨】

国体・障スポマスコットキャラクター「はぴりゅう」を大きく配置し、親しみやすく、元気あふれるイメージを表現します。背景には、福井の豊かな自然を緑と青で表現。さらに、県内各地の特産品をちりばめ、しあわせに包まれるイメージを強調したデザインとし、幸福度日本一の福井をアピールしています。

【選定経過】

福井県内に本社または本店がある業者を対象にデザインを募集したところ8デザインの提出があり、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会において審査した結果、当デザインに決定しました。

平成 29 年 3 月 2 日
公益財団法人日本体育協会
国民体育大会委員会

国民体育大会記録情報処理システムの指定について

本大会開催県実行委員会における競技成績の発表等大会の記録に係る業務（以下「記録業務」という。）については、「国民体育大会記録情報処理要項」（別添参考 1、以下「記録処理要項」という。）に基づき取り進めることとなっている。

本委員会は、第 73 回国民体育大会（福井県）において開催県実行委員会が記録業務を行う上で使用するシステム（ハードウェア、ソフトウェア及びその運用・管理等を含む）について、当該業務の安定的かつ円滑な実施に資するため、記録処理要項第 3 項に基づき業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、下記のとおり「国民体育大会記録情報処理システム」を指定する。

1. 指定対象システム（事業者）

一般社団法人共同通信社 国体記録処理システム

- ※ 「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」（別添参考 2）第 1 項（2）に定める期限（記録業務への参入を予定する大会の前々年 10 月末）までに、他の事業者より指定を希望する旨の申請がなかったことから、指定対象は共同通信社のシステムとなる。

2. 指定対象システムの評価

当該システムについては、「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」第 1～3 項により、本会システムコンサルタント及び近年の開催各県等外部の第三者による評価に基づき、以下の（1）～（5）の観点を踏まえて総合的に評価した。

(1) 当該事業者は、国体あるいはその他のスポーツ競技大会における競技成績等記録の情報処理について業績を有し、業務の遂行に十分な能力を有しているか。

- (評価) ➤ 当該事業者は、1971 年の第 26 回国民体育大会より開催県からの委託を受けて記録業務に携わっており、十分な業績と能力を有している。
➤ 近年の開催各県から、当該事業者のシステム及びノウハウを活用することにより、円滑に業務を実施できたとの評価を得ている。

(2) 当該事業者のシステムが、国民体育大会記録情報処理要項に定める記録等情報の発表、総合成績の算出を行うにあたり十分な機能を有しているか。

- (評価) ➤ 当該事業者のシステムについては、本会システムコンサルタント及び近年の開催各県より業務の実施に十分な機能を有しているとの評価を得ている。
➤ 第 71 回大会開催県（岩手県）からは、業務に支障はなかったが、事前確認段階での業務フローについて一部整理する必要性ありとの評価があった。

(3) 経済性の観点から効率的で適正なシステムの構築並びに運用がなされているか。

- (評価) ▶ 当該事業者のシステムは、通信社としての当該事業者の業務と国体の記録業務を可能な限り共通化して実施することに加え、本会システムコンサルタントより経費面からも効率的なシステムの構築がなされているとの評価を得ている。
- ▶ 第71回大会開催県（岩手県）からは、業務に支障はなかったが、一部スタッフの配置人数の検証が必要であるとの評価があった。

(4) システムダウン等のトラブルへの対策は充分になされているか。

- (評価) ▶ 本会システムコンサルタントより、サーバの二重化等一般的なレベルでの対策がなされており、障害発生の可能性は極めて少ないと判断できるとの評価を得ている。

(5) その他記録業務を行うにあたり必要な内容を具備しているか。

- (評価) ▶ 今大会からホームページデザインのリニューアルを行ったことについて、見やすさ使いやすさが向上したとの評価があった。

3. その他

- (1) 共同通信社のシステムについては、「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」第4項に基づき、その基本設計・仕様・経費等に変更がない場合、あるいは変更内容が軽微なものであり本委員会が特に問題ないと認める場合については、同手続き第1項に定める審査を省略して第74回大会以降も指定を継続できるものとする。
- (2) 本件については、冬季大会には適用しない。

国民体育大会記録情報処理要項

1 目的

国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

2 記録業務

第 1 項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

(1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

(2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

(3) 記録情報の発表

(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア 競技日程・競技結果

イ 都道府県別競技結果

ウ トーナメント表

エ 決勝記録一覧

オ 新（タイ）記録一覧

カ 総合成績一覧

- ・ 天皇杯・皇后杯得点
- ・ 競技別総合成績
- ・ 競技別種別得点
- ・ 季別総合成績

キ プログラム訂正・連絡物

ク お知らせ

ケ 翌日の対戦組み合わせ等

コ その他開催県が必要とする事項

(b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から 30 分程度で発表する。

(4) 総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| ア | 天皇杯・皇后杯総合得点一覧表 | 【様式例 1】 |
| イ | 男女総合成績（天皇杯得点）一覧表 | 【様式例 2】 |
| ウ | 女子総合成績（皇后杯得点）一覧表 | 【様式例 3】 |
| エ | 男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表 | 【様式例 4】 |
| オ | 女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表 | 【様式例 5】 |
| カ | 競技別男女総合成績一覧表 | 【様式例 6】 |
| キ | 競技別女子総合成績一覧表 | 【様式例 7】 |
| ク | 種目別得点集計表 | 【様式例 8】 |

(5) 成果物

- (a) 開催県実行委員会は、第 2 項 (3) - (a) に定める記録情報の成果物を大会終了後、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）との協議により決められた期間内に本会へ提出する。
- (b) 開催県実行委員会は、第 2 項 (4) において作成した帳票を大会終了後、本会へ速やかに提出する。

(6) 大会終了後の記録の公開

開催都道府県は、本会との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報をインターネット上に引き続き公開する。

3 国民体育大会記録情報処理システムの指定

- (1) 第 1 項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を含め構築されたものを国民体育大会記録情報処理システム（以下「国体記録システム」という。）という。
- (2) 本会は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民体育大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国体記録システムとして指定する。
- (3) 開催県実行委員会は、本会が指定した国体記録システムを用いて記録業務を行うものとする。
- (4) 国体記録システムの指定に関しては、別紙「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

4 その他

本要項は、必要に応じ見直すものとする。

<附則>

- (1) 本要項は、平成 19 年 3 月 7 日に制定、同日より施行する。
- (2) 本要項は、平成 20 年 8 月 27 日に改訂、同日より施行する。
- (3) 本要項は、平成 23 年 4 月 1 日に改訂、同日より施行する。

国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて

国民体育大会記録情報処理要項第 3 項に定める「国民体育大会記録情報処理システムの指定」については、下記に基づき行うものとする。

1. 手続きの流れ

- (1) 国民体育大会記録情報処理システム（以下「国体記録システム」という。）の指定にあたり、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）は、事業者に対し広く周知を図り、募集を行うものとする。
- (2) 国体記録システムの指定を希望する事業者（以下「当該事業者」という。）は、国体における記録業務への参入を予定する大会の前々年 10 月末までに「国体記録システム指定希望申請書」（様式 1）並びに「事業計画書」（様式 2）を日体協へ提出する。
- (3) 当該事業者は申請にあたり、日体協がシステムの評価を行う際に必要な資料（基本設計書・仕様書等システムの内容について示す資料、システムの使用・運用等記録業務の実施に要する全ての経費について示す資料等）を併せて提出する。
- (4) 日体協は、外部の第三者によるシステムの評価等を基に、国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に審査し、優れたシステムを国体記録システムとして指定する。なお、国体記録システムの指定は、複数のシステムに対して行うことができるものとする。
- (5) 日体協は審査結果について、当該事業者が参入を予定する大会の前年 4 月末までに、当該事業者および開催都道府県実行委員会（以下「開催県」という。）に対し通知する。

2. 指定に係る審査の観点

国体委員会では、国体記録システムの指定の適否を判断するにあたり、以下の点を踏まえて審査を行う。

- (1) 当該事業者は、国体あるいはその他のスポーツ競技大会における競技成績等記録の情報処理について業績を有し、業務の遂行に十分な能力を有していること。
- (2) 当該事業者のシステムが、国民体育大会記録情報処理要項に定める記録等情報の発表、総合成績の算出を行うにあたり十分な機能を有していること。
- (3) 経済性の観点から効率的で適正なシステムの構築並びに運用がなされていること。
- (4) システムダウン等のトラブルへの対策は充分になされていること。
- (5) その他記録業務を行うにあたり必要な内容を具備していること。

3. 審査時におけるシステムの評価

- (1) システム本体（ハードウェア及びソフトウェア）に係る評価について
日体協指定のシステムコンサルタントに依頼し、性能・経費等についての評価を行う。
なお、評価にかかる費用は当該事業者の負担とする。
- (2) システムの運用に係る評価について
当該事業者が国体での業績を有する場合、当該事業者が記録業務を委託した開催都道府県にその評価を依頼する。当該事業者が国体での業績を有しない場合は、国体以外のスポーツ競技大会における業績等を勘案し評価を行う。

4. システム内容変更時の手続き

- (1) システムの基本設計・仕様・経費等に変更がある場合、当該事業者はその内容について日体協へ速やかに届出を行うこと。
- (2) (1)の届出により、システムの内容に大きな変更があると国体委員会において判断した場合、当該事業者は第1項に定める手続きにより改めて審査を受けるものとする。
- (3) (1)の届出により、軽微な変更で国体記録システムとしての指定に問題がないと国体委員会が判断した場合、当該システムについて審査を省略し継続して指定できるものとする。
- (4) システムの基本設計・仕様・経費等に変更がない場合の届出は不要とし、審査を省略し継続して指定できるものとする。

5. 業務終了後におけるシステムの評価

日体協は、大会終了後、使用したシステムの運用面における評価（様式3）を開催県に対し依頼する。

6. 改善要求、指定の取り消し

- (1) 日体協は、開催県及びシステムコンサルタント等外部の第三者の評価を踏まえ、必要に応じて当該事業者に対してシステムの改善等を要求することができる。
- (2) (1)に基づく改善要求に対し、事業者による速やかな対応がなされない場合、国体委員会は指定を取り消すことができる。

<附則>

- (1) 本手続き内容については、平成20年10月30日より適用する。
- (2) 本手続き内容は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）より施行する。
- (3) 本手続き内容については、平成27年11月11日より適用する。

国体以外の競技会等において発生したアンチ・ドーピング規則に対する違反に係る国体における取扱いについて

平成 29 年 3 月 2 日

○「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 1 条第 2 項に定める「アンチ・ドーピング規則に対する違反」

国体以外の競技会等におけるアンチ・ドーピング規則に対する違反について、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 10 条第 1 項に基づき、国体においては下表「③国民体育大会における処分内容」に記載のとおりとする。

No	氏名	①違反の発生した検査概要			②日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定した処分内容	③国民体育大会における処分内容	
		競技名	検査区分 検体採取日	原因物質		参加禁止処分対象期間※1	競技成績等の訂正
1	田中 裕也	ボディビル	競技会検査 平成 28 年 8 月 28 日	ドロスタノロン クレンプテロール	・ 検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までの個人成績の失効等 ・ 平成 28 年 10 月 18 日より 3 年 9 ヶ月間の資格停止	日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定した資格停止期間	なし※2
2	大田 将人	ボディビル	競技会検査 平成 28 年 9 月 4 日	メタンジエノン	・ 検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までの個人成績の失効等 ・ 平成 28 年 10 月 14 日より 4 年間の資格停止	日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定した資格停止期間	なし※2
3	高橋 悠希	ボディビル	競技会検査 平成 28 年 9 月 25 日	テストステロン アンドロステンジオン	・ 検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までの個人成績の失効等 ・ 平成 28 年 10 月 14 日より 4 年間の資格停止	日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定した資格停止期間	なし※2

※1 国民体育大会及び国民体育大会冬季大会（いずれも都道府県予選会、ブロック大会を含む）への参加を認めない期間。

※2 当該競技者は検体採取日以降、国民体育大会及び国民体育大会冬季大会には参加していないため、競技成績等の訂正は発生しない。

【参考】

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」

第 10 条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該競技者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

- 当該競技者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- 当該競技者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該競技者・チームの国体における成績は抹消する。

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すこととする。

I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

<今後の国民体育大会の目的、性格について>

■「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革2003～」(概要版)

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、別に定める「選定基準」に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技

2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」により実施することができる。

- (1) 日体協加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. デモンストレーションスポーツ

開催都道府県体育協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

【国民体育大会開催基準要項抜粋】

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

第3期実施競技選定における選定基準について

2016.4.18

国民体育大会(以下、「国体」という。)の実施競技については、「国体改革2003」および「プロジェクト提言骨子」に示された国体のあるべき方向性を踏まえた上で、平成20年8月に、正式競技の実施形態および実施競技の選定に関する基準を定め、4大会ごとに実施競技を見直すこととした。

第78回大会(平成35年)から第81回大会(平成38年)における実施競技選定(第3期)については、現今のスポーツ界の情勢に鑑みるとともに、「スポーツ基本計画」、「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」に謳われている内容を踏まえ、以下に示す内容により、総合的に評価を行う。

1. 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、実施競技選定時において、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること(準加盟は「正式競技」として実施しない)。

② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育(スポーツ)協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国体の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4 つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織(IF)へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50 以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織(IF)が、半世紀(50 年)以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード[旧GAISF(国際競技団体連合)]に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。

2. 評価方法および評価項目(配点)

●評価方法

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」および「都道府県体育(スポーツ)協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行う。

●評価項目(配点)

項目No.	大項目	中項目	配点
項目1	競技会の活性化	(1) 競技普及に向けた取り組み	130
		(2) 国体へのトップアスリートの参加促進に向けた取り組み	
		(3) 競技会の広報活動	
		(4) 日体協の国体協賛制度や国体PR活動等への協力体制	
項目2	ジュニア世代(18歳以下)の充実	(1) ジュニア世代競技者を含めた(位置付けた)強化・育成・普及プランの策定状況	200
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) ジュニア世代競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(4) タレント発掘に向けた取り組み	
項目3	女子スポーツの推進	(1) 女子競技者を含めた(位置付けた)強化・育成・普及プランの策定状況	200
		(2) 女子競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目(参加人員)の男女比率	
項目4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	120
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 日本アンチ・ドーピング機構への加盟	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	150
		(2) 各都道府県における競技役員(審判員以外)の確保状況	
		(3) 指導者、審判員等の養成計画および実施状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
項目6	競技団体のガバナンス	(1) 暴力根絶、セクハラ・パワハラ防止、受動喫煙防止等の取り組み	200
		(2) 財務状況	
		(3) 役員紛争、不正経理、八百長防止等の取り組み	
		(4) 選手選考の適正化に向けた取り組み	
		(5) 外部からの意見等の反映	
		(6) 人材育成	
		(7) スポーツ仲裁を利用した紛争解決を行うこと意思表示	
合計			1,000

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24 以上の都道府県において、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は 600 人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

3. 実施時期

当該大会開催年度の 4 月 1 日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4 日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日体協会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

(附 則)

本基準は、平成 20 年 11 月 12 日に制定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 24 年 8 月 29 日に改定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 27 年 12 月 10 日に改定し、施行する。

第 78 回大会(2023 年)～第 81 回大会(2026 年)における
国民体育大会実施競技について<案>

平成 29 (2017) 年 3 月 2 日

公益財団法人日本体育協会
国民体育大会委員会

目 次

I. 国民体育大会における実施競技について	P. 1
1. 今後の国民体育大会の目的、性格と競技の実施形態	P. 1
2. 実施競技選定の考え方（評価の観点）について	P. 3
3. 実施競技選定の手続きについて	P. 4
II. 国民体育大会第3期実施競技選定における正式競技の選定基準と評価方法について ..	P. 5
1. 正式競技の基礎的条件について	P. 5
2. 評価方法および配点について	P. 7
3. 各評価項目の評価基準について	P. 8
項目1 競技会の活性化	P. 8
項目2 ジュニア世代（18歳以下）の充実	P. 14
項目3 女子スポーツの推進	P. 17
項目4 スポーツ医・科学サポートの充実	P. 21
項目5 競技会の開催・運営能力	P. 25
項目6 競技団体のガバナンス	P. 32
参考① 第3期実施競技選定における採点方法について	P. 37
参考② 「都道府県体育協会書面調査」による評価方法について 「中央競技団体ヒアリング調査」の評価手順について	P. 38
【参考資料】	
① 国民体育大会公開競技実施基準	P. 39
② 国民体育大会デモンストラーションスポーツ実施基準	P. 40

I. 国民体育大会における実施競技について

公益財団法人日本体育協会（以下、「日体協」という）は、平成 15（2003）年 3 月に「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革 2003～」を策定し、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした国民体育大会（以下、「国体」という）の改革に着手した。

さらに日体協では、国体を時代に適応した大会とすべく「同改革」が公約した‘5 年ごとの見直し’について検討を行うために、平成 17（2005）年 12 月に国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という）内に「国体の今後のあり方プロジェクト」を設置し、諸事の検討を行い平成 19（2007）年 3 月に「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」（以下、「プロジェクト提言骨子」という）を取りまとめ、提言を行った。

この提言を受け、その具体案を策定するために、平成 19（2007）年 6 月に国体委員会内に国体の「実施競技と大会規模」を中心的な検討課題としたプロジェクトを設置し、「国体改革 2003」および「プロジェクト提言骨子」に示された、国体のあるべき方向性を考慮しつつ検討を重ね、競技の実施形態並びに実施競技選定に係る考え方を取りまとめ、平成 20（2008）年 8 月に公表した。

平成 20（2008）年 11 月には、先に公表した考え方にに基づき、関係諸機関・団体との調整を経て、第 70 回大会（平成 27（2015）年）から第 73 回大会（平成 30（2018）年）の 4 大会を対象とする第 1 期実施競技選定を実施した。

また、国体の実施競技については引き続き 4 年ごとの見直しを行うこととされていることから、平成 24（2012）年 5 月には、第 2 期〔第 74 回大会（平成 31（2019）年）～第 77 回大会（平成 34（2022）年）〕の実施競技選定の結果を公表した。

今回の第 3 期〔第 78 回大会（平成 35（2023）年）～第 81 回大会（平成 38（2026）年）〕の実施競技選定においては、取り組みの継続性を重視する観点から、基本的な考え方は第 1 期および第 2 期実施競技選定を踏襲しつつ、現今のスポーツ界の情勢に鑑みるとともに、平成 24（2012）年 3 月に文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」、平成 25（2013）年 3 月に日体協が策定した「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」（以下、「21 世紀の国体像」という）に謳われている内容を踏まえ、競技の実施形態および選定基準について以下のとおりとすることとした。

1. 今後の国民体育大会の目的、性格と競技の実施形態

(1) 今後の国民体育大会の目的、性格について

国体における競技の実施形態および選定基準の検討にあたっては、「国体改革2003」並びに「プロジェクト提言骨子」に示された、今後の国体の性格、目的を念頭に置くとともに、わが国における各総合スポーツ大会と国体の位置付けを考慮して行った。

■ 「国体改革2003」に示された国体の性格、目的（概要版より抜粋）

21 世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■ 「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」に示された国体の性格、目的

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

【参考】わが国における総合スポーツ大会の性格区分

国民体育大会：国民各層を対象とした都道府県対抗によるスポーツ競技大会

日本スポーツマスターズ：壮年以上の年齢層（シニア世代）を対象としたスポーツ競技大会

全国高等学校総合体育大会：高校生による学校対抗のスポーツ競技大会

全国スポーツ・レクリエーション祭：レジャー・レクリエーションとしてのスポーツ大会
（平成 23（2011）年度をもって終了）

(2) 競技の実施形態について

第1期および第2期実施競技選定における競技の実施形態の区分を原則として踏襲し、以下のとおりとする。

1) 「正式競技」

前項「(1) 今後の国民体育大会の目的、性格について」に示した方向性に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を正式競技として実施する。

- a) 日体協加盟競技団体の競技を対象とする。
- b) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- c) 正式競技の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に実施しない競技の中から開催都道府県が選択する競技

2) 「公開競技」

正式競技以外の競技とし、競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、日体協加盟競技団体が開催都道府県と協議の上、実施することができる。

- a) 日体協加盟の競技団体が、全国への競技の普及等を目的として実施する。
- b) 天皇杯・皇后杯得点には積算しない。
- c) 公開競技の実施対象となる競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」を満たす競技団体の競技とする。
- d) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3) 「デモンストレーションスポーツ」

開催都道府県体育協会へ加盟、または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

4) その他

高等学校野球競技については「特別競技」として実施する。

2. 実施競技選定の考え方（評価の観点）について

実施競技の選定に際しては、前記「1－（1）今後の国民体育大会の目的、性格について」を踏まえ、以下のような評価の観点に基づき取り進める。

（1）「正式競技」

■ 基礎的条件について

1) 日体協への加盟

日体協主催の下で国体を実施することから、日体協が各競技を統括する責任を果たすためにも、日体協加盟の競技団体の競技を対象とする。

2) 全国の都道府県における組織体制の整備状況

現行の国体における都道府県対抗形式は、各都道府県における競技の普及、競技者の発掘、育成・強化の面で大きな意義を有している。従って、全国の都道府県における組織体制の整備状況を競技選定における基礎的な条件とする。

3) 競技の位置付け

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技

① オリンピック競技大会の実施競技

② 上記①以外で国際的に普及している競技

今後の国体の方向性として示されている「国際的な競技力の向上」という観点を踏まえるとともに、JOC の国際競技力向上方策等との連携を考慮し、オリンピック競技大会の実施競技との関連性を重視する。また、オリンピック競技以外で国際的に普及している競技であり、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技については、オリンピック競技に準じて重視する。

イ. わが国古来の伝統的な競技

国体が国内における総合スポーツ大会の性格を有することを踏まえ、わが国古来の伝統的な競技については、日本の文化を高い水準で継承・発展していくという観点から重視する。

■ 国体の活性化に向けた各競技団体の取り組み状況について

「スポーツ基本計画」、「21世紀の国体像」に謳われている内容を踏まえ、「ジュニア世代の充実」、「女子スポーツの推進」、「競技団体のガバナンス」等への各競技団体における取り組み状況を評価する。

（2）「公開競技」および「デモンストレーションスポーツ」について

■ わが国におけるスポーツ振興について

国体は広く国民のスポーツ振興を図るという役割も重視している。従って、地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等を図るために、「正式競技」選定の条件を満たさなくても、競技の普及とともに、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「公開競技」または「デモンストレーションスポーツ」として実施することができるものとする。

但し、「公開競技」については、一定の条件（別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」）を満たしている競技団体の競技を対象とする。

3. 実施競技選定の手続きについて

各競技実施形態において実施する競技は、次の手続きにより選定する。

(1) 「正式競技」

正式競技としての実施を希望する競技団体の競技について、次項に定める「国民体育大会第3期実施競技選定における正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき評価の上、「正式競技」を選定する。

また、正式競技における「毎年実施競技」、「隔年実施競技」、「開催地選択競技」の区分については、当該競技の評価内容を踏まえ決定する。

(2) 「公開競技」

公開競技としての実施を希望する競技団体の競技を対象とし、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、「公開競技」の実施対象となる競技を選定する。

当該競技団体は、実施を希望する場合には、その実施内容（実施の適否を含む）について開催都道府県と協議の上、主催3者（文部科学省、開催都道府県、日体協）の承認を得て実施する。

(3) 「デモンストレーションスポーツ」

実施を希望する開催都道府県は、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、主催3者（文部科学省、開催都道府県、日体協）の承認を得て実施する。

Ⅱ. 国民体育大会第3期実施競技選定における 正式競技の選定基準と評価方法について

国体第3期実施競技選定における正式競技選定については、前記「Ⅰ.国民体育大会における実施競技について」に示している「2. 実施競技選定の考え方（評価の観点）について」に基づき、以下に示す内容により、総合的な評価を行った上で、正式競技（「毎年実施競技」、「隔年実施競技」、「開催地選択競技」）として実施する競技を選定する。

【注】「開催地選択競技」の区分については、第2期同様、休止とした。

また、各競技の評価にあたっては、次の3点の調査結果を用いる。

(1) 中央競技団体への書面調査

中央競技団体における国体の活性化に向けた取り組みを確認するとともに、各競技における組織体制・環境をはじめとする強化・育成・普及状況の実態を把握することを目的として、国体参加を希望する競技団体を対象に、平成28（2016）年4月にアンケート調査を実施。

(2) 中央競技団体へのヒアリング調査

中央競技団体への書面調査の内容を補完するとともに、国体の活性化に向けた中央競技団体の取り組みをより明らかにし、総合的な評価につなげることを目的として、平成28（2016）年7月から12月にかけてヒアリング調査を実施。

(3) 都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査

各都道府県における競技の組織体制・環境をはじめとする強化・育成・普及状況の実態を把握することを目的として、都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）を対象に、平成28（2016）年5月にアンケート調査を実施。

1. 正式競技の基礎的条件について

国体における正式競技については、次の(1)～(3)の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

(1) 日体協の加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

(2) 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育（スポーツ）協会へすべて加盟していること。

(3) 国内外における競技の位置付けとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国体の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技^{*1}であること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

- a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。
- b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。
- c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。
- d) スポーツアコード〔旧 GAISF(国際競技団体連合)〕に加盟している団体の競技であること。
- e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技^{*2}であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。なお、本項に該当する日体協加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技^{*3}】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

- ※1 第31回オリンピック競技大会（2016年、リオデジャネイロ）および第22回オリンピック冬季競技大会（2014年、ソチ）の実施競技とする。
- ※2 第17回アジア競技大会（2014年、仁川）および第7回アジア冬季競技大会（2011年、アスタナ・アルマティ）の実施競技とする。
- ※3 柔道については項目アー（A）の該当競技として扱う。
空手道については項目アー（B）の該当競技として扱う。

2. 評価方法および配点について

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」および「都道府県体育協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目および配点により評価を行い、各競技の競技区分〔正式競技（毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技）、公開競技〕を決定する。

【注】「開催地選択競技」の区分については、第2期同様、休止とした。

項目 No.	大項目	中項目	配点
項目 1	競技会の活性化	(1) 競技普及に向けた取り組み	130
		(2) 国体へのトップアスリートの参加促進に向けた取り組み	
		(3) 競技会の広報活動	
		(4) 日体協の国体協賛制度や国体 PR 活動等への協力体制	
項目 2	ジュニア世代（18 歳以下）の充実 【重点項目】	(1) ジュニア世代競技者を含めた（位置付けた）強化・育成・普及プランの策定状況	200
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) ジュニア世代競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(4) タレント発掘に向けた取り組み	
項目 3	女子スポーツの推進 【重点項目】	(1) 女子競技者を含めた（位置付けた）強化・育成・普及プランの策定状況	200
		(2) 女子競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目（参加人員）の男女比率	
項目 4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	120
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 日本アンチ・ドーピング機構への加盟	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目 5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	150
		(2) 各都道府県における競技役員（審判員以外）の確保状況	
		(3) 指導者、審判員等の養成計画および実施状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
項目 6	競技団体のガバナンス 【重点項目】	(1) 暴力根絶、セクハラ・パワハラ防止、受動喫煙防止等の取り組み	200
		(2) 財務状況	
		(3) 役員紛争、不正経理、八百長防止等の取り組み	
		(4) 選手選考の適正化に向けた取り組み	
		(5) 外部からの意見等の反映	
		(6) 人材育成	
		(7) スポーツ仲裁を利用した紛争解決を行うことの意味表示	
合 計			1,000

※合計点の高い順に順位をつけることとし、合計点が同点の場合は、重点項目（項目 2・項目 3・項目 6）の合計点が高い競技を上位とする。

3. 各評価項目の評価基準について

項目1 「競技会の活性化」について 【満点：計130点】

1- (1) -1) 【調査対象：中央競技団体・都道府県体育協会】

競技者の強化・育成・普及プランの策定状況およびその内容について、次の区分・基準により評価する。

<中央競技団体への調査による評価基準>

評価区分 (段階)	評価基準
5	競技者の強化・育成・普及プランが策定されており、全国的な広がりのあるプランとなっている。 さらに、在留外国人への対応や、ジュニア世代競技者の競技継続への対応などの内容も含まれている。
4	競技者の強化・育成・普及プランが策定されており、全国的な広がりのあるプランとなっている。
3	競技者の強化・育成・普及プランが策定されているが、国際競技力向上に重点が置かれており、全国的な広がりのあるプランとなっていない。
2	競技者の強化・育成・普及プランが策定されていないが、今後、策定する予定である。
1	競技者の強化・育成・普及プランが策定されていない。

<都道府県体育協会への調査による評価基準>

都道府県競技団体における競技者の強化・育成・普及に関する取り組み状況について、次の区分・基準により評価し、中央競技団体への調査の評価結果に反映する。

評価区分 (段階)	中央競技団体調査 結果への加減	評価基準 <都道府県体育協会書面調査統一>
5	+2	平均値が4.5以上である。
4	+1	平均値が3.5以上4.5未満である。
3	0	平均値が2.5以上3.5未満である。
2	-1	平均値が1.5以上2.5未満である。
1	-2	平均値が1.5未満である。

※都道府県体育協会からの5段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。

1- (1) -2) 【調査対象：中央競技団体】

国体に向けて、中央競技団体や開催県競技団体が開催地にて行う競技の普及・啓発活動の実施状況について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は、計画により回答

評価区分 (段階)	評価基準
5	国体に向けて、中央競技団体が（もしくは中央競技団体との連携・指導の下、都道府県競技団体が）主体となり、普及・啓発活動を積極的に実施している。
5	国体開催に向けて、中央競技団体が（もしくは中央競技団体との連携・指導の下、都道府県競技団体が）主体となり、実施可能な取り組みを積極的に行う予定である。
4	国体に向けて、中央競技団体が（もしくは中央競技団体との連携・指導の下、都道府県競技団体が）主体となり、普及・啓発活動のある程度実施している。
3	国体に向けて普及・啓発活動を実施しているが、開催県や会場地市町村が主体となって行う事業のみが対象となっている。
3	国体開催に向けて、実施可能な取り組み（計画）がある。
2	国体に向けて普及・啓発活動を実施していないが、今後、実施を検討している。
1	国体に向けて普及・啓発活動を実施しておらず、今後も実施する予定はない。
1	国体開催に向けて、実施可能な取り組みはない。実施できない。
※前年度に開催されるリハーサル国体（大会）の実施など、開催県・会場地市町が主体となり実施している場合、評価する。	
※当該年度に実施している「イベント事業」については、この設問としては評価しない。	

1- (1) -3) 【調査対象：中央競技団体】

国体終了後、競技会で使用した施設のスポーツ振興を目的とした有効活用に向けた中央競技団体としての協力状況およびその内容について、次の区分・基準により評価する。

※開催県、会場地市町村、都道府県競技団体、施設管理者が行う施設活用事業に対する中央競技団体としての協力状況も含む。

※非正式競技は、計画により回答

評価区分 (段階)	評価基準
5	国体終了後の施設の有効活用に向けて、積極的に協力（実施）しており、事業の実績も明確になっている。
5	国体終了後の施設の有効活用に関して、積極的に協力する予定である（協力できる）。また、その内容も具体的である。
4	国体終了後の施設の有効活用に向けて、ある程度協力（実施）している。
3	国体終了後の施設の有効活用に向けて協力（実施）しているが、具体性に欠ける。
3	国体終了後の施設の有効活用に関して、ある程度協力できるとしているが、具体性に欠ける。
2	国体終了後の施設の有効活用に向けて協力（実施）していないが、今後、協力（実施）に向けた検討を予定している。
1	国体終了後の施設の有効活用に向けて協力（実施）しておらず、今後も協力（実施）する予定はない。
1	国体終了後の施設の有効活用に関して、協力できない。

1- (1) -4) 【調査対象：中央競技団体】

国体の競技会において中央競技団体が行う観客数増加に向けた取り組み状況（イベント事業の実施、会場の盛り上げや競技観戦に係る観客向けサービスなど）について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は、計画により回答

評価区分 (段階)	評価基準
5	観客数増加に向け、積極的に取り組みを行っており、実績も明確になっている。
5	観客数増に向けた積極的な取り組み（計画）があり、その取り組み（計画）内容は、具体的である。
4	観客数増加に向けて取り組みを行っている。
3	観客数増加に向けてある程度取り組みを行っているが、開催県や会場地市町村が主体となっていて行っている。
3	観客数増に向けたある程度の取り組み（計画）はあるが、具体性に欠ける。
2	観客数増加に向けて取り組みを行っていないが、今後、取り組む予定である。
1	観客数増加に向けて取り組みを行っておらず、今後、取り組む予定もない。
1	観客数増加に向けた取り組みを実施できない。

1- (1) -5) 【調査対象：中央競技団体】

国際大会における日本代表選手の参加実績および入賞実績について、次の区分・基準により評価する。

対象となる国際大会

- ・第30回オリンピック競技大会（ロンドン大会／2012年）
- ・第22回オリンピック冬季競技大会（ソチ大会／2014年）
- ・第17回アジア競技大会（仁川大会／2014年）
- ・第7回アジア冬季競技大会（アスタナ・アルマティ大会／2011年）
- ・直近の競技別世界選手権大会またはこれに準じる大会
- ・ジュニア年代（国体の少年種別年齢域）を対象とした直近の競技別世界選手権大会またはこれに準じる大会

評価区分 (段階)	オリンピック競技大会	アジア競技大会	競技別世界選手権大会等
個人競技			
5	メダル獲得		
4	8位入賞		
3	参加	メダル獲得	メダル獲得
2		8位入賞	8位入賞
1		参加	参加

評価区分 (段階)	オリンピック競技大会	アジア競技大会	競技別世界選手権大会等
5	メダル獲得・8位入賞		
4			
3	参加	メダル獲得	メダル獲得
2		8位入賞	8位入賞
1		参加	参加

1- (2) -1) 【調査対象：中央競技団体】

国際大会における日本代表選手数と、その内国体に参加した人数について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は見込みにより回答

評価区分 (段階)	オリンピック競技大会	アジア競技大会	競技別世界選手権大会等
5	代表選手の50%以上が国体に参加している。		
5	代表選手の50%以上の参加が見込まれる。		
4	代表選手の30%以上50%未満が国体に参加している。	代表選手の80%以上が国体に参加している。	代表選手の80%以上が国体に参加している。
4	代表選手の30%以上50%未満の参加が見込まれる。	代表選手の80%以上の参加が見込まれる。	代表選手の80%以上の参加が見込まれる。
3	代表選手の10%以上30%未満が国体に参加している。	代表選手の50%以上80%未満が国体に参加している。	代表選手の50%以上80%未満が参加している。
3	代表選手の10%以上30%未満の参加が見込まれる。	代表選手の50%以上80%未満の参加が見込まれる。	代表選手の50%以上80%未満の参加が見込まれる。
2	代表選手の10%未満が国体に参加している。	代表選手の10%以上50%未満が国体に参加している。	代表選手の10%以上50%未満が国体に参加している。
2	代表選手の10%未満の参加が見込まれる。	代表選手の10%以上50%未満の参加が見込まれる。	代表選手の10%以上50%未満の参加が見込まれる。
1	代表選手が1人も国体に参加していない。	代表選手が1人も国体に参加していない。	代表選手が1人も国体に参加していない。
1	代表選手の参加が見込まれない。	代表選手の参加が見込まれない。	代表選手の参加が見込まれない。

※(男女計の) 国体1大会あたりの平均参加者数/該当国際大会代表選手数×100
 ※(男女計の) 国体1大会あたりの平均参加見込み数/該当国際大会代表選手数×100

1- (2) -2) 【調査対象：中央競技団体・都道府県体育協会】

トップアスリートの国体への参加促進にかかわる取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は計画により回答

<中央競技団体への調査による評価基準>

評価区分 (段階)	評価基準
5	トップアスリートの参加促進に向け、積極的に取り組みを行っている。
5	トップアスリートの参加促進に向けた積極的な取り組み(計画)があり、その取り組み(計画)内容は、具体的である。
4	トップアスリートの参加促進に向け、ある程度取り組みを行っている。
3	トップアスリートの参加促進に向け、取り組みを行っているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
3	トップアスリートの参加促進に向けたある程度の取り組み(計画)はあるが、具体性に欠ける。
2	トップアスリートの参加促進に向けた取り組みを行っていないが、今後行う予定である。
1	トップアスリートの参加促進に向けた取り組みを行っておらず、今後行う予定はない。
1	トップアスリートの参加促進に向けた取り組みを実施できない。
※日体協が規定している「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」および「国民体育大会予選会免除措置」を適用している場合も評価する。	

<都道府県体育協会への調査による評価基準>

都道府県から国体(本大会)にトップクラスのアスリートを派遣するにあたり、国内外の他大会との重複や当該中央競技団体による参加資格の制限等に関する各競技の状況について、次の区分・基準により評価し、中央競技団体への調査の評価結果に反映する。

※正式競技のみ回答

評価区分 (段階)	中央競技団体調査 結果への加減	評価基準 <都道府県体育協会書面調査統一>
5	+2	平均値が4.5以上である。
4	+1	平均値が3.5以上4.5未満である。
3	0	平均値が2.5以上3.5未満である。
2	-1	平均値が1.5以上2.5未満である。
1	-2	平均値が1.5未満である。
※都道府県体育協会からの5段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。		

1- (3) -1) 【調査対象：中央競技団体】

国体競技会の広報活動（PR・認知度向上のための取り組み）の実施状況（過去4大会）およびメディアに取り上げられるための取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は計画により回答

評価区分 (段階)	評価基準
5	広報活動を積極的に実施しており、メディアに取り上げられるための取り組みも実施している。
5	広報活動の実施可能な取り組み（計画）があり、メディアに取り上げられるための具体的な取り組みもある。
4	広報活動のある程度実施している。
3	広報活動を実施しているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
3	広報活動のある程度の取り組み（計画）はあるが、具体性に欠ける。
2	広報活動を実施していないが、今後、実施する予定である。
1	広報活動を実施しておらず、今後も実施する予定はない。
1	広報活動を実施できない。

1- (4) -1) 【調査対象：中央競技団体】

国体競技会場での国体協賛企業の看板掲出や日体協が行う国体PR活動に対する協力体制について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	全面的に協力可能である（協力する／協力している）。
4	
3	条件付で協力可能である。
2	
1	協力は不可能である（※）。
※「協力は不可能である」と回答した場合、理由によっては、“0（マイナス）”評価を行う場合もあり。	

項目2 「ジュニア世代（18歳以下）の充実」について 【満点：計200点】

2- (1) -1) 【調査対象：中央競技団体】

競技者の強化・育成・普及プランをすでに策定している場合、当該プランにジュニア世代競技者に係る内容が含まれているかについて、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	強化・育成・普及プランの中に、ジュニア世代競技者に係る（ジュニアに特化した）内容が含まれている。
4	強化・育成・普及プランの中に、全世代に共通的なプランとしてジュニア世代競技者に係る内容が包含されている。
3	強化・育成・普及プランの中に、ジュニア世代競技者に係る内容を網羅しているが、具体性に欠ける。
2	強化・育成・普及プランの中に、ジュニア世代競技者に係る内容を盛り込むことを今後検討する予定である。
1	強化・育成・普及プランを策定していない。 また、ジュニア競技者に係るプランの策定は考えておらず、今後も検討しない。
※強化・育成・普及プランとは別に、事業計画やその他規約等において、ジュニア世代競技者の強化・育成・普及の指針・ビジョン等を策定している場合も評価する。	

2- (1) -2) 【調査対象：中央競技団体】

競技者の強化・育成・普及プランに基づくジュニア世代競技者の強化・育成・普及に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	強化・育成・普及に向け、積極的に取り組みを行っている。
4	強化・育成・普及に向け、ある程度、取り組みを行っている。
3	強化・育成・普及に向け、取り組みを行っているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
2	強化・育成・普及に向け、取り組みを行っていないが、今後取り組む予定である。
1	強化・育成・普及に向け、取り組みを行っておらず、今後取り組む予定もない。
※前問（2- (1) -1)）にて「強化・育成・普及プランにジュニア世代競技者に係る内容が含まれている」とし、そのプランに基づいた取り組み内容となっているか。また、プランの内容（レベル）と併せ、その取り組みについて、総合的に評価する。	

2- (2) -1) 【調査対象：中央競技団体】

登録競技者数におけるジュニア世代登録競技者数の割合について、次の区分・基準により評価する。
 ※小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位まで算出した割合について評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	ジュニア世代登録競技者が全登録競技者の 50%以上である。
4	ジュニア世代登録競技者が全登録競技者の 30%以上である。
3	ジュニア世代登録競技者が全登録競技者の 10%以上である。
2	ジュニア世代登録競技者が全登録競技者の 10%未満である。
1	ジュニア世代登録競技者はいない。
※ジュニア世代登録競技者数の割合については、今後、中央競技団体としてどう捉えているのか、また、目指すべき割合を確認し評価する。	

2- (3) -1) 【調査対象：中央競技団体】

国体を通した（活用した）ジュニア世代競技者の普及・育成に向けたこれまでの取り組み（実績）および今後の計画について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は計画により回答

評価区分 (段階)	評価基準
5	ジュニア世代競技者の普及・育成に向け、積極的に取り組みを行っており（国体を活用した内容となっており）、今後の計画もある。
5	ジュニア世代競技者の普及・育成に向けた実施可能な取り組み（計画）があり、その取り組み（計画）内容は、具体的である。
4	ジュニア世代競技者の普及・育成に向け、ある程度、取り組みを行っている。 （今後の計画の有無に関わらず、評価する）
3	ジュニア世代競技者の普及・育成に向け、取り組みを行っているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
3	ジュニア世代競技者の普及・育成に向けたある程度の取り組み（計画）はあるが、具体性に欠ける。
2	ジュニア世代競技者の普及・育成に向け、取り組みを行っていないが、今後、取り組む予定である。
1	ジュニア世代競技者の普及・育成に向け、取り組みを行っておらず、今後、取り組む予定がない。
1	ジュニア世代競技者の普及・育成に向けた取り組みを実施できない。

2- (4) -1) 【調査対象：中央競技団体】

地域（都道府県・市区町村など）が実施しているタレント発掘・育成プログラムへの協力状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	都道府県や市町村が実施しているタレント発掘事業等に、積極的に協力している。
4	都道府県や市町村が実施しているタレント発掘事業等に、ある程度協力している。
3	都道府県や市町村が実施しているタレント発掘事業等に協力しているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
2	都道府県や市町村が実施しているタレント発掘事業等に協力していないが、今後、検討する予定である。
1	都道府県や市町村が実施しているタレント発掘事業等に協力しておらず、今後も検討する予定もない。

2- (4) -2) 【調査対象：中央競技団体】

中央競技団体が独自に実施しているタレント発掘・育成プログラムについて、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	中央競技団体独自のタレント発掘事業等を、積極的に実施している。
4	中央競技団体独自のタレント発掘事業等を、ある程度実施している。
3	中央競技団体独自のタレント発掘事業等を実施しているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
2	中央競技団体独自のタレント発掘事業等を実施していないが、今後、検討する予定である。
1	中央競技団体独自のタレント発掘事業等を実施しておらず、今後も検討する予定もない。

項目3 「女子スポーツの推進」について 【満点：計200点】

3- (1) -1) 【調査対象：中央競技団体】

競技者の強化・育成・普及プランをすでに策定している場合、当該プランに女子競技者に係る内容が含まれているかについて、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	強化・育成・普及プランの中に、女子競技者に係る（女子に特化した）内容が含まれている。
4	強化・育成・普及プランの中に、男女共通的なプランとして、女子競技者に係る内容が包含されている。
3	強化・育成・普及プランの中に、女子競技者に係る内容を網羅しているが、具体性に欠けている。
2	強化・育成・普及プランの中に、女子競技者に係る内容を盛り込むことを今後検討する予定である。
1	強化・育成・普及プランを策定していない。 また、女子競技者に係るプランの策定は考えておらず、今後も検討しない。
※強化・育成・普及プランとは別に、事業計画やその他規約等において、女子競技者の強化・育成・普及の指針・ビジョン等を策定している場合も評価する。 ※男女の区別がない場合、評価についてはヒアリング調査を踏まえ判断する。	

3- (1) -2) 【調査対象：中央競技団体】

競技者の強化・育成・普及プランに基づく女子競技者の強化・育成・普及に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	強化・育成・普及に向け、積極的に取り組みを行っている。
4	強化・育成・普及に向け、ある程度取り組みを行っている。
3	強化・育成・普及に向け、取り組みを行っているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
2	強化・育成・普及に向け、取り組みを行っていないが、今後、取り組む予定である。
1	強化・育成・普及に向け、取り組みを行っておらず、今後、取り組む予定もない。
※前問（3- (1) -1)）にて「強化・育成・普及プランに女子競技者に係る内容が含まれている」とし、そのプランに基づいた取り組み内容となっているか。また、プランの内容（レベル）と併せ、その取り組みについて、総合的に評価する。 ※男女の区別がない場合、評価についてはヒアリング調査を踏まえ判断する。	

3- (2) -1) 【調査対象：中央競技団体】

国体を通じた（活用した）女子競技者の普及・育成に向けたこれまでの取り組み（実績）および今後の計画について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は計画により回答

評価区分 (段階)	評価基準
5	女子競技者の普及・育成に向け、積極的に取り組みを行っており（国体を活用した内容となっており）、今後の計画もある。
5	女子競技者の普及・育成に向けた実施可能な取り組み（計画）があり、その取り組み（計画）内容は、具体的である。
4	女子競技者の普及・育成に向け、ある程度、取り組みを行っている。 （今後の計画の有無にかかわらず評価する）
3	女子競技者の普及・育成に向け、取り組みを行っているが、内容が不明であり、具体性に欠ける。
3	女子競技者の普及・育成に向けたある程度の取り組み（計画）はあるが、具体性に欠ける。
2	女子競技者の普及・育成に向け、取り組みを行っていないが、今後取り組む予定である。
1	女子競技者の普及・育成に向け取り組みを行っておらず、今後取り組む予定もない。
1	女子競技者の普及・育成に向けた取り組みを実施できない。
※「国体の実施種別において女子種別を実施している」といった回答は、ある程度評価する。	

3- (2) -2) 【調査対象：中央競技団体】

女性のスポーツ参加を促進するために、女性特有の課題（利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗鬆症の三主徴等）やライフイベント（妊娠、出産、育児等）への配慮など、女子競技者に対する中央競技団体のサポート体制、取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	女子競技者に対するサポート体制を構築しており、サポートに向けた取り組みを積極的に行っている。
4	女子競技者に対するサポート体制を構築しており、サポートに向けた取り組みをある程度行っている。
3	女子競技者に対するサポート体制を構築しているが、取り組み内容が不明であり、具体性に欠ける。
2	女子競技者に対するサポート体制を構築していないが、今後取り組む予定である。
1	女子競技者に対するサポート体制を構築しておらず、今後取り組む予定もない。

3- (3) -1) 【調査対象：中央競技団体】

登録競技者数における男女比率について、次の区分・基準により評価する。

※小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位まで算出した割合について評価する。

評価区分 (段階)	男性割合	女性割合
5	45～55%	45～55%
4	55～70% (30～45%)	30～45% (55～70%)
3	70～80% (20～30%)	20～30% (70～80%)
2	80～95% (5～20%)	5～20% (80～95%)
1	95～100% (0～5%)	0～5% (95～100%)
※男女の比率が同数である（バランスが取れている）場合は評価が高い。		

3- (3) -2) 【調査対象：中央競技団体】

日体協公認スポーツ指導者数の男女比率および女性指導者増加に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	男性割合 60～40%、女性割合 40～60%の範囲内 女性指導者の増加に向けた取り組みを実施している。
4	男性割合 80～60% (20～40%)、女性割合 20～40% (80～60%) 女性指導者の増加に向けた取り組みを実施している。
3	男性割合 80～60% (20～40%)、女性割合 20～40% (80～60%) 女性指導者の増加に向けた取り組みを実施していない。
2	男性割合 80%以上 (20%未満)、女性割合 20%未満 (80%以上) 女性指導者の増加に向けた取り組みを実施している。
1	男性割合 80%以上 (20%未満)、女性割合 20%未満 (80%以上) 女性指導者の増加に向けた取り組みを実施していない。
※男女の比率が同数である（バランスが取れている）場合は評価が高い。 ※男性割合 60～40%、女性割合 40～60%の範囲内だが、女性指導者の増加に向けた取り組みを実施していない場合、評価する。	

3- (3) -3) 【調査対象：中央競技団体】

登録審判員数における男女比率および女性の登録審判員の増加に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

※小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位まで算出した割合について評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	男性割合 60～40%、女性割合 40～60%の範囲内 女性審判増加に向けた取り組みを実施している。
4	男性割合 80～60% (20～40%)、女性割合 20～40% (80～60%) 女性審判増加に向けた取り組みを実施している。
3	男性割合 80～60% (20～40%)、女性割合 20～40% (80～60%) 女性審判増加に向けた取り組みを実施していない。
2	男性割合 80～100% (0～20%)、女性割合 0～20% (80～100%) 女性審判増加に向けた取り組みを実施している。
1	男性割合 80～100% (0～20%)、女性割合 0～20% (80～100%) 女性審判増加に向けた取り組みを実施していない。
※男女の比率が同数である（バランスが取れている）場合は評価が高い。 ※男性割合 60～40%、女性割合 40～60%の範囲内だが、女性審判増加に向けた取り組みを実施していない場合、評価する。	

3- (4) -1) 【調査対象：中央競技団体】

国体における参加人員率（過去 4 大会）における男女比率について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は計画により回答

評価区分 (段階)	男性割合	女性割合
5	45～55%	45～55%
4	55～70% (30～45%)	30～45% (55～77%)
3	70～80% (20～30%)	20～30% (70～80%)
2	80～95% (5～20%)	5～20% (80～95%)
1	95～100% (0～5%)	0～5% (95～100%)

項目4 「スポーツ医・科学サポートの充実」について 【満点：計120点】

4- (1) -1) 【調査対象：中央競技団体】

スポーツ医・科学（ドーピング・コントロールを含む）を所管する委員会（または部会等）の設置状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	委員会（部会）を設置している。
4	
3	
2	委員会（部会）を設置していないが、今後、設置する予定である。
1	委員会（部会）を設置しておらず、今後も設置する予定はない。

4- (1) -2) 【調査対象：中央競技団体】

スポーツ医・科学（ドーピング・コントロールを含む）を所管する委員会（または部会等）の活動内容等について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	委員会（部会）として、積極的に活動している。
4	
3	委員会（部会）として、ある程度活動している。
2	委員会（部会）としては、特に活動していないが、今後、活動を計画している。
1	委員会（部会）としては、特に活動していない。
1	<前問（4- (1) -1)）にて設置していないと回答>

4- (2) -1) 【調査対象：中央競技団体】

競技者の健康・安全管理に係る規程・指針の整備状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	健康・安全管理に係る規程・指針を整備している。
4	
3	他の規程や事業計画等で位置付けている。
2	規程・指針の整備を行っていないが、今後、整備する予定である。
1	規程・指針は整備しておらず、整備する予定もない。
※規程・指針が整備されていない場合でも、該当する内容がヒアリング調査において確認できる場合は評価する。	

4- (2) -2) 【調査対象：中央競技団体】

競技者の健康・安全管理に係る規程・指針を関係団体、指導者、競技者等に対して周知・啓発するための取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	健康・安全に係る規程・指針を、広く関係者に対して配布するなど、積極的に周知・啓発を行っている。
4	
3	健康・安全に係る規程・指針をホームページ等で公開するなど、ある程度、周知・啓発を行っている。
2	健康・安全に係る規程・指針は、特に公開していないが、今後公開するなど、周知・啓発を行う予定である。
1	健康・安全に係る規程・指針は、特に公開しておらず、周知・啓発も行っていない。
1	<前問(4- (2) -1))にて整備していないと回答>
※健康・安全に係る規程・指針を整備していないが、具体的な取り組みを行っている場合は評価する。 ※前問(4- (2) -1))にて整備していないと回答した場合でも、ヒアリング調査を踏まえ評価する 場合がある。	

4- (3) -1) 【調査対象：中央競技団体】

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)への加盟状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	加盟している。
4	
3	
2	加盟していないが、今後、4年以内に加盟を検討している。
1	加盟しておらず、今後、加盟する予定もない。

4- (4) -1) 【調査対象：中央競技団体】

アンチ・ドーピング活動の具体的な取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	中央競技団体も競技者等への啓発活動を積極的に実施しており、JADA が行うドーピング検査およびアウトリーチプログラムにも積極的な協力を行っている。
4	中央競技団体も競技者等への啓発活動を実施しており、JADA が行うドーピング検査およびアウトリーチプログラムにも協力を行っている。
3	中央競技団体として競技者等への啓発活動を実施しているが、JADA が行うドーピング検査およびアウトリーチプログラムへの協力は行っていない。
2	中央競技団体として競技者等への啓発活動は実施していないが、JADA が行うドーピング検査およびアウトリーチプログラムへの協力は行っている。
1	中央競技団体として競技者等への啓発活動はまったく行っておらず、また、JADA が行うドーピング検査およびアウトリーチプログラムにも協力を行っていない。

4- (4) -2) 【調査対象：中央競技団体】

2012 年度～2015 年度にドーピング検査が行われた国内大会（国体を除く）の競技者総数、検体数、陽性数、検体率、陽性率について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	検体率が 5.0% 以上であり、陽性率が 0% である。
4	検体率が 3.0% 以上であり、陽性率が 0% である。
3	検体率が 1.0% 以上であり、陽性率が 0% である。
2	検体率が 1.0% 未満（0% ではない）であり、陽性率が 0% である。
1	ドーピング検査を実施していない。
1	（検体率に関わらず）陽性率が 0% ではない。
※検体率に関わらず陽性率が 0% でない（陽性あり）場合、および、検体率が 0%（検査の未実施）の場合、それぞれ評価区分は「1」とする。	

4- (4) -3) 【調査対象：中央競技団体】

国体に参加する選手に対して「国体ドーピング検査同意書」の携帯の必要性等を周知するための取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技は計画により回答

評価区分 (段階)	評価基準
5	同意書の携帯について、加盟団体等に対し積極的に周知している。
5	同意書の携帯について、実施可能な取り組み（計画）があり、その取り組み（計画）内容は、具体的である。
4	同意書の携帯について、加盟団体等に対しある程度（可能な限り）周知している。
3	同意書の携帯について、ホームページに掲載している程度であり、今後、加盟団体等に対し周知する予定である。
3	同意書の携帯の必要性等を周知するための取り組みについて、ある程度の取り組み（計画）はあるが、具体性に欠ける。
2	同意書携帯への理解が乏しく、加盟団体等に対する周知等も不十分である。
1	同意書の携帯について、加盟団体等に対して周知していない。また、同意書携帯への理解がまったくない。
1	同意書の携帯の必要性等を周知するための取り組みを実施できない。

項目 5 「競技会の開催・運営能力」について 【満点：計 150 点】

5- (1) -1) 【調査対象：中央競技団体・都道府県体育協会】

各競技団体における登録競技者数、登録チーム数（団体競技のみ）について、次の区分・基準により評価する。

<中央競技団体への調査による評価基準>

評価区分 (段階)	評価基準
5	登録競技者数が 50,000 人以上である。
4	登録競技者数が 25,000 人以上 50,000 人未満である。
3	登録競技者数が 10,000 人以上 25,000 人未満である。
2	登録競技者数が 5,000 人以上 10,000 人未満である。
1	登録競技者数が 5,000 人未満または不明である。

<都道府県体育協会への調査による評価基準>

各競技における国体の都道府県予選会を実施する際の競技者数について、次の区分・基準により評価し、中央競技団体への調査の評価結果に反映する。

※非正式競技および正式競技において未実施の種別については、当該競技の都道府県レベルの他大会の状況等を参考に回答

評価区分 (段階)	中央競技団体調査 結果への加減	評価基準 <都道府県体育協会書面調査統一>
5	+2	平均値が 4.5 以上である。
4	+1	平均値が 3.5 以上 4.5 未満である。
3	0	平均値が 2.5 以上 3.5 未満である。
2	-1	平均値が 1.5 以上 2.5 未満である。
1	-2	平均値が 1.5 未満である。

※都道府県体育協会からの 5 段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。

5- (1) -2) 【調査対象：中央競技団体】

各競技における日体協公認スポーツ指導者数（資格別・都道府県別）について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	登録指導者数（競技別指導者）が 10,000 人以上である。
4	登録指導者数（競技別指導者）が 1,000 人以上 10,000 人未満である。
3	登録指導者数（競技別指導者）が 200 人以上 1,000 人未満である。
2	登録指導者数（競技別指導者）が、1 人以上 200 人未満である。
1	登録指導者数（競技別指導者）が 0 人である。

5- (1) -3) 【調査対象：中央競技団体・都道府県体育協会】

各競技団体における登録審判員数について、次の区分・基準により評価する。

<中央競技団体への調査による評価基準>

評価区分 (段階)	評価基準
5	登録審判員数が、国民体育大会（本大会および冬季大会）で必要となる標準的な人数の50倍以上である。
4	登録審判員数が、国民体育大会（本大会および冬季大会）で必要となる標準的な人数の10倍以上である。
3	登録審判員数が、国民体育大会（本大会および冬季大会）で必要となる標準的な人数の5倍以上である。
2	登録審判員数が、国民体育大会（本大会および冬季大会）で必要となる標準的な人数と同数程度またはそれ以下である。
1	登録審判員数が0人である。

<都道府県体育協会への調査による評価基準>

各競技における国体の都道府県予選会を実施する際の審判員数について、次の区分・基準により評価し、中央競技団体への調査の評価結果に反映する。

※非正式競技については、当該競技の都道府県レベルの他大会の状況等を参考に回答

評価区分 (段階)	中央競技団体調査 結果への加減	評価基準 <都道府県体育協会書面調査統一>
5	+2	平均値が4.5以上である。
4	+1	平均値が3.5以上4.5未満である。
3	0	平均値が2.5以上3.5未満である。
2	-1	平均値が1.5以上2.5未満である。
1	-2	平均値が1.5未満である。
※都道府県体育協会からの5段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。		

5- (2) -1) 【調査対象：都道府県体育協会】

各競技における国体都道府県予選会を実施する上で必要な競技役員の確保状況について、次の区分・基準により評価する。

※競技役員は「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」を参考に回答

※非正式競技については、当該競技の都道府県レベルの他大会の状況等を参考に回答

評価区分 (段階)	評価基準 <都道府県体育協会書面調査統一>
5	平均値が4.5以上である。
4	平均値が3.5以上4.5未満である。
3	平均値が2.5以上3.5未満である。
2	平均値が1.5以上2.5未満である。
1	平均値が1.5未満である。
※都道府県体育協会からの5段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。	

5- (3) -1) 【調査対象：中央競技団体】

各競技団体における日体協公認スポーツ指導者（指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師）の中・長期的な養成計画および過去4年間の養成講習会、研修会等の実施状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	日体協公認スポーツ指導者の中・長期的な養成計画を策定しており、同計画に基づき養成講習会、研修会を積極的に実施している（目安：毎年実施）。また、指導者の高齢化への対策も実施している。
4	日体協公認スポーツ指導者の中・長期的な養成計画を策定しており、同計画に基づき養成講習会、研修会をある程度実施している（目安：2年に1度実施）。
3	日体協公認スポーツ指導者の中・長期的な養成計画を策定しているが、同計画に基づく養成講習会、研修会をあまり実施していない（目安：4年に1度実施）。
2	日体協公認スポーツ指導者の中・長期的な養成計画を策定していないが、養成講習会、研修会をある程度実施している（目安：2年に1度実施）。
1	日体協公認スポーツ指導者の中・長期的な養成計画を策定しておらず、今後も策定する予定がない。

5- (3) -2) 【調査対象：中央競技団体・都道府県体育協会】

各競技団体の主催大会（国体除く）や国際大会の派遣等に係る日体協公認スポーツ指導者の活用に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

<中央競技団体への調査による評価基準>

評価区分 (段階)	評価基準
5	国際大会における日本代表監督や国内主要大会における監督への日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付け徹底等、活用に向けて積極的な取り組みを行っている。
4	国際大会における日本代表監督や国内主要大会における監督は、原則として日体協公認スポーツ指導者資格保有者とする等、活用に向けた取り組みを行っている。また、義務付けに向けた検討を行っている。
3	国際大会における日本代表監督や国内主要大会における監督は、可能な限り日体協公認スポーツ指導者資格保有者とする等、活用に向けた取り組みを行っている。
2	日体協公認スポーツ指導者の活用に向けた取り組みを行っていないが、今後、検討していく予定である。
1	日体協公認スポーツ指導者の活用に向けた取り組みを行っておらず、今後も検討する予定がない。

<都道府県体育協会への調査による評価基準>

都道府県競技団体における日体協公認スポーツ指導者の養成・育成体制（講習会・研修会の実施、指導者資格の取得促進等）について、次の区分・基準により評価し、中央競技団体への調査の評価結果に反映する。

評価区分 (段階)	中央競技団体調査 結果への加減	評価基準 ＜都道府県体育協会書面調査統一＞
5	+2	平均値が4.5以上である。
4	+1	平均値が3.5以上4.5未満である。
3	0	平均値が2.5以上3.5未満である。
2	-1	平均値が1.5以上2.5未満である。
1	-2	平均値が1.5未満である。

※都道府県体育協会からの5段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。

5－(3)－3) 【調査対象：中央競技団体】

各競技団体における審判員の養成計画および過去4年間の養成、研修等の実施状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	審判員の養成計画を策定しており、同計画に基づき養成、研修を積極的に行っている。また、審判員の高齢化への対策も行っている。
4	審判員の養成計画を策定しており、同計画に基づき審判員の養成を行い、研修もある程度実施しており、質・量ともに保っている。なお、高齢化への対策に取り組む予定である。
3	審判員の養成計画を策定しており、同計画に基づき、ある程度、養成・研修は行っているが、高齢化への対応等までには至っていない。
2	審判員の養成計画を策定しておらず、計画的な養成・研修は行っていないが、ある程度の養成・研修は実施している。
1	審判員の養成計画を策定しておらず、審判員の養成・研修は行っていない。

5- (4) -1) 【調査対象：中央競技団体・都道府県体育協会】

都道府県競技団体の組織体制強化に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

<中央競技団体への調査による評価基準>

評価区分 (段階)	評価基準
5	傘下の加盟都道府県競技団体に対して強化費等の交付金を配分し、組織の強化を図っている。 また、連絡会議や研修会等を頻繁に実施しており情報共有を密に図っている。
4	傘下の加盟都道府県競技団体と、連絡会議や研修会等を頻繁に実施しており情報共有を密に図っている。
3	傘下の加盟都道府県競技団体と、連絡会議や研修会等がある程度実施しており情報共有を図っている。
2	傘下の加盟都道府県競技団体に対して、会議や連絡等において情報を流しているだけである。
1	傘下の加盟都道府県競技団体に対しては、何も行っていない。
※加盟団体に対して交付金の配分を行っている場合でも、内容によっては評価しない。	

<都道府県体育協会への調査による評価基準>

以下の2点について、次の区分・基準により評価し、中央競技団体への調査の評価結果に反映する。

- ※1 都道府県競技団体における組織運営について、都道府県内の統括団体として公正公平かつ安定的に行われているか。
 - ※2 都道府県競技団体における諸業務の実施体制について、とりわけ国体に関連する業務（都道府県予選会の実施、代表選手選考、参加資格の周知、参加申込手続き、派遣費・強化費等に係る経理処理等）への対応の観点から十分な体制が整備されているか。
- ※非正式競技については、当該団体の現状を参考に回答

評価区分 (段階)	中央競技団体調査 結果への加減	評価基準 <都道府県体育協会書面調査統一>
5	+2	※1および※2の評価区分(段階)の平均値が4.5以上である。
4	+1	※1および※2の評価区分(段階)の平均値が3.5以上4.5未満である。
3	0	※1および※2の評価区分(段階)の平均値が2.5以上3.5未満である。
2	-1	※1および※2の評価区分(段階)の平均値が1.5以上2.5未満である。
1	-2	※1および※2の評価区分(段階)の平均値が1.5未満である。
※都道府県体育協会からの5段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。		

5- (5) -1) 【調査対象：中央競技団体】

各都道府県における日本選手権等国内最高レベルの全国的な大会を開催可能な施設の整備状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	47都道府県に施設が整備されている。
4	30以上46以下の都道府県に施設が整備されている。
3	10以上29以下の都道府県に施設が整備されている。
2	1以上9以下の都道府県に施設が整備されている。
1	施設が整備されている都道府県がない。
※日本選手権大会レベルの大きな大会を開催できる施設を有していない競技はそもそも評価を低くする。	

5- (5) -2) 【調査対象：都道府県体育協会】

各競技における国体都道府県予選会を開催可能な施設の整備状況について、次の区分・基準により評価する。

※非正式競技については、当該競技の都道府県レベルの他大会の状況等を参考に回答

評価区分 (段階)	評価基準 ＜都道府県体育協会書面調査統一＞
5	平均値が4.5以上である。
4	平均値が3.5以上4.5未満である。
3	平均値が2.5以上3.5未満である。
2	平均値が1.5以上2.5未満である。
1	平均値が1.5未満である。
※都道府県体育協会からの5段階評価の回答の平均値を少数第一位まで算出し評価する。	

項目6 「競技団体のガバナンス」について 【満点：計200点】

6- (1) -1) 【調査対象：中央競技団体】

暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、受動喫煙防止等に係る規程・指針等の整備状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、受動喫煙防止の規程・指針の整備はすべて行われている。
4	
3	「暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止」の2つの規程・指針の整備が行われている。
2	「暴力根絶、受動喫煙防止」もしくは「セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、受動喫煙防止」の2つの規程・指針の整備が行われている。 または、暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、受動喫煙防止の内、いずれか1つのみ、規程・指針の整備が行われている。
1	暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、受動喫煙防止の規程・指針は、全く整備されていない。

6- (1) -2) 【調査対象：中央競技団体】

暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、受動喫煙防止等に係る規程・指針等に基づく取り組み状況とその成果について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、受動喫煙防止について、すべてにおいて取り組みが行われ、成果が出ている。
4	
3	「暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止」について、取り組みが行われている。
2	「暴力根絶と受動喫煙防止」もしくは「セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止と受動喫煙防止」の2つについて、取り組みが行われている。 または、暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、受動喫煙防止の内、いずれか1つのみ、取り組みが行われている。
1	暴力根絶、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止、受動喫煙防止の取り組みはまったく行われていない。
※必ずしも、規程・指針に基づかなくても、取り組みを行っている場合は評価は高い。	

6- (2) -1) 【調査対象：中央競技団体】

財務状況に関して、職業的専門家による会計監査の実施および情報公開の状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	公認会計士等外部監査人による会計監査、財務諸表の作成・開示、自主財源の確保について、すべて実施されている。
4	
3	公認会計士等外部監査人による会計監査、財務諸表の作成・開示、自主財源の確保の内、2つ以上について、実施されている。
2	会計監査人等外部監査人による会計監査、財務諸表の作成・開示、自主財源の確保の内、いずれか1つが実施されている。
1	公認会計士等外部監査人による会計監査、財務諸表の作成・開示、自主財源の確保の取り組みはまったく行われていない。今後行う予定はない。

6- (3) -1) 【調査対象：中央競技団体】

競技者、指導者、加盟団体など関係者に対する懲罰、紛争解決を所管する委員会、規程・指針の整備状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	懲罰、紛争解決を所管する委員会および規程・指針が整備されている。
4	
3	懲罰、紛争解決を所管する委員会もしくは規程・指針のいずれか1つは、整備されている。
2	懲罰、紛争解決を所管する委員会および規程・指針が整備されていないが、今後、整備する予定である。
1	懲罰、紛争解決を所管する委員会および規程・指針が整備されておらず、今後も整備する予定がない。
※その他の取り組みがあれば評価する。	

6- (3) -2) 【調査対象：中央競技団体】

役員紛争、不正経理、八百長防止等に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	役員紛争、不正経理、八百長問題等、すべての問題に対応する防止策を講じている。
4	
3	役員紛争、不正経理、八百長問題等の内、2つ以上について、防止策を講じている。
2	役員紛争、不正経理、八百長問題等の内、1つは、防止策を講じている。
1	役員紛争、不正経理、八百長問題等の内、3つとも防止策を講じていない。

6- (3) -3) 【調査対象：中央競技団体】

過去4年間、団体内部で発生した役員紛争、不正経理、八百長等の諸問題について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	役員紛争、不正経理、八百長問題等は一切なし。
4	
3	役員紛争、不正経理、八百長問題等の内、1つ発生しているが、現状、解決している。
2	役員紛争、不正経理、八百長問題等の内、2つ以上発生しているが、現状、ある程度、解決している。
1	役員紛争、不正経理、八百長問題等、すべて発生しているが、現状、ある程度、解決している。
0	役員紛争、不正経理、八百長問題およびその他の問題についてすべて頻繁に発生しており、解決もしていない。 今後も発生する可能性がある。
※選手・監督、役職員の不祥事など、新聞記事等になった事象については、可能な範囲で評価を行う。 ※「頻繁に発生しており、解決していない」と回答した場合、“0（マイナス）”評価を行う。 ※「その他」の問題が1つ発生し、解決している場合は評価を3とする。	

6- (4) -1) 【調査対象：中央競技団体】

直近のオリンピック競技大会（リオデジャネイロ大会、ロンドン大会、ソチ大会）、アジア競技大会（仁川大会、アスタナ・アルマティ大会）、世界選手権大会等国際大会における日本代表選手の選考基準の整備状況、事前公開の有無、基準に基づく選考方法について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	日本代表選手の選定基準を整備し、事前に公開している。 また、選考基準に基づき選考している。
4	日本代表選手の選定基準を整備しているが、事前に公開していない。 なお、選考基準に基づき選考している。
3	日本代表選手の選考は委員会等で行っている。 今後、選考基準の整備を計画している。
2	日本代表選手の選考は委員会等で行っているが、選考基準の整備は計画していない。
1	日本代表選手の選考基準を整備しておらず、選考基準も曖昧である。
※「中央競技団体の基準がない」と回答した場合でも、国際競技連盟の基準（もしくは国際競技連盟の定めた枠・ランキング等）に従って選考し、事前公開等や選考方法を行っていれば評価は高い。 ※実際に紛争が生じたか否かも評価に考慮する。	

6- (5) -1) 【調査対象：中央競技団体】

理事、評議員について、多様な構成員（女性枠、アスリート枠、外部有識者枠等）から構成されているか、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	中央競技団体が定めた規定（ルール）に基づき、多様な構成員で構成されている。
4	中央競技団体が定めた規定（ルール）はないが、多様な構成員で構成されている。
3	一部、外部等からの構成員で構成されている。
2	内部（競技）関係者のみで構成されているが、今後は、外部構成員を入れることを検討している。
1	内部（競技）関係者のみで構成されており、今後も、外部構成員を入れることは考えていない。
※女性役員の内部登用（内部育成）および役員数の男女比率の観点からも評価する。	

6- (5) -2) 【調査対象：中央競技団体】

意見・要望等を SNS を活用するなど、広く一般の方や関係者から受け入れる体制の整備状況および意見・要望等の反映状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	ホームページ等を整備（活用）し、積極的に意見を取り入れている。 また、その意見を組織・大会運営等に活用している。
4	ホームページ等を整備（活用）し、意見を取り入れているが、その意見を組織・大会運営等に反映するに至っていない。
3	ホームページ等を整備（活用）し、意見を取り入れているが、その意見を組織・大会運営等にまで反映する予定はない。
3	ホームページ等を整備（活用）し、外部からの意見を取り入れる準備を行っている。
2	外部からの意見を受け入れる体制はできていないが、今後、整備する予定である。
1	外部からの意見を受け入れる体制はできておらず、今後も整備する予定はない。

6- (6) -1) 【調査対象：中央競技団体】

事務局職員に対するスキルアップのための研修の実施状況、資格取得の促進等の人材育成に向けた取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	事務局職員のスキルアップのために継続的、積極的に取り組みを行っており、効果も出ている。 また、財政的支援も行っている。
4	事務局職員のスキルアップのために既に取り組みを行っており、ある程度、効果も出ている。 また、財政的支援も行っている。
3	事務局職員のスキルアップのために取り組みを行っているが、財政的支援は行っていない。
2	事務局職員のスキルアップのために取り組みを行っていないが、今後、検討する。
1	事務局職員のスキルアップのために取り組みを行っておらず、まったく行う予定はない。

6- (6) -2) 【調査対象：中央競技団体】

競技者のキャリアサポート（セカンドキャリア・デュアルキャリア）の取り組み状況について、次の区分・基準により評価する。

評価区分 (段階)	評価基準
5	競技者のキャリアサポートに組織的に取り組む体制ができており、継続的、積極的に対応し、効果も出ている。
4	競技者のキャリアサポートに組織的に取り組む体制はできていないが、積極的に対応しており、ある程度の効果が出ている。
3	競技者のキャリアサポートの単発的な対応を行っている。
2	競技者のキャリアサポートの取り組みを行っていないが、今後、検討する。
1	競技者のキャリアサポートの取り組みを行っておらず、今後行う予定はない。

6- (7) -1) 【調査対象：中央競技団体】

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況について、次の区分・基準により評価する。

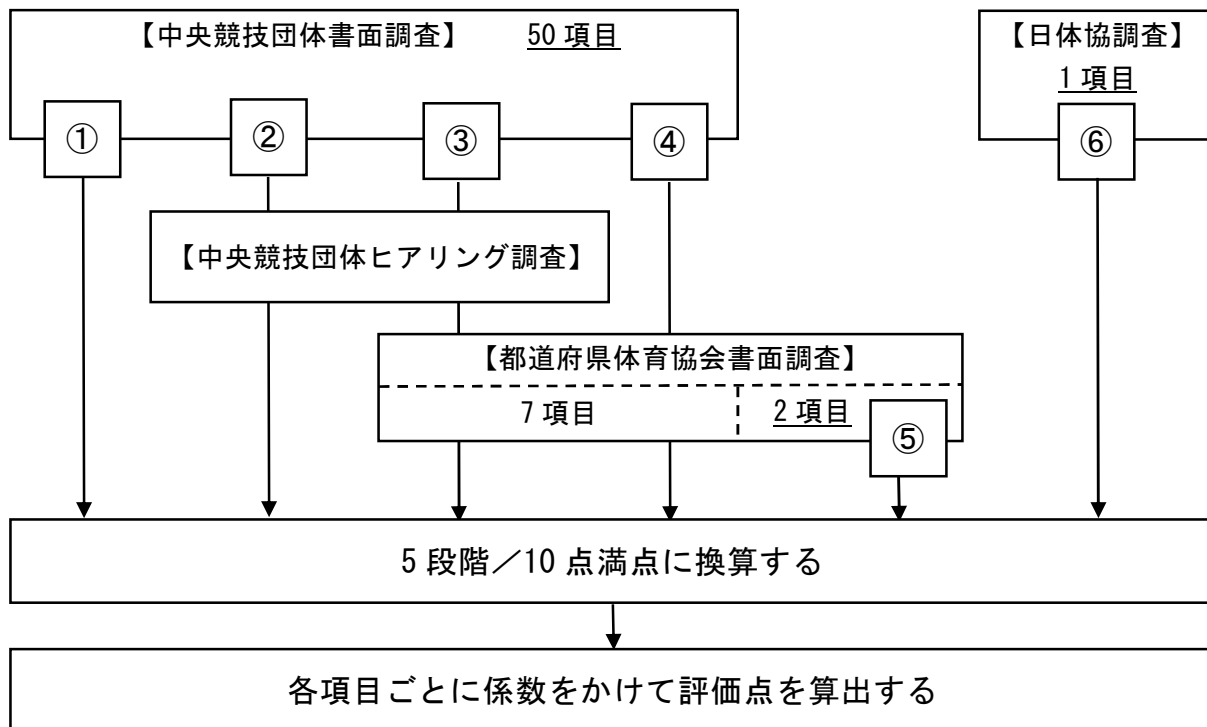
評価区分 (段階)	評価基準
5	スポーツ仲裁自動応諾条項を採択している。
4	
3	スポーツ仲裁自動応諾条項を採択していないが、採択を検討している。
2	
1	スポーツ仲裁自動応諾条項を採択しておらず、今後も採択する予定はない。

第3期実施競技選定における採点方法について

【共通事項】

全評価項目（53項目）を5段階の評価区分で評価し、それぞれ10点満点に換算する。その後、項目ごとに係数をかけて各項目の評価点を算出する。

【パターン別採点方法】



【パターン①】

中央競技団体書面調査の回答に基づき、5段階で評価する。

【パターン②】

中央競技団体書面調査の回答を基に、ヒアリング調査の内容を踏まえ、5段階で評価する。

【パターン③】

中央競技団体書面調査の回答を基に、ヒアリング調査および都道府県体育協会書面調査の内容を踏まえ、5段階で評価する。

【パターン④】

中央競技団体書面調査の回答を基に、都道府県体育協会書面調査の内容を踏まえ、5段階で評価する。

【パターン⑤】

都道府県体育協会書面調査の回答に基づき、5段階で評価する。

【パターン⑥】

日本体育協会調査内容に基づき、5段階で評価する。

1. 「都道府県体育協会書面調査」による評価方法について

(1) 対象データ（「都道府県体育協会への調査」）の区分化

都道府県体育協会による回答（5～1 の 5 段階評価）の平均値を算出し、平均値を基に下表のとおり区分する。

【平均値の算出方法】 都道府県体育協会による回答値の合計数／回答のあった都道府県数
 ※小数第 2 位を四捨五入し、少数第 1 位まで算出する。

評価区分（段階）	評価基準
5	平均値が 4.5 以上である。
4	平均値が 3.5 以上 4.5 未満である。
3	平均値が 2.5 以上 3.5 未満である。
2	平均値が 1.5 以上 2.5 未満である。
1	平均値が 1.5 未満である。

2. 「中央競技団体ヒアリング調査」の評価手順について

(1) 実施手順について

- 1) 原則として、実施競技選定ワーキンググループ委員 3 名出席の下、ヒアリングを実施する。
- 2) ヒアリングは、調査項目に基づく質疑を通して評価を行う。

(2) 評価方法について

- 1) 担当委員それぞれで採点を行う。
- 2) 採点結果の読み合わせを行い、各委員の間で認識に大きなずれがないか確認を行う。
- 3) 各委員の評価を踏まえ、最終的な評価点を決める。

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

3. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日体協が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日体協会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

(附 則)

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年8月29日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ振興を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育(スポーツ)協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ振興のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育(スポーツ)協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本体育協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

5. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日体協が決定する。

6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

〈 附 則 〉

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成23年8月25日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年12月20日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

第3期実施競技選定 評価結果一覧(概要)【案】

<正式競技>

総合 順位	競技名	基礎的条件			合計 (1000点) 得点	【項目1】	【項目2】	【項目3】	【項目4】	【項目5】	【項目6】
		加盟 区分	県体協 加盟	競技の 位置づけ		競技会の 活性化	ジュニア世代 の充実	女子スポーツ の推進	スポーツ医・科学 サポートの充実	競技会の開催・ 運営能力	競技団体の ガバナンス
						小計 (130点)	小計 (200点)	小計 (200点)	小計 (120点)	小計 (150点)	小計 (200点)
1	水泳	加盟	47	オリンピック	870.3	123.8	173.2	170.0	114.0	129.0	160.3
2	バレーボール	加盟	47	オリンピック	848.7	109.3	179.7	155.0	96.0	135.0	173.7
3	サッカー	加盟	47	オリンピック	840.0	109.4	200.0	125.0	105.0	147.0	153.6
4	陸上競技	加盟	47	オリンピック	823.1	109.3	179.8	130.0	99.0	138.0	167.0
5	ソフトテニス	加盟	47	国際的に普及	807.2	103.5	166.4	160.0	75.0	132.0	170.3
6	ラグビーフットボール	加盟	47	オリンピック	795.5	103.6	186.5	100.0	105.0	120.0	180.4
7	テニス	加盟	47	オリンピック	791.2	97.8	179.8	135.0	108.0	117.0	153.6
8	スケート	加盟	47	オリンピック	785.1	109.3	166.4	155.0	87.0	87.0	180.4
9	ソフトボール	加盟	47	国際的に普及	775.8	109.3	173.2	110.0	78.0	135.0	170.3
10	バスケットボール	加盟	47	オリンピック	775.4	94.9	166.5	150.0	78.0	129.0	157.0
11	ボウリング	加盟	47	国際的に普及	775.3	112.2	173.1	125.0	78.0	120.0	167.0
12	ハンドボール	加盟	47	オリンピック	767.9	100.6	159.8	145.0	87.0	132.0	143.5
13	柔道	加盟	47	オリンピック	751.6	63.4	179.8	110.0	105.0	123.0	170.4
14	弓道	加盟	47	我が国古来	747.7	97.8	146.4	165.0	75.0	120.0	143.5
15	アーチェリー	加盟	47	オリンピック	741.7	109.3	153.0	105.0	93.0	111.0	170.4
16	バドミントン	加盟	47	オリンピック	732.3	103.6	159.8	125.0	90.0	117.0	136.9
17	セーリング	加盟	47	オリンピック	724.8	109.3	146.5	95.0	90.0	117.0	167.0
18	軟式野球	加盟	47	国際的に普及	722.0	89.2	153.1	90.0	84.0	132.0	173.7
19	体操	加盟	47	オリンピック	721.8	100.7	166.3	145.0	84.0	99.0	126.8
20	ボート	加盟	47	オリンピック	704.3	94.9	159.8	110.0	108.0	78.0	153.6
21	ウエイトリフティング	加盟	47	オリンピック	704.3	115.1	179.7	90.0	75.0	111.0	133.5
22	カヌー	加盟	47	オリンピック	700.7	115.1	146.4	100.0	99.0	90.0	150.2
23	トライアスロン	加盟	47	オリンピック	691.6	109.3	113.3	110.0	99.0	93.0	167.0
24	フェンシング	加盟	47	オリンピック	687.6	103.5	193.1	95.0	90.0	96.0	110.0
25	ライフル射撃	加盟	47	オリンピック	686.9	109.3	146.5	105.0	90.0	96.0	140.1
26	なぎなた	加盟	47	我が国古来	675.3	106.4	146.4	85.0	81.0	123.0	133.5
27	レスリング	加盟	47	オリンピック	665.1	97.7	159.7	80.0	84.0	90.0	153.7
28	卓球	加盟	47	オリンピック	660.8	89.1	139.9	110.0	102.0	123.0	96.8
29	ホッケー	加盟	47	オリンピック	657.2	97.8	126.6	155.0	81.0	90.0	106.8
30	山岳	加盟	47	国際的に普及	646.7	106.4	126.5	65.0	99.0	123.0	126.8
31	馬術	加盟	47	オリンピック	638.4	94.8	146.4	105.0	96.0	66.0	130.2
32	空手道	加盟	47	国際的に普及	632.7	68.9	119.9	95.0	78.0	114.0	156.9
33	自転車	加盟	47	オリンピック	627.3	100.7	139.8	95.0	87.0	108.0	96.8
34	スキー	加盟	47	オリンピック	624.3	86.2	153.0	75.0	93.0	87.0	130.1
35	銃剣道	加盟	47	我が国古来	616.4	89.2	100.0	65.0	99.0	123.0	140.2
36	剣道	加盟	47	我が国古来	599.8	80.4	106.7	100.0	108.0	108.0	96.7
37	アイスホッケー	加盟	47	オリンピック	595.0	86.2	139.8	70.0	105.0	84.0	110.0
38	ゴルフ	加盟	47	オリンピック	587.6	63.2	113.2	100.0	96.0	75.0	140.2
39	相撲	加盟	47	我が国古来	584.3	71.9	133.2	50.0	87.0	102.0	140.2
40	クレール射撃	加盟	47	オリンピック	578.8	97.8	119.8	40.0	93.0	78.0	150.2
41	ボクシング	加盟	47	オリンピック	561.7	94.9	113.3	55.0	93.0	72.0	133.5

<公開競技>

1	ゲートボール	加盟	47	-	557.0	77.7	79.9	115.0	60.0	111.0	113.4
2	エアロビック	加盟	24	-	551.4	74.7	106.6	72.5	36.0	108.0	153.6
3	武術太極拳	加盟	45	-	536.6	74.8	119.9	82.5	36.0	90.0	133.4
4	バウンドテニス	加盟	26	-	507.0	51.9	86.7	130.0	45.0	90.0	103.4
5	綱引	加盟	33	-	446.3	49.1	63.4	72.5	39.0	72.0	150.3
6	グラウンド・ゴルフ	加盟	42	-	320.0	37.6	40.0	85.0	12.0	72.0	73.4
7	パワーリフティング	加盟	27	-	317.9	56.2	6.7	12.5	78.0	51.0	113.5

※ 冬季競技は、総合順位を白ヌキで表示。

※ 本会加盟競技団体(59団体)および準加盟競技団体(3団体)のうち、「正式競技」または「公開競技」を希望した48団体を対象に採点を実施。

第 78 回大会（2023 年）～第 81 回大会（2026 年）における
各競技の実施区分等について【案】

2017 年 3 月 2 日

1. 正式競技 : 計 41 競技 【注】下記※1 参照

(1) 毎年実施競技 : 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、
バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、
自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、
バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、
アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(2) 隔年実施競技 : 計 2 競技

[本大会] 計 2 競技

ボクシング、クレール射撃

[冬季大会] 該当競技なし

2. 公開競技 : 計 7 競技 【注】下記※2 参照

[本大会] 計 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

[冬季大会] 該当競技なし

3. デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーション
スポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することが
できる。

4. 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

※1 正式競技の実施区分のうち「開催地選択競技」については、第 3 期実施競技選定においては
休止とする。

※2 公開競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、当該中央競
技団体が主体となり、開催都道府県の合意を得た上で実施することができる。

国民体育大会等の名称変更の概要について

平成 29(2017)年 3 月 2 日 日本体育協会

●変更する場合の名称案

現行名称	新名称案
日本体育協会	日本スポーツ協会
国民体育大会	国民スポーツ大会、全国スポーツ大会、日本スポーツ大会等

●機関決定の内容およびスケジュール【平成 29(2017)年度内】

決定機関	H29.6「定時評議員会」	H29.11～H30.3「臨時評議員会」
日本体育協会 ⇒日本スポーツ協会	定款変更の決議	
国民体育大会 ⇒新名称	検討中	検討中

●変更する場合の導入(スタート)のタイミング

	導入(スタート)時期
日本スポーツ協会	H30(2018)年4月もしくはH31(2019)年4月から
新名称	調整し、決定する <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>◆決定県：72 愛 媛 (2017)、73 福 井 (2018)、74 茨 城 (2019)</p> <p>◆内定県：75 鹿 児 島 (2020)、76 三 重 (2021)</p> <p>◆開催申請書提出順序了解県： 77 栃 木 (2022)、78 佐 賀 (2023)、79 滋 賀 (2024)、 80 青 森 (2025)、81 宮 崎 (2026)</p> </div>